

令和7年第2回玉東町議会定例会会議録

令和7年6月11日玉東町議会第2回定例会を議場に招集された。

1. 令和7年6月11日午前10時00分招集
2. 令和7年6月11日午前9時59分開会
3. 令和7年6月11日午後6時19分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 玉東町議会議場
6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行	教育長	下地 哲雄
総務課長	古閑 康広	産業振興課長	清田 豊
建設課長	清田 善雅	町民生活課長	上田 直紹
税務課長	前田 周一	企画財政課長	西浦 仁敏
保健子ども課長	小島 隆一	会計管理者	大城戸 雅昭
教育委員会 事務局長	松永 敏	農業委員会 事務局長	岩川 康幸
福祉課長	清田 浩義		

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬 伸一	議会事務局書記	岡田 初音
--------	-------	---------	-------

10. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問(9名)
- | |
|-----------|
| 4番 狩野勝次議員 |
| 5番 坂村勇治議員 |
| 9番 吉住貞夫議員 |

3 番 大城戸廣澄議員

7 番 林 和廣議員

2 番 功刀圭一議員

6 番 坂本和也議員

8 番 清田高広議員

1 番 前田大樹議員

日程第 4 報告第 1 号 令和 6 年度玉東町繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 5 休会の件

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

9 番 吉 住 貞 夫 1 番 前 田 大 樹

開会 午前 9 時 59 分

○議長（松尾純久君） おはようございます。

ただ今から、令和 7 年第 2 回玉東町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（松尾純久君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において 9 番、吉住貞夫君、1 番、前田大樹君を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（松尾純久君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 6 月 11 日から 13 日までの 3 日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日 6 月 11 日から 13 日までの 3 日間に決定しました。

町長のあいさつ及び提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） おはようございます。

令和 7 年第 2 回玉東町議会定例会提案理由並びにごあいさつを申し上げます。

本日ここに令和 7 年第 2 回玉東町議会定例会を招集しましたところ、公私ともに御多忙中にも関わらず、皆様方の出席を賜りまして開会できますことに深く感謝申し上げます。

6 月 8 日、熊本県を含む九州北部地方が梅雨入りしたとの発表がありました。梅雨期間中は、

大雨や長雨などによる災害の危険性が高くなります。日頃から気象情報に十分注意し、避難場所や避難ルートを確認するほか、飲料水や食料品を備蓄しておくなどの事前の備えが大切です。

また、災害の被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助それぞれが、災害対応力を高め、連携することが重要です。災害時に円滑に行動するためにも、共助においては、普段からの地域の交流が大きな力になります。

今年度、住民参加による自主防災組織の育成を推進し、自主防災組織の活動を円滑に行うため、自主防災組織が実施する事業活動に対する補助制度を創設しました。現在、各行政区において、地区防災計画の策定をさせていただいているところではありますが、計画を策定いただいた行政区には、非常用食料、長期保存飲料水、毛布、簡易ベッド等の防災資機材に対し上限5万円、避難訓練や炊出し訓練等の自主防災組織活動に対し上限3万円で、かかる費用の3分の2を補助いたします。この補助制度が、地域の共助力を高める一助となるよう期待しております。

国内の経済に目を向けますと、内閣府が発表した5月の月例経済報告において、「景気は緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる」としております。物価については、ガソリン価格は落ち着いていますが、総じて高止まりが続いており、特にコメの価格については報道で大きく取り上げられている状況であります。国は販売価格を抑制するための施策を打ち出しており、消費者目線ではコメの価格が抑えられるのは喜ばしいことですが、生産者の経営が圧迫されることのないよう慎重なかじ取りをお願いしたいと思います。

梅雨入りによる豪雨災害や、物価高騰が心配される状況ではありますが、6月は、当町が全国に誇るハニーローザの最盛期でもあります。先日、全国放送の「旅サラダ」でハニーローザを取り上げていただきました。放送開始とともに、ぷらっとぎょくとうのハニーローザ生果販売のインターネットサイトには注文が殺到し、またたく間に完売いたしました。

また、ぷらっとぎょくとう店頭では、6月10日から生果やハニーローザあんぱんの販売を始めておりますが、こちらもすぐに完売する盛況ぶりで、町が生産者や農協とともに価値向上に努めてきた成果が目に見える形で表れているところです。今後もこの町が日本一を誇る「宝」を町全体で大事に育てていくことで、ハニーローザの振興当初に掲げた「農業者所得と町の知名度向上」を確実に推進しながら、玉東町の魅力をさらに高めてまいります。

それでは、本議会に提案します議案の概要を説明いたします。

報告第1号は、「令和6年度玉東町繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。一般会計11事業と宅地開発特別会計1事業の合計12事業の繰越明許費について報告いたします。

議案第34号「玉東町税条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第35号「玉東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、玉東町税条例及び玉東町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があり、専決処分したので本議会に報告し承認を求めるものであります。

議案第36号は、「玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。令和6年人事院勧告に係る勧告内容に基づき、本町第2号会計年度任

用職員の給与等を改正する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議案第37号「令和6年度玉東町一般会計補正予算（第10号）」及び議案第38号「令和6年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」は、専決処分を行ったもので、本議会に報告し承認を求めるものであります。地方債及び企業債の償還に係る経費を専決処分いたしました。

議案第39号は、「令和7年度玉東町一般会計補正予算（第1号）」であります。

補正の主なものについて申し上げます。

総務費におきましては、ふるさと納税事業に係る経費2億円、DX推進アドバイザー委託料544万5,000円が主なもので、2億1,238万9,000円を増額計上しております。

民生費におきましては、定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付金支給事業に係る経費1,475万円、子ども発達支援体制整備事業に係る経費1,080万円が主なもので、2,332万8,000円を増額計上となります。

衛生費は、1億2,813万3,000円を増額計上で、簡易水道事業会計への貸付金及び繰出金に1億1,706万5,000円、交流センター運営費641万7,000円が主なものであります。

農林水産業費は、652万8,000円を増額計上で、農地の守り手育成支援業務委託料230万円が主なものであります。

土木費においては、道路新設改良補助事業、カントリーパーク整備事業及び住宅管理費に対する国庫支出金の決定額による事業費の減が主なもので、1億6,958万6,000円の減額となります。消防費においては、衛星無線設備整備負担金637万円が主なもので、計639万1,000円を増額となります。

教育費においては、玉東中学校プール及び体育館の修繕料212万2,000円が主な増額となりますが、職員の異動等による人件費の減額により計18万4,000円を増額補正となっております。

今回補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億736万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億438万円とするものでございます。

議案第40号は、「令和7年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」であります。

水道事業におきましては、県道改良事業に係る水道管布設替えの工事請負費852万8,000円が主なもので、942万8,000円を増額計上し、歳出総額を3億1,395万4,000円とするものでございます。

議案第41号は、「工事請負契約の締結について」であります。玉東町中部地区新設第2水源・第3水源さく井工事について、契約金額が6,974万円となりますので、予定価格5,000万円以上の工事の請負契約を締結するには、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要であるため提案するものでございます。

議案第42号及び議案第43号は、「財産の取得について」であります。児童・生徒等の学習用タブレット更新の契約金額が3,424万6,861円、職員用パソコン及び管理用サーバ等の更新についての契約金額が2,400万2,000円となり、予定価格1,000万円以上の動産の買入れをするには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決が必要であるため提案するものでございます。

諮問第1号は、「人権擁護委員候補者の推薦について」であります。現委員の任期が令和7年9

月30日をもって満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者として推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。

以上、簡単ながら、本議会に提案します議案の要旨について説明を申し上げましたが、詳細につきましては、主管課長より説明がありますので、十分審議をなされまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案理由並びにごあいさついたします。

○議長（松尾純久君） 町長のあいさつ及び提案理由の説明が終わりましたので、これから議事に入ります。

日程第3 一般質問

○議長（松尾純久君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは一般質問、次のとおり通告いたします。

まず、宅地造成開発後は放任状態、これは昭和58年、上白木太郎丸小字平迫白木台宅地11区画とし、当時新聞チラシにて販売開始、①2区画は当時販売済みと聞いているが、その後残り9区画は今現在誰が持ち主か。②造成販売後、放任状態が今現在まで続く、現状の土地所有者または土地開発販売業者は、今現在実在するのか。③玉東町行政はこの土地所有者と宅地販売業者へは、これまでどういった放任状態の指導を行ったのか。④全11区画の税収は、玉東町へ宅地として納められているのか、それともほかの税で納められているのか。一刻も早く宅地造成販売業者及び土地購入地権者と話し、行政より放任対策を望む声が地域住民より持ち上がっています。

町長へ、この件は詳しいことでしょうかからお尋ねします。

次に、町道脇、雑木林の繁茂、それと町内の町道脇雑木林の繁茂により、町道へ被さる箇所が多数見受けられ、何十年から何年間伐採が行われず、車両往来の妨げと危険性も指摘されます。町長の見解を聞かせてください。

以上です。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

まず1番目の質問についてはですね、これは平井町長の時代に造成がなされている関係で、私は全く分からないことであります。担当より今現在の詳細については答えさせます。

それから2番目の町道脇の雑木林の繁茂については、これは囑託員の方をお願いしてやっていただければ、随時伐採をやっておりますから、囑託員の方にお申しつけいただければと思います。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 4番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

現地の地目は山林となっておりますが、地籍図を確認したところ、過去に分筆され宅地として販売されようとした形跡が見受けられます。納税義務者の情報やその納税状況につきましては、地方税法及び個人情報保護法の規定により、税務課としてお答えすることはできません。ただし

所有者として考えられる名義人の氏名や住所については、法務局や法務省が運営するインターネットサービスで確認することが可能です。

先日現地の状況を確認したところ、道路沿いの草がきれいに刈られており、良好に管理されている様子でした。土地所有者による管理が行われていないとのことなので、地元の方により管理されている状況にあると考えられます。

後地元での管理が難しい場合には、まずは土地所有者と協議を行う必要があります。仮に所有者と協議が困難な場合には、行政との協議が必要になると考えられます。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 狩野議員の質問にお答えします。

先ほど町長からの答弁がありましたように、町道にはみ出している雑木等につきましては、行政業務協力員さんのほうから相談していただきますようによろしくをお願いします。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは町長の答弁で、平井町長時代の案件ということですけど、その当時町長も議員をなされていたと思うんですよね、その当時この案件については、前田町長は御存じではないわけですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員にお答えします。

私は昭和62年の4月に初めて議員になりましたから、それ以前のことでありますから私には分かりません。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 分かりました。前田町長が議員になる前の案件ということで、それでは質問を変えまして、税務課長が今おっしゃったことなんですけど、答弁の中で、私がこの件についてなぜこの議会で質問をしたか、私なりに調査をした意味がですね、ここの物件を県外の方が買いたいという方が私に相談に来られて、それで今回議場で質問にいたっているわけです。

①のですね、当時宅地開発業者はその後調査の結果、倒産し、残り9区画分は持ち主が不明になっているわけですよ。これは当初開発業者が売り出しをかけて売れなかったから、そのまま倒産したようないきさつになっているようです。

その42年間、現在まで放任状態で、玉東町行政で何らかの不動産販売業者に対して通達など過去になされていたのか、そこを伺います。

○議長（松尾純久君） 狩野議員、持ち主に言ったのかとなると、税のほうですか、今、前田税務課長にお聞きのようにけど、どっちですか。

○4番（狩野勝次君） 税務課からの通告とか、行政サイド側で、この地権者に対して何らかの行政の立場で通告を行ったのか。42年間放任状態ですよ。2区画買われた方もいますけど。だけん42年間の間で、この土地2区画買われた方とこの不動産会社、販売会社に、何らかの指導通

達に行ったのか、そこをお尋ねします。

○議長（松尾純久君） 税務課長、納税の証明というか、納税をされておったのか、納税はしていなかったのか、名前は言えないのは分かるけど、そのへん分かる。

（それを言っているのかちょっと。）

その今、9区画の納税はされていたのかされていないのか。

（それは未納とかですね、そういったことは。）

ちょっといいよそれで名前は言う必要はない。

（できないと思います。その納税状況は、納税状況ですよ。）

ちょっと休憩します。

休憩

再開

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問に答えます。

納税をしているかどうかというのは税務課しか分かりません。

○議長（松尾純久君） 税務課長は小言で、それは回答できないということを私が承っていましたので、それ以上のことは聞けません。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは質問を変えまして、この販売後に町内の方が2区画を購入されたわけですよね。私が調べた限りでは、2区画買われた方も今現在は山林の税金を払っていると、当初宅地で購入して宅地税を払ったのが、今現在は山林で税金を払っていると。この山林の税金に地目変更になったのはいつごろになりますか。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

こちらについてはですね、宅地に地目変更をされた履歴はございません。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） けど税務課長、山林に地目変更となっているから今現在山林の固定資産税がかかっていると思うんですよね。以前は宅地税を払っていて、地目がいつ山林に変わったのか。山になったから最近変わったのか。42年間の間でどこで山林に地目変更になったのか、そこをちょっと知りたいんですけど。

○議長（松尾純久君） ちょっと待ってください。私が聞くのはおかしいんだけど、そこは宅地になっていたのはあるんですか。宅地なんですか。

（宅地です。）

もともと。

(そう。)

それは誰が調べた。

(宅地で造成販売を行ったわけです。)

それは業者でしょう。

(業者で、福岡の業者です。)

こっちのほうに宅地に入っていたのかどうかは分からない。

(いや、多分宅地で買っとるから宅地税が最初は徴収されたと思うんですよね。)

○議長(松尾純久君) 税務課長、前田周一君。

○税務課長(前田周一君) お答えします。

この土地はもともと山林で、それから造成がなされたのかもしれないんですけども、登記としましては一度も宅地に変更された履歴は残っておりません。

○議長(松尾純久君) 推量で言わないでください。本当現実はどうなんだから。

4番、狩野勝次君。

○4番(狩野勝次君) いや、私が調べた限りでは、宅地で販売なされて、宅地の価格で買われたという1人の方は。

(だからどこかの公共機関で調べたんですかと、ちゃんと。)

本人にも確かめにも行ったし、宅地税で宅地の価格で買いましたということです。当初はですね、固定資産税は宅地税がかかっていたと。今現在は山林の固定資産税と。

○議長(松尾純久君) ちょっとお待ちください。本人は、私の想像するにあたって、本人は宅地で買ったんじゃないんですかと、推測にすぎない。今の税務課の返事では、1回も宅地にはなっていないということなら宅地じゃないんですよ、いいですか。

○4番(狩野勝次君) 本人に確かめた結果ですね、宅地で買って固定資産税が宅地の固定資産税できていたと本人は買った人はおっしゃるわけですよ。役場のほうで全然宅地に固定資産税をかけたということがないというなら、その買われた方が証言が食い違つとるのか。役場のほうが過去42年間の間で一度も宅地、固定資産税は地目には載っていないわけですか。

もう一度聞きます。

○議長(松尾純久君) 税務課長、前田周一君。

○税務課長(前田周一君) 狩野議員の御質問にお答えいたします。

今申し上げたとおりで、

(一度もない。)

はい、変更はございません。

○議長(松尾純久君) 4番、狩野勝次君。

○4番(狩野勝次君) はい、分かりました。それではもう一つ質問を変えまして、この件で最後に町長に質問したいと思います。

この土地は42年間放任状態にて、今ではイノシシの住み処となり、町道脇土手に獣道ができて

います。また町道幅も3.3メートルから3.7メートルぶしか最も幅が狭く、通学路でもあり、車の往来も多く、行政巡回バス等も往復する町道箇所でもあります。危険性も踏まえ、この町道箇所を拡張整備する必要性が急務と思われますが、町長はどう考えておられますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

順次通学道路については整備をしていきます。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 町長もこの道は御存じと思うんですけど、山北小学校へ行く通学路に近道ですね、立岩の東山地区からこの道を通る人が近道でものすごく車の往来が多いわけです。それもって今申したとおり、町の巡回バスが往復で通るわけですね。通るとなるとちょうどこの土地の道幅の狭いところが離合がきかないために、手前で橋のところで待っとくか、この三叉路のところで車が来るのを離合する箇所がないために待っとく状態なわけです。

これで、この地区の地域住民からもですね、道幅が狭い、最初申したイノシシがとにかくこの宅地造成の跡に住み処をつくって、道を横切って宅地造成地に登っていく。とにかく通学路だからイノシシが通学生徒あたりに被害を与えない前に、やっぱり行政として道路拡張を考えてもらいたいんですけど、この土手がですね、私が調べた結果、1メートル幅で、これがまた不動産業者のですね、倒産した不動産業者が分筆しているわけですよ。分筆しているもので、これが行政執行でこの土手の部分を行わないと工事ができないと思うんですよ。そういった場合、町長、行政執行でできますか。

○議長（松尾純久君） 土地の所有の問題から発生したこの道路の問題ですから、関連性はあるから若干答弁はさせますけど、ほとんど趣旨が変わってきていますので、道路拡張の話じゃなかったはずですから、ちょっとそのへんを忘れずに質問してください。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 狩野議員の質問にお答えします。

まず町道を広げる要望がございましたら、まず区長さんから町のほうに御相談いただきたいと思います。それと所有者不明の土地についてですけれども、現在通行できる道になっていますので、それに対して広げることに對してですね、行政代執行とか強制収用で広げる場合は、ちょっとそれが最終手段的なものがありまして、実際にバイパスとかで右から左とかきてですね、真ん中の部分が通れないということで開通できない、そのような場合には強制収用とかですね、行政代執行がありますけれども、広げる、今回のように所有者が不明の場合はですね、1回裁判所とかに申し立てをする必要がありますので、そのへんの手続きが別に必要になってくるかと思います。ですので調査をさせてもらいたいと思いますので、まずは地区の方からですね、どれだけ必要かという意見を聞いていただきまして御要望いただけたらと思います。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 分かりました。一応区長さんのほうに要望書として提出するように伝え

ときます。

それでは最後の質問ですけど、町道脇雑木林の繁茂の件ですけど、これはですね、町長、特に山北地区の雑木林、竹山の繁茂が見受けられ、小島建設課長時代ですかね、行政側のほうから主幹道路沿いも数か所伐採されました。しかしながら、現状は何十年から何年もの間、町道沿い伐採が行われず、そのまま繁茂状態箇所があり、雨の日など特に雑木林が町道へと垂れ下がっています。

町長はこの現状、解決策をどう考えておられますか、伺います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

さっき答弁はあったけど、また重ねてお願いします。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員に答えます。今度はしっかり聞いとってください。

（書きます。）

書いとってください。そして忘れんごと。さっきは区長さんと言ったけど、行政協力員、この方々がいろいろと地域の事情は知っておられますから、お願いがっております。お願いがっているのをですね、順次やっとするわけです。一番危険なところから順番にやっておりますから、このことは今からずっとやっていきますから、そう理解してください。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） この件については、私たちの地区でもある区長さんより建設課のほうに要望書がでていると思うんですけど、こういった感じで繁茂のところが大変町内多く見られるもので、早急な対応策を行政側にとってほしいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時48分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） ではすみません、通告に従って2問質問いたします。

まず1点目、空き家実態調査と空き家バンクということでお尋ねをいたします。

今、日本社会では、家族構成が時代とともに変化し、核家族が一般的な形態となっております。少子高齢化が進行する中、空き家が増え続け、実家じまいが社会問題化してきているところです。2023年、空き家対策特別指導措置法が改正され、新たに管理不全空き家が制定され、勧告を受けた場合、固定資産の軽減措置が利用できなくなり、6倍となります。

そこで昨年度空き家実態調査が行われています。状況を伺います。

2点目、ゆめ・ステーションの休館についてお尋ねをいたします。

町内では飲食店が減り続けています。4月からゆめ・ステーションも休館となり、賑わい交流館として食事の提供もされていきました。駅前には便利な施設だったと思います。休館が続くと駅前が閑散としてきます。今後どのような方向で施設の運用を考えておられるのか伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 5番、坂村議員の質問に対しまして、まず担当課長より答えさせます。企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは坂村議員の御質問にお答えします。

まず1点目の空き家実態調査と空き家バンクについてです。議員御承知のとおり、昨年度、平成28年度以来、8年ぶりに町内全域を対象とした空き家等実態調査を業務委託により実施しております。調査業務の流れとしては、町簡易水道の閉栓情報及び土地家屋課税台帳をもとに空き家の候補リストを作成、さらに地域の実情に詳しい各行政区の行政業務協力員に御協力いただき、事前確認を行いました。

そして昨年11月、現地調査員が目視により空き家と想定される家屋の実態等を把握する調査を行いました。調査の結果、空き家と判定した総数は156戸、前回調査結果95戸から61戸の増加、この8年間で空き家の総数は実に1.64倍に増えていることが分かりました。

次に、調査で判定した空き家156戸のうち、所有者等が判明した方146人の方に対して、空き家を今後どうしたいのかをアンケート調査を実施しましたので、八つの項目について結果の概要を申し上げます。回収率は54.1%です。

まず一つ目、空き家の利用状況については、利用していないが44.3%で最も多く、次いで物置倉庫が17.7%、ある期間のみ利用が16.5%でした。本町においても利用目的のない空き家が多く存在していることが明らかになりました。

二つ目、建築時期についてです。昭和25年以前、つまり築75年経過している空き家が26.8%と最も多く、また昭和55年以前に建築された新耐震基準を満たしていない可能性がある物件が52.1%あることが分かりました。

三つ目です。住まなくなった時期については、令和元年度以降が41.8%、ここ5、6年で空き家が急増していることが分かりました。

四つ目、住まなくなった理由については、所有者の死亡に伴うが40.8%で最も多く、次いで転居が26.8%、所有者の施設入所、入院に伴うが25.4%でした。核家族化を背景に親が住んでいた家を相続により取得し、その後空き家となる事例が多いようです。

五つ目です。維持管理の頻度については、月1回以上の頻度が40.8%で、管理状況が良好な空き家がある一方、ほとんどしていない、一度もしたことがないなど管理状況が不良な空き家が約20%ありました。これら管理不良な空き家が将来的に管理不全空き家や特定空き家になることが懸念されるところです。

六つ目、利活用を考えた場合の課題については、解体費の捻出が35.2%で最も多く、次に更地にすると固定資産税が上がるが26.8%、売却相手が見つからないが23.9%でした。町としては、

今後これらの課題にどう向き合うかが鍵となりそうです。

七つ目、課題解決後の利活用の考えについては、建物、土地を売却したいが42.9%で最も多く、次いで町の事業で活用いただきたいが25.4%、賃貸住宅として活用したいが15.9%でした。先ほど申し上げました課題が解決すれば、空き家の市場流通化の促進が期待されるところです。

最後八つ目です。空き家バンクへの登録移行については、登録したい、興味がある、既に登録しているを合わせると43.1%となって、空き家バンク登録に意欲的な結果となっております。

答弁の最後に、今回の空き家等実態調査の結果については、空き家バンク登録物件の増加による移住定住の促進、特定空き家等候補物件の把握による安心、安全な生活環境の確保、そして空き家等適正管理の気運醸成につなげていくことをお伝えし、答弁いたします。

続いて、二つ目の御質問にお答えします。

ゆめ・ステーション・このはの休館についてです。木葉駅前活性化施設ゆめ・ステーション・このはは、町民アンケートで求められた飲食物提供機能や物産機能を備えた施設として、平成31年4月にオープンした施設となります。この飲食物の提供や物販については、行政主導ではなく民間の活力を導入すべき事項と考えられたことから、民間事業者が公の施設の管理を担う指定管理者制度を導入して管理を行ってまいりました。

最初の5年間、つまり平成31年度から令和5年度までは、数多くの指定管理の実績を有する■■■■株式会社を代表企業とした共同企業体が施設の管理を担いました。清掃面や衛生面などには問題がなく、適切に施設管理が行われましたが、経営面では課題があつて、町が支出する指定管理料が圧縮される見込みが立ちませんでした。

なお、当初5年間、町が支出した指定管理料は、初年度が935万2,200円、2年目から5年目までは毎年度630万9,600円、5年間の合計で3,459万6,000円となっております。一般的な話としまして、民間事業者が店を開く場合、場所を見つけ、出店経費や家賃などのコストを自らの事業収益で賄わなければ成りません。これに対し、公の施設の指定管理の場合は、施設所有者である町が家賃収入を得ることもなく、指定管理料を払い続けなければならない構造に町長は疑問を持たれたところです。

そこで昨年度にあたる令和6年度には、町が商工会と連携して立ち上げた一般社団法人ぷらっとぎょくとうを指定管理者として、指定管理料0円、つまり町からの金銭的支援はいっさいしないというスタンスで経営を任せました。

稼ぐ視点での指定管理が求められた中、一般社団法人ぷらっとぎょくとうは、飲食物提供事業においては、地元の特産品であるハニーローザを活用した料理を開発し、夜間営業に挑戦するなど新たな試みを行いました。

その結果、施設利用者からは好評をいただくことができておりましたが、経営面では赤字となり、指定管理料0円での事業継続は困難となったところです。これによって令和6年度末をもって指定管理者が不在となり、現在休館状態となっているところです。

しかし、議員御指摘のとおり、今の休館状態を継続するわけにはまいりませんので、先日5月30日、次の指定管理者を決めるためのルールとなる木葉駅前活性化施設指定管理者募集要項を策

定し、即日次の指定管理者の公募を開始し、現在に至っております。

今回の公募では、町長の方針を踏まえ、指定管理料0円で、令和12年度末まで経営を担うことのできる事業者の募集としており、応募受付期限を7月11日に設定している次第です。これまでと違う新たな公募の要件としましては、開館時間を9時から21時の12時間とし、通勤通学の電車利用の方々が戻ってくる時間にも駅前に明かりが灯る施設となるようにしております。

また、指定管理者自らが行う自主事業によって、駅前に活気が生まれるような提案を期待する旨、募集要項に明記しているところでもあります。

この募集要項の趣旨を理解し、自らの経営力をもって管理運営費を賄い、かつ駅前に賑わいをもたらしてくれる魅力的な事業者の応募を得られることを期待することをお伝えし、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） それでは2点目のゆめ・ステーションのほうからまいります。

7月11日だったですかね、最終的な応募の締め切り日が。

（はい。）

あと1か月ぐらいあります。10日ぐらいになりますけど、今の段階では申し込みはあっていないということですかね。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 5番、坂村議員の御質問にお答えします。

現時点ではですね、正式な応募はあっておりませんが、実は先週ですね、1件引き合いがあったところで、現地のほうに出向いてですね、施設の内覧をしたところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 施設管理料が0円というの魅力的ですよ、確かに。それまで50万ぐらい月にかかっていたということですよ。0円になるとやはり管理をされる業者というか、そういった方たちにとっては非常にメリットがあるということで、町長も苦肉の策だろうというふうに思います。やはりこの駅前というのは、もともと町長が元から町の開発、宅地分譲地の開発をするうえで、どうしても駅前のシャッター通りを開発をしたいというのが、まず最初の肝入りだったと思います。それでゆめ・ステーションというのができてきて、それから分譲地がずっと開発をされて、今も丸田分譲地が販売、そして上木葉にはまた25区画の分譲地の予定がされていると、どんどんどんどん開発、町長の思っているまちづくりができてきております。そういった中で、今回3月いっぱい休館という措置をとられたわけです。それは基本的に管理料も0円ですらとぎよくとうのほうにお願いをしたと、それでも赤字だったということで、なかなか一足飛びに、当然町長の胸の中では、町長選の前にこれは当然赤字というのは分かっていることで、休館にしたいと、次のステップに進みたいということを考えておられたと思います。

でも実際そこで運営を任されておられたスタッフたちは、町にとっては非常に大切な人材だったと私は思います。現実的にはなかなか飲食業というのは、一気にそこにお客がくるということ

はなかなか難しいと。隣のそば屋さんでもあそこは何年になりますかね、今、結構賑わっております。そういうステップを踏みながら飲食業というのは徐々に賑わいを得てくる、そういうようなことがやはりあると思いますが、今度の場合は1年足らずのうちに結果的に町長はやられました。よかったら町長のまず胸の内を少しお話をいただけたらというふうに思いますので、まずその点をよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 5番、坂村議員の質問にお答えします。

ゆめ・ステーションこれはですね、夜はカクテルバー、ワインバーを常時10時ぐらいまで開いてくれと、そういう思いだったんですね。それは何かといいますと、やっぱり女性を町に引き込んで、女性がつろげる場所、そういうのをですね、場所をつくらんと町の発展はあり得んと、そういう思いが私にはあります。女性が活気がないと町発展はないと。

東京を考えてみますと、若い女性がどんどん東京に行ったわけですね、やっぱり活気があります。都会に行くと、大阪にしろ名古屋にしろ福岡にしろ、若い女性がいっぱいおります。若い女性がおるところがですね、活気ある町、しかし玉東を考えますと、若い女性、それから中年の女性、お年寄りでもいいですけど、くつろげる場所がないんですね、玉東では。そういう場所をですね、つくってやらないかなと思っておりますので、やっぱりそういう場所をつくれということでお願いしてきたんです。しかし、それはやっぱり専門にやっている人でなかと無理だと。そこでいったん休館をして今、募集をしております。今、企画課長が問い合わせがあっていると言いましたけどほかにもあっています。今、人を見つけておるという状況です。今、人がですね、なかなかいないんですね。人を探してですね、やっぱりここは魅力があると、駅前は、やっぱりそこに店を出して、ほかの利用もできますから、部屋もあります、カラオケするところもあります。そういうところでは宴会をすることができますから、前の店だけじゃなくて、そういうことを考えている業者もおります。今しばらくですね、お待ちになっていただければですね、本当の私が目指す駅前の活性化ができるんじゃないかなと。そうすることによってですね、この町が発展していくと。またアベニール木葉第二弾、第三弾をですね、つくれるような町になっていくんじゃないかなと思いますから、今しばらくお待ちいただければと思っています。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 町長の思いというのは、ずいぶん前からそういった思いというのは伝わってきておりました。やはりこういった形で私たちから見ると、休館の措置を取られたということで、やはり特別な空間というふうに私たちは思っております。また町長もその思いで駅前開発をされたと思いますし、駅の庁舎内のエレベーターも利用というのは非常に少ない中でも、そういった雰囲気がかもしだしていくというか、駅の、駅周辺の、そういう思いでエレベーターにもやっぱり踏み込んでいかれたというふうに思います。

そういった雰囲気ができていく中で、定住というのがさらに魅力あるまちだということで、皆さん定住を、町外から来られるのが、非常に玉東町の戦略としては非常に私は良い方向にいているというふうに思います。でも今回、休館ですので私は非常に心配したんですね。ああこれ

が休館ですと長引き、あるいは次の指定者が現れなければずっと休館が続くんだと、そうなってくると、やはりその思いとは全然裏腹に駅前の活発さがなくなってくるし、住んでおられる方も何かそういった思いがつのってくる。こういう形に町というのは少しずつ変わって行くのを、当然人口は減少していく中で、エレベーターの利用というのも少なくなってきましたし当然、あそこを利用する方も少なくなってくる、これは今、町は5,100数十名、何とか分譲地で開発をされながら、うちはなかなか減らないときもあったし1年間、そのへん近辺でうまく定住を進められて、人口減少がなだらかといえますか、そのへんですと推移しております。

でも非常に頑張っておられると私は評価するわけですがけれども、いつまでも分譲地が開発できるわけでもありませんし、自然に減少していく、これは仕方ないことです。あとで空き家のことで私は申し上げたいと思いますけれども、こういった状況を踏まえていく中で、やはりこの休館が非常に早く元に戻って、事業者を設定されて、少しでも賑わうような場所にしていただかんと、非常に町長自身もその思いは大きいと思いますけれども、やはり町民の1人として非常にそういうふうに思います。

特に町で利用するときに、前は公民館もお酒のようなことが当初はできておりました。福祉センターでも飲酒をして、町民が交流できるような状況でございましたけれども、全くそういう施設は酒の利用というのができなくなった。あの場所だけなんですよ。休館が続けば、やはり、例えば中学校の部活だったりとか、今は社会体育のほうに移りましたけれども、そういった方たちの交流する場所というのがありません。■■■も辞められました。そういうような形に今なっている中で、是非とも休館というのが、私は非常にやっぱり町民のそういった方たちの利用ということについて、なかなか交流の場所が少ない中で、非常にゆめ・ステーションというのがあそこにあって、利用できる場所であったわけです。

できるだけ今、引き合いがあって、内覧という形でお見せしましたと。企画課長が言ったほかにもありますというふうに町長がおっしゃっております。あと1か月間の中で、ほかにもそういった方たちが興味を持たれて、そういった形で来られるということが少しでも多く来られて、その中で少しでも良い事業者にお渡しを、管理をしていただくような、特にこの5年間で0と、じゃあ町長、その5年以降はどういうふうにされ、元の50万に戻されますか、それとも指定管理料は0円でいく、当初の5年だけに限られた考えですかね、そのところは、ちょっとお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 今、ゆめ・ステーションはどういう利用の仕方をやっているかとまず最初に言っときます。

この前はですね、小中学校の校長先生と父兄、学校評議員との懇談会、あそこのゆめ・ステーションでやりました。そのほかにもですね、各団体が使っております。クラブ活動とかなかでですね、もう■■■もなくなりましたから、懇親会をする場所がないというときはですね、ゆめ・ステーションでやっていただきます。業者が決まるまでそれを利用したいと。業者が決まってからはですね、業者のほうがそれをやってくれるんじゃないかなと思っております。

あと指定管理料が0になりますけど、これ当然ですね、ずっと0ということではいけません。軌道に乗ってですね、利益がでるようになったら、双方の話し合いでいくばくか家賃をもらおうと、そういう形をとっていきたいと。最初は0ですね、入居をやって、軌道に乗るまで頑張ってくれと。軌道に乗ったら双方の話し合いで家賃を少しはくれというようなふうを考えているところですよ。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 今、町長が言われましたように、ゆめ・ステーションが一応は休館で閉まりましたけれども、そういった団体についてはあそこを開放しておられるということですよ。要望があるという、団体も限られた団体でしょうかね、それとも誰でも使って、それはそういうことじゃなくて、例えば中学校のそういった父兄の方たちとか、あるいは商工会、この前総会ありましたけれども、そういった限られた団体の利用ということになりますよね。多分7月の11日が最終的なことで、7月いっぱいだったらもう次の事業者が決まるということですので、期間的にはわずかなことですよ、分かりました。

それから指定管理料については、5年間で軌道に乗せてもらいたいという思いの中で、軌道に乗ったら少しは指定管理料をいただく、軌道に乗らんだったらどうしますか町長。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 5番、坂村議員にお答えします。

軌道に乗らんだったら業者は変わります。業者が変わります。業者が利益をだしきらんだたらですね、辞めていくでしょうおそらく、やっぱり利益をだす業者でなかったらですね、長続きはしないと思います。やっぱりいくばくかはですね、出せるようになると思います。頑張ってくれと。やっぱり今までやったのが専門じゃないですから、これは参考になりません。やっぱり専門にやればですね、ちゃんと利益を出すことを考えていってくれると思います。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 業者にしっかり次された業者に期待をしながら、その点は終わりたいと思います。

次に、空き家実態調査についてお尋ねをします。

ちょっとなかなかメモするのが下手くそですね、いろいろ聞いているうちに実態の状態が分からなくなりました。なかなか空き家の実態が156だったですかね、そのうちの146が所有者が分かったと。あとの9戸かな、9戸は所有者が分からないということですかね、空き家の中の所有者が。所有者が分からないということは相続がされていないということですよ、ずっと、今どこにおられるか分からんいうことでしょう。ですね、じゃあいいです。

ここですね、今これから先の時代というのは、当然人口減少というのは進んできます。社人研の推計によりますと、2050年には1億人を割って9,000万台になるというふうに、まあ幅があるでしょうけれどもそういうふうに言っておられます。2060年には8,000万ぐらいの日本の人口になると。一週間ぐらい前だったですかね、厚労省が出生者数の発表をされたのが、68万6,061人。ちょっと調べてみました。第2次ベビーブームが74年のとき206万の出生者数だったそうです。100

万人になったのが2015年、40年ぐらい経って106万人減少しております。2015年からですね、昨年2024年の発表が68万ということで、32万人以上の方が減られてる、たった9年で、これは歯止めが利かないと。68万がもっと下がっていくと。しかし高齢者はどんどん、今、5人に1人が後期高齢者、75歳以上と。そういった中で、当然核家族が一般的な家族形態というふうになってきている以上、やはり親と一緒に住まない。うちあたりの近くにもですね、60坪ぐらいの家が建っているのに隣に家を建てられる、帰ってきて。当然一緒に暮らしのできるような規模の母屋の中に隣に建てられた。あるいは子どもさんは都会に、あるいは町内でも原倉のとおっぺんからそのニュータウン、オレンジタウンだったり、そういったところに下ってこられている。全く親と一緒に生活をされないというのが今の家族形態です。そのために母屋、親の母屋というのがどんどん空き家になっていく、これはもっと進んでいくと思う、この空き家の数は。全国で今、ちょっと調べましたら900万戸あると、空き家が、そのうちの380万戸が戸建て、1戸建て、それほど今の現状で多いというふうに言われております、空き家が。マンションでも親が亡くなるとそこはそのまま空けていたり、先ほど言いましたね、物置だったりとか、ですね、売りたいんだけど売れないと、そういう時代がもうこれから顕著に、社会問題になってくるのは実家じまいなんです。墓じまいもそういうふうなことを言われておりました。もう誰も後が若いのが家を継がないから墓じまいをしよう、親のいるうちに、親がするわけです。

でも実家じまいというのは、今度は子どもがせんと、家の中にいっぱい物がありますし仏壇もあります。そういうことをしながら、例えば賃貸で貸しのできる家だったら賃貸で、売りたい、物件は売りたい、あるいは壊していく、そこでそういうことが顕著に今から現れて多くなってきました。

ここで、この空き家の管理不全空き家というのが、23年12月に制定されました。これは国として特定空き家になる前の段階でも、もう既に固定資産を倍にしようと、6倍にしようという、やはりこれからどんどん空き家が増えていくという想定したうえで、こういった特定管理不全空き家というのを制定をされたと思います。今回の調査ではこういう段階までは踏み込んでおられないということですね、ただ調査をされた。課長どうですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 坂村議員の御質問にお答えします。

一応今回の調査ではですね、特定空き家であるとかですね、その前の管理不全空き家であるとか、そういった位置づけをですね、特定した調査は行っていません。ただ目視で見てですね、管理状態が程度が良いとか悪いとか、そういったランクづけの調査はやっているところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 今後そういった形で制定されたということで、やはり空き家対策特別措置法というのが改正されて、こういった特定空き家の前に管理不全空き家が制定されたということですので、当然こういった形で行政は今後調査をされる、あるいは移行、形に流れていくということはもう間違いないですよ。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 坂村議員の御質問にお答えします。

今年の3月ですね、空き家に関する条例のほうを御承認いただいたと思います。その中でも特定空き家であるとかですね、管理不全空き家であるとか位置づけておりますし、併せて施行規則のほうも設けておりますので、ただそういった議員がおっしゃるような取り組みの今、準備をやっているところでございまして、もう少し時間をいただいてですね、そういった制度とかですね、そういった仕組みづくりを今年度中にやっていきたいというふうに思うところです。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） はい、分かりました。やはりこういった、先ほどちょっと下のほうでみんなで話していたんですけれども、こういった特定空き家であったり管理不全空き家になったとき、解体したとき、あるいはその地の目が、税務課長にお願いします。あの地目がですよ、いったん宅地で登記をされている土地というのは、今後永遠と宅地ですかね。それとも変更できるのかで下でもうみんなが言うんですよ、変更できるて、俺は変更でけんどて思います。ちょっとその点、税務課長どうなりますかね。税務課長よろしいですか。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 5番、坂村議員の御質問にお答えいたします。

登記官が認められれば、地目変更は宅地から別の地目に変更されることはできると認識しております。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） すみません、どこが認めればですか。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 法務局の登記官です。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） その認める要件というのは何かありますか、例えば山林状態になってしまったとか、全く宅地利用として利用価値がなくなったとか、そういうのが背景にあって法務局が認めてくれるということですかね。じゃあ空き家の問題なんて全く考える必要はないじゃないですか、法務局が変更して山林にしてくれたらいいわけですので、みんなここに一生懸命どうするか、空き家じまいをどうしていくのかということを考えたときに、地目が宅地だったらですよ、いつまでもその子どもさんは都会にいて、その宅地の宅地税、固定資産税を払っていかんやんでしょう。山林になればその税金というのは非常に押さえられますよね、そういう手続きで地目変更ができるんであればですよ、もう空き家のことはあんまり考える必要もない、もうどうでんいかんなら地目変更をお願いしますということになれば、この問題というのは、戸建てに対しては何か私は方法が、田舎ですよ、都会は別として、こういう木葉の地区で隣がずっと家が建っていますと、山北はそういう状況にはないですもんね、隣が畑だったりとか、民家が離れていますよね。

そういうところは、じゃあ今後、税務課長、あのですね、これは本当に人口が減っていく中で、

ものすごい勢いでこれから空き家というのがでてきます。もうそれは当然、若い人は全部出るか、自分で家を建てるか、親とは一緒に過ごしません、暮らしません。昔は3世代、4世代で暮らしていたのが、今はもうそういった形に全部家族形態が変わって、親との交流もなかなかできない、都会に行ったら兄弟がいたら、こういう不動産、負の動産、誰ももらいたくないと。私はだけん相続放棄されるのかなと、でも相続放棄するときに現金をたんまり持っておられたら誰も相続放棄はせんですもんね。やっぱり誰かがそういった不動産というのを登記を受けてもらうわけです。

でも今、課長が言われたように、法務局が、例えば地目変更が可能ですよということができるのであれば、私の認識がちょっと甘かったと思います。下のほうでみんな話したときに、それはできないでしょうということは何人かの議員さんと一緒に話をしておりましたけれども、ということが可能であればね、心配する必要はなかですよ。もらって、いやいや山ぼうぼうにして、それは地目変更をお願いしますと、法務局、はい、それでいいですよ山林ですよということのように対応していただければ、地方のこれは今、自治体が全国に1,729あります。社人研が推計したのが744自治体が消滅自治体に、推計をされとつですよもう。だからうちは幸いなことに定住促進が進んでおりますので、消滅自治体に入っていないけれども、入ってなくても人口というのは当然玉東町も2050年、3,400人余りですよ。

そうなったときにどんどんどん人口というのは減っていくわけです。その逆に空き家というのはどんどん増えていきます。これは社会問題で私は、これから先の社会問題というふうに捉えている、これはどこもそうだろうと思う、全国的に。特に周辺ですよ、744自治体が消滅していくのは。そらひどかったら京都でも財政が非常に困難と言っておられるし、市でも危なかつですよ。北海道の北見市なんかは10万人の人口のところが財政赤字で、夕張になるようなことを言われております。

そういった形の中で、人口はどんどんどん流出をしていくし、そういった町からはどんどんみんなが流れ出ていくとですよ。京都も子育てが非常に厳しいということで、出ていくという情報もあっております。だから財政が厳しくなるとみんな出ていくとですよ、良いところに。そうなったときに、人口減少になったときに、財政が非常に逼迫して非常に厳しくなってくる、うちもそうですよ、2050年、あと25年したら3,400人、1,700人ぐらいの人口が減るわけです。これだけ頑張って分譲地を開発をされていますけれども、そうなったときに当然一番問題になってくるのは、ここの相続か、相続していった先に売れる物件だったらいいですけれども、売れん物件というのが当然あります。特に人口減で誰も買わんとですよ。隣に息子が建てて、60坪のしっかりした家も空き家になっていくとですよ。誰かに貸したいということで借られる人がおればいいですけども、人口減少が極めて進んでいます。

今はまだうちは5,100人台おります。いろんな財政的にも50億の予算が今ここにあがっておりますけれども、これが3,400人、あるいは半分の2,500人になったときに、財政難ですよ。今は水道の今度木葉地区のそういった諸々の影響を緩和するために、水道事業を今度計画をされてボーリングをされます。そういうインフラ整備というのが今はまだできます。でも、やっぱり年数が経って人口がこう下がっていったときに、インフラ整備だつてできんような自治体になってきます

よ。消滅しなくても。

できるということで税務課長の答弁をいただきましたが、私ができないというところで想定で今、質問をしておりましたので、少しちょっと変わりましたが、是非ですね、こういった意向調査、企画課長、意向調査を早くされてですね、例えば空き家バンクに早く登録をしていただくとかですね、早い段階で、まだ人口がこれだけの1億2,300万台と今思います。多分今は外国人のそういった労働者が来ていただいておりますけれども、これが2050年、1億を割って9,500万ぐらいと言われておりますけれども、そうなったとき2,800万人ぐらい人口が減るわけです。その分の労働力を外国からうちに来てもらうということは、経済をまわすための外国人労働者を来てもらうということは、とうてい難しいと。GDPもどんどん下がり始めております。もう日本はインドから越され、ドイツから越されてどんどん下がる一方です。そうなった経済力がない日本になったときに、外国からですよ、そういった技能実習生とか今は言っておりますけれども、今の段階で1億2,300万の人口の中で、外国人を300万とか来てもらって経済がまわっている。もうまわらんですよね。そういったことが想定されます。25年後。

当然、今年は91万の自然減です。毎年これは100万を超えるような人口減少が起きていくわけです。20年先には2,000何百万減ります。10年後には1,000何百万減ってくるわけです。そういう人口減少が進んできたときに、やはりこの自治体も当然町民の人口も減ってくるし、財政も厳しくなってきます。そういったのを見越しながら今いろんな町長がまちづくりを進めておられると思いますので、その点についてはですね、もうこれ以上のまちづくりというのは、ちょっとすごいと思います。あれだけの分譲地を次から次に計画をされながらやっておられますので、これが最高のやり方だろうというふうに私は評しています。

そのほかに求めるものは、空き家をどうやって活用していくか、それは一刻も早くやっていただきたいと。

それともう一つ、空き家バンクですよ、私がいつもちょっと見させてもらって、契約済みというのをいつまでも、業務が非常に忙しいのは分かりますけれども、契約済みというのがいつまでも契約済みでバンクの中に掲載されております。課長、あれは何か意味があつとですかね。これだけの空き家があります。これだけのうちにはそういった方が、空き家を利用するような方たちがいっぱいおられますという方面で、空き家バンクの契約済みが載っているのか、業務煩多の中で削除するのがちょっと手間取っていると言え、どっちなのかということです。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 坂村議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃるとおりですね、現在ホームページの空き家バンクを閲覧してみると、22件物件が確かあったと思います。そのうち15件は契約済み、そのほか契約済みという記載はなかったと思います。

私もですね、ちょっと詳細までは確認していないんですが、おそらくその物件にも形態が売買の場合と賃貸の場合があるので、おそらく賃貸の場合はですね、また借り主が変わることもあるので多分残っているのかなと思うとですよ。ただ、そういう残している意図は分かりませんけ

れども、おそらく売買の場合は確かに消していいのかなと思うんですけども、契約形態が賃貸の場合はまた借り主が変わることも想定していてですね、残っているのかなというふうに私は今、そう分析しているところです。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） そういうふうに捉えることはできますけれども、やはりいったん契約済みということを空き家バンクの中にやった以上、誰もそこにはコンタクトというか●●●とらんですよね。やめられるのはやめられても結構で、ちょっと契約を破棄しますと、そのときはまた載せればいいことであって、見にくいんですよ、はっきり言って。やはり契約済みだったらもう削除してしまって、156戸の空き家があるわけです。意向調査を早くされてですよ、管理不全空き家になる前に、やっぱりそういったことも地主さんといいますか、持ち主の方に意向を伺って、空き家バンクに載せられない方はそれでも結構ですけども、賃貸で十分この物件は大丈夫と思われる方は、どんどん空き家バンクに登録をいただきながらですよ、町、そこに定住をお願いすると。地域もどんどんどんどん減っております。やっぱり定住される方、それでもですね、やはり新たに、例えば丸田分譲地、坪10万ぐらいですよ、課長そうですね。

（はい。）

坪10万ぐらいで販売して750万か60万、800万ぐらいもありましたけれども、それだけ別に出して家を建てると思ったら、それなりの所得がない人には建てられません。だからああいったところなんか0円でもいいと、周辺部、0円でもお譲りしたいという方もおられると思います。よくマッチングで0円物件を運営されているところもあります。意外とですね、成約が多いんですよ、そういったところは。そういったところまでですね、行政にしてくれというおこがましいことですけども、やっていただきながらですよ、0円、タダでもかまいませんと、どうぞお譲りしますとか、それに例えば農地がついていればですよ、なおさら結構ですよ、ちょっとした家庭菜園はできますし、賃貸だったらもう安くお貸しをしますとか、そういった意向調査をですね、早くやってもらいたいなと。

今の空き家バンクの登録制を見ていると、非常にそこに対してはちょっとこれだったら空き家バンクにみんな見るのかなあと、来る人がいるのかなというような状態です。私が何回でも見る限り、ああこれだったら空き家バンクにみんなが目を通すのかなと、全く前と変わらんたいという状態です。だから調査とホームページにある空き家バンクの運用、そのところをですね、ぴしゃっとやっていただきたいと思いますが、課長よろしく、どうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 5番、坂村議員の質問にお答えします。

私も今、質問を聞きながら考えました。相続者これがない分があります。今から先、やっぱり0円、これの考え方も大事だと思います。私が知っているある人がですね、畑は持つとるけど、隣に金は要らないと、やりたいと、もう耕作はできないと、やっぱり家も無料でいいと、やっぱりそういう人もでてきておりますから、やっぱりその調査もですね、今からどうしようかという聞き取りの中でですね、やっていかないかなと思いました。

空き家もなるだけつくらんようにせないかんし、朽ち果てていく姿を見たくもないし、やっぱり田舎のほうではですね、道路の不便などこなんかは、特に今から先、どんどん空き家、イノシシとか猫とか、いろんな動物の住み処になっていくんじゃないかなと思いますので、やっぱり意向調査をですね、急いでやってみたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） 残り時間5分となりました。

5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） すみませんね、長くなりました。以前は町長もあそこの農協の上ですかね、■■さんところとかあいった物件をいただきながら、お泊まり住宅とかなんかされていましたが、今後はそういったことはもう考えられんとでしょう。

例えばお譲りしますと、町に物件を、そういったことは町長、最後に一言だけちょっと、どう考えられますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 5番、坂村議員の質問にお答えします。

■■君は同級生でありますけど、あれは町に譲っていただきました。ちょっと家を建てるから借りたいというような人には貸しておったんですよ。今、地域協力隊か、あれがおったんですけど、今は玉東に住んどったのが家分かれしてあそこに間借りしております。今は空き家じゃないんですけど、今から先はですね、そういう人がでてくるんじゃないかなと、それを早く把握してですね、やっぱりやっていきたいと。

国の政策をですね、遅れておるんですよ。さっき全国で900万戸か空き家があると、それはですね、大変なことなんですよ。農地だとか山だとか、所有者不明とかおそらくなっていくと思います。国の制度の中でですね、しっかり考えていかないかと。やっぱり国会議員あたりと接触したときはですね、そのこともやっぱり含めて話していきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） すみません、ありがとうございました。今後ともよろしく行政のほうにはお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。午後は1時に再開します。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時02分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

続きまして、9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） こんにちは。まだ午後から7人質問者が残っていますので、簡潔にいきたいと思います。

町長に2点ほど聞きます。

1、保育園の現状と課題。玉東町議会厚生文教税務常任委員で、山北保育園が認定こども園を開始されてから2年が経過したことから、現状を所管調査に伺いました。その中で、現状、保育園が抱える課題として、特に支援を必要とする子どもが数人いて、定員以上の先生で対応している現状がありました。支援が必要な子どもに対する町としての対応が必要ではないかと考えますが、支援が必要な子どもの現状について町は把握していますか。

また、町外から転入された多子世帯で、これまでは3歳児未満の保育料が無料だったが、玉東町の保育園では保育料を負担しなければならなくなり、がっかりしたとの声があったと聞きましたが、どうしてでしょうか。

2、今年度のふるさと納税についての新たな取り組みはありますか。

玉東町のふるさと納税は今や貴重な自主財源として大変ありがたいです。ここ数年10億円を超える納税があっていますが、他市町村でもふるさと納税が増額になるように取り組んでいることから、油断はできません。常に先手となる取り組みが必要だと考えますが、今年度の取り組みをお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問には、担当課長よりまず答えさせます。

保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 9番、吉住議員の御質問にお答えいたします。

山北保育園の状況について御質問をいただいておりますが、町としては、町全体の町内2園の現状をお伝えさせていただきます。

一つ目の支援が必要な子どもの現状について、町は把握しているかの御質問でございますが、母子保健法に基づき実施する1歳6か月児健診と3歳児健診において、子どもの成長や発達を評価し、発達支援が必要な子どもを把握しています。令和6年度末における発達支援に関する経過観察を行っている子どもの数は、80名となっております。80名の内訳は、5歳児20名、4歳児26名、3歳児15名、2歳児14名、1歳児が5名で、全体191名に対して41.8%になります。

子どもの成長、発達は、年齢を重ね経験や体験の中で、生活の様々な課題を獲得しながら積み上げられていきます。乳児期にはすべてを親に依存している状態ですが、少しずつ自立し、保育園などの集団生活へ入っていきます。保育園はそのような発達支援を必要としている子どもたちの直接の支援の場であり、保護者にとっても一番身近な相談の場です。

そこで、その中で保育士の先生方が一人一人の子どもにいていねいに対応いただいていることは、十分認識しております。このような発達支援を必要とする子どもへの対応については、平成17年4月に施行された発達障害支援法において、地方公共団体の責務となっております。

したがって、町としても健診後も発達支援が必要と思われる子どもの保育園での様子を心理士や保健師等が参加し、発達の経過を観察、評価しながら、子どもの保育園での困り感に対して、

具体的なかかわり方やコミュニケーションの取り方などを先生へお伝えし、保育園と一緒に子どもの発達への支援を行っています。

また、障がいを抱える子どもの保育体制整備につきましては、保育給付費の療育加算や障害児保育事業、医療的ケア児支援事業により、財政面での支援を実施しています。しかし、この事業の対象は、障害者手帳や特別児童扶養手当受給の対象となっている子どもで、既に医療機関等において診断がついている子どもに限られており、令和6年度では4名の子どもが対象となっています。

二つ目の多子世帯の保育料に関しましては、保育料算定における第3子の考え方及び所得に応じた保育料の設定が、各自治体で違うことは議員も御承知のことと思います。本町においては、多子世帯で第3子が3歳未満の場合、市町村民税所得割が30万1,000円以上は、額に応じて公平に保育料の負担をいただいています。令和7年度現在、この基準額に該当される方は1名となっています。

今回御質問をいただいている多子世帯の方の声や状況について、保育園に確認を行い、事情を把握させていただきました。町としましては、保護者の方の御理解を得ながら、今後も多子世帯の保育料については、現行どおりの対応を行ってまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、9番、吉住議員の二つ目の御質問にお答えします。

はじめに、令和6年度のふるさと納税事業の実績についてお伝えします。

令和6年度の寄附額の実績は、対前年比120%、約11億4,000万円で、令和4年度に次ぐ寄附額でした。また、基金積立額は約5億7,000万円積み立てることができました。議員おっしゃるとおり、ふるさと納税寄附金は、本町にとってまちづくりのための貴重な財源となっております。

次に、ふるさと納税事業を取り巻く状況ですけれども、平成30年度ふるさと納税市場は約5,000億円の規模でしたが、令和5年度は1兆1,000億円で倍以上の市場へと発展しております。業界の見立てとしましては、3、4年後には1兆5,000億円市場まで発展拡大、その後は人口減少に伴い緩やかに市場は縮小していくのではと予測されています。

また、市場の発展に伴い、アマゾンやコンビニ業界などがポータルサイトに参入、自治体も返礼品代行業者に業務委託することがスタンダードとなり、ふるさと納税市場は、返礼品の競合や価格競争が激化する様相となっております。

それでは、議員お尋ねであります今年度の取り組みについて、3点お伝えします。

1点目です。魅力ある返礼品のラインナップの充実です。具体的には、ふるさと納税返礼品を提供するために、町内で事業所の新設や増設、地場産品の開発や販路拡大等を行う事業者に対して、創業支援、企業育成に資する奨励金を交付する仕組みづくりの検討です。財源はこれまでに積み立てたふるさと納税寄附金基金を想定しています。これらの仕組みづくりについて、まずは先行自治体の調査研究を行う予定としております。

二つ目です。コメの特殊需要への対応です。令和6年度の寄附額を押し上げた要因は、コメの

需要が高かったことがあげられます。この傾向は令和7年度も同様で、4月と5月の寄附額は約1億6,000万円で、対前年比170%、コメへの寄附が主となっております。備蓄米の放出があり、相場の先行きは読みづらい部分もありますが、返礼品代行業者と連携して、6年度産の在庫の確保、加えて7年度産の仕入れに向けてしっかり調整対応を図っていきます。

三つ目です。令和7年10月のポイント制廃止への対応です。本年10月、寄附に対するポイント還元制度が全面的に廃止されます。これに伴い、9月末にかけて寄附の駆け込みが大きく高まることが予想されています。駆け込み需要に対応できる返礼品の量の確保に努めつつ、10月以降寄附額が落ち込むことがないように、安定運用に備えた準備を行っていきたいと考えております。

先の町長選挙において、前田町長は公約の一つに、ふるさと納税×（かける）地場産業の育成を掲げております。本町におけるふるさと納税事業の位置づけは、まちづくりのための貴重な財源であること、そして地場産業の育成に寄与することと捉えております。今後とも町内事業者や農業の生産者、返礼品代行業者と連携協力しながら、積極的な取り組みを進めていくことをお伝えし、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） まず保育園の現状と課題について、小島課長から現状について説明がありました。玉東町では、特別保育事業費等の補助金の基準額が設けられておりますが、現在のこの基準額が決められたのはいつなんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 吉住議員の御質問にお答えいたします。

ただ今の特別保育事業に対する基準額ということでしょうか。

（はい。）

こちらについては、すみません、いつからというのはちょっと分かっていないんですけれども、この制度については、障がい児、それから軽度障がい児に対する基準額です。先ほど御説明したように、診断がついた子どもさんたちに対する事業ということになりますので、かなり前からこの制度はあったと思います。ただいつからというのは今ちょっと手持ちにありませんので、答弁控えさせていただきます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 私たちが山北保育園に訪問して説明を受ける中で、この障害児保育事業等の補助はあるんだが、非常に低い金額で、自分たちが定員以上の保育士さんをだしてやっているのについては、非常に厳しい側面があるということで、日本はここ近年、所得の底上げということで、人件費、それから物価も上がる、そういう形ですべてがあがってきているわけですね。そういう中で、保育園でも定員以外で手が必要な子あたりには、また増員して保育をやっていく必要にかられておりますので、町内の2保育園とも民間で経営されていることから、やっぱり赤字がでるという形になってくればですね、非常に厳しくなる。子どもたちは玉東町の宝でありますから、その子どもたちを保育してもらっていることからすればですね、現在の状況に併せた補

助額の改定というのも必要じゃないかと思いますが、そのへんはどんなですか。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 吉住議員の御質問にお答えいたします。

少し整理をさせていただきますと、先ほど診断がついたお子さんへの補助というところでは基準額がありますが、先ほど答弁した全体191名に対して41.8%の支援が必要、経過観察を行っているお子さんというふうに御説明したところですが、この取り組みの課題として、子どもの発達支援は、子どもの抱える発達の特性を理解して、その成長段階に応じた適切な支援を継続的に実施する専門性のあるていねいな関わりが必要になります。

また、発達支援を必要とする子どもに対して、早期の支援を実施することで、保護者の課題への気づきや子どもの自身の生活への適応が向上する可能性や、学童期における不登校発生の減少につながるということも示唆されています。

したがいまして、現在のびのび巡回相談というのを実施しておりますが、この実施体制では単発的な保育園や保護者のサポートが限界で、一人一人の子どもの特性に応じた保育の充実や家庭へのサポートまで実施するための、町全体の発達支援体制づくりが必須な状況であると考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 町は保育園に対してのそういう支援、それから今度は保育園側としては、実際子どもたちを預かっている子どもで、日中ずっと子どもの様子を一番分かっておられるわけですから、支援を必要とする子どもの保護者に対する保育園内での行動、見た形での説明というのを、保護者に対してはコミュニケーションを取らんといかんと思いますけど、そのへんは保育園と保護者とのコミュニケーションについてはどんなでしょうかね。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 吉住議員の質問にお答えいたします。

先ほど町全体の体制づくりということで申し上げましたが、具体的には、保育園の中に専門的な知見を有する専門員による巡回支援を強化して、保育園における保育士の配置や発達支援を必要とする子どもの保育支援計画作成による保育の充実を図り、保育園、家庭、関係機関、それから行政が一体となって一人の子どもの成長、発達を支援できる体制づくりをつくりたいと思っております。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） まず、現在町が決められている補助金の金額の現状については、課長、どう考えています。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 41.8%の経過観察が必要なお子さんに対しての措置というのは、現在まだ実際とられていない状況です。したがいまして、今回町長の冒頭提案理由の説明でもありましたが、今回補正予算にて発達支援体制整備事業ということで、1,000万円以上の予算を

上程させてもらう予定です。

したがって、保育園の現状としては、非常にこの経過観察を行う支援が必要なお子さんに対して、非常に厳しい現状であるということは私たちも把握をしております。それに対して保育園がしっかり子どもたちのサポートができるように、今回補正予算を計上させていただいたところでは。

以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） そのところは町に対しては非常にありがたいと思います。町がそういう対応で今回やってくれるということは、保育園のほうに対してもですね、結局保育園卒園して今度は小学校に行くわけですが、小学校、中学校に対しては、県のほうから発達支援ということで支援の制度がありますけれども、これの申請を出すためには、保護者の理解が必要なわけですね。だからそういうためにも保育園のときから、保護者にとって我が子がこういう状態、自分の子どもはこういうことという理解をしてもらうことが非常に大事なことでありますので、そのへんの町、保育園、それから保護者、このコミュニケーションをしっかりと保育園のときにとってもらって、今度は小学校にあがってからは、非常にそういう県からの支援をあおぐ意味でもね、スムーズにいくと思う。

現在、木葉小、山北小とも県からの支援来てもらって恩恵を受けておりますので、それを途切れさせないためにもね、保育園のときにそういう密のコミュニケーションをいうのをしっかりとってほしいと思いますけど、そのへんどんなですか。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 吉住議員の御質問にお答えいたします。

確におっしゃるとおり、就学に向けて連携を図ることはとても大切なことだというふうに思っております。それについて保護者とのコミュニケーションを図るという意味では、保育園でのお子さんの様子、そういった様子をですね、保育支援計画として作成して、保護者と話し合う機会を持ちながら、保育園での指導、それから応援、対応といった工夫を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 事あるごとにね、保護者の方たちには保育園に出向いてもらって、平常時どういう行動を子どもがやっているかというのを、しっかりと理解してもらうことが一番大事だと思いますのでね、今の課長の取り組みを進めてもらいたいと思います。

では1番目は終わります。

では2の今年度のふるさと納税についての新たな取り組みということで、西浦課長のほうからいろいろと

（吉住議員、ちょっと最後からの2行目はいいんですか。）

すみません、ごめんなさいもう一つありました。

(いらんことばってんが、ないならないでもいい。)

いえいえ大事なことです。多子世帯でね、3歳児未満の子どもの保育料の件ですけど、この保護者の方の声というのは、同じ城北地区で住まわれとって、玉東町のほうに入ってこられて、保育園のほうに預けられた結果、保育料を払わにやいかんということで、非常にながかりされたということですけれども、保育料の利用者負担ということが、町民税の所得割課税によって決められているということですから、これはやっぱり各市町村で額というのは決めるんですね、各市町村で。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） お答えいたします。

保育料については、先ほど言いました市町村民税所得割で各階層が決められております。しかし、それぞれ市町村で、無償化に伴ってこの階層所得割でかかってくる部分を排除している市町村もあります。ただし、先ほど現状のまま町は進めていきたいというふうにお答えをしたんですけれども、保育料をはじめとする子育て支援政策というのは、各自治体の特色をだすところでもあるかと思います。他の自治体と横並びでは、本町の子育て支援の特色は薄れてしまいます。したがって、本町としては、昨年度策定しました玉東町のこども計画に基づき、他の自治体に負けない子ども、若者の成長を本気で支える地域づくりを推進して、一人一人の子ども、どの子にも光の当たる支援を町全体で展開することが本町の子育て支援であると考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 確かに子育て支援のやり方というのは、これは市町村ごとに何に力を入れていくかというのは違うわけです。玉東町はね、保育園の副食費用を補助して支援をやっているわけですから、そのへんの所得税が町民税の多い方について、こういう玉東町で決まりがあればそれはそれでしょうがないかなとも思いますけれども、できるだけ子育て支援のほうにまた他町と違う形でね、力を入れていただきたいと思います。

そこでこの件については終わります。

次に、2番に移りたいと思います。

ふるさと納税これについては、このふるさと納税が自主財源になったことで、つい先日6月1日にはまた第8回目の町内買い物券の配布もやることができたと思います。そういうことで、今後もこのふるさと納税は、町民、事業者の支援だけでなく、玉東町の発展を左右する財源になってきております。

そこでですね、課長からさっき今年度の三つの取り組みということで説明されました。一つの例としてですね、去年の12月にガイアの夜明けというテレビ番組がありまして、そこで関東で一番ふるさと納税がされているところということで、人口2万4,000弱ぐらいの茨城県の境町というのが紹介されました。そこは10年前はですね、市町村の数は1,741あるうちで下から29番目の財政ということで、非常に厳しい財政状況だったんですけれども、そこから現在の町長に代わられまして、ふるさと納税に力を入れた結果、一昨年で60億円のふるさと納税額に達して、去年あたり

はまだ伸びているという話を聞きますけれども、その町の特産品としては、コメやサツマイモ、それから牛肉、豚あたりがあるようですけれども、そういうところは特産品としては、ほかの市町村にとってもあるから、じゃあ何でそんなに伸びたのかというところは、それぞれの特産品に知恵を出し合って、ふるさと納税者が目を引くような形で取り組んだ結果、こういう形になってきていると思います。

玉東町にとってもね、現在はまだ物品が主な返礼品でありますけれども、この境町の一つの物品じゃないような返礼品としてのものとして、ここは利根川沿いに接している町で、去年あたりは3万発の花火を打ち上げるということで、近郊から30万人の人あたりが花火の見物に来るということが書いてあります。そういうことで、それだけの方たちが花火を見たいということで、観覧席というのを設けられて、これは有料なわけですね、その有料の観覧席をふるさと納税の返礼品の一つとして加えたわけです。そういうことで物品じゃない形での返礼品の一つの例ですけれども、玉東町にこれをまた話戻しますと、ふるさと納税にかかわることですからちょっと聞きますけど、ハニーローザの祭りがこの前の8日（日曜日）ありましたけれども、最初に町長のあいさつの中で、7日に朝8時から、KABで旅サラダという番組ですね、生放送で全国にこのハニーローザの園で実際に実を食べたりですね、どういうのが作られているという流されまして、非常にPRができて、またたく間にハニーローザの生果の販売は完売にいったという形になっていきますけれども、翌日の8日のハニーローザ祭り、これも雨が心配されましたけれども、どうにか降らないでできたようですけれども、私はたまたま区の防災訓練があった関係で様子を見に行けませんでしたので、このハニーローザ祭りについてのまず募集の段階からの説明をひとつお願いします。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 吉住議員の質問にお答えします。

収穫祭、今年度はですね、募集が150名に対しまして応募が517名あっております。遠くは埼玉県、あと九州管内からもですね、あっております。

以上、お答えします。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 今、清田課長からは、応募についての説明がありました。当然応募をして決まった方は100%参加だったんですか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） やはりですね、例年1割程度はキャンセルがある状況であります。今年度もですね、150名募集しまして、1割来ないことを見越しまして168名を当選通知を出してまして、10名程度はですね、今回もキャンセルがあった状況であります。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） じゃあ当初150名と想定したところまでは来てもらったわけですね。今、玉東町で一番玉東町を売るとすれば、この幻のスモモ、ハニーローザと私は思っています。そういうことでハニーローザ生果、それからそれを確保した製品、これも武器になってきますけれど

も、これもハニーローザを使った新しい製品のですね、開発のほうは頑張ってください、また返礼品の一つとして設けていただきたいと思いますけれども、私がなぜ茨城県の境町のことを前もって言ったかという、物品の返礼じゃなくて、それ以外ということで花火のことを取り上げたわけですが、玉東町のハニーローザ祭りについては、一番遠いところでは埼玉からも参加があったということで、そのハニーローザ祭りに参加するだけなら参加費だけを町には払えばいいわけですね。これをある程度の枠をふるさと返礼品の枠としてすれば、ふるさと納税をすることでハニーローザ祭りの参加資格がでてくるということで、一つの物品じゃない返礼品になるんじゃないかと思いますが、そのへんはどうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） ハニーローザ収穫祭の参加の分をですね、商品化するのについてはですね、私の口からはちょっと差し控えるんですけども、一般論としてですね、返礼品のラインナップが充実すればするほどですね、寄附額が上がるということもあるので、ふるさと納税の担当課長としてはですね、検討してみる価値はあるのかなと今、聞いていて思ったところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 物品に頼った返礼品でやっていくと、どうしても他町も同じような形の取り組みができてきますのでね、特別今、ハニーローザだけは日本で一番玉東町が収穫多いわけですから、それだけは無理ですけども、それ以外については他市町村との競合という部分が相当ありますので、限られた物品の中で、あとは知恵を絞って、どういう形で興味を引くようなものにするかということになってきますけれども、さっき西浦課長のほうで言われたコメの対応、まず今年度までは相当国民のコメについては関心があると思います。そういうことで、さっき言った境町でもコメの産地ですけども、種類の違うコメを4種類をですね、食べくらべセットという形で返礼品の中にだしたら、これが今、一番人気になっているんですよ。だから、そういうことで同じ、ほかにもあるような品物の中でですね、知恵を絞れば、また興味のわくような形になってくるとは思いますけど、そのへんはどうですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 9番、吉住議員の御質問にお答えします。

コメ商品のですね、現状についてお伝えしたいと思います。うちのほうでですね、取り扱っているコメの商品は、銘柄としてはヒノヒカリと森のくまさんを扱っております。境町の事例、4種類の食べくらべとおっしゃいましたけど、玉東町のですね、返礼品の中にも森のくまさん単品とヒノヒカリ単品もあるんですけども、二つの食べくらべセットという返礼品は一応存在しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） これから前田町長もね、自主財源を使つての事業については、このふる

さと納税が多ければ多いほど事業的にはしやすくなってきますので、町内のふるさと納税に対して取り組む方には支援するというさつき課長の言葉がありました。とにかくふるさと納税を絶対まず減らしてはいけません。よければ伸ばしてもらいたいということが一番ですのでね、ふるさと納税、今後も気を抜くことなく、常に注意しながらやってほしいんですけど、前田町長、他町のね、物品以外でふるさと納税を伸ばしているようなところに、職員の方たちを研修にやる考えはありませんか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 吉住議員の質問にお答えします。

今、インターネットでいろいろ調べられるわけですね。研修に行くよりもインターネットが先ですから、そのところはですね、ふるさと納税については考えなくてもいいんじゃないかなと。それよりもやっぱり農業後継者の問題、これに私は今年は力を入れていきたいと。早速和歌山と静岡へ行っています。あと愛媛県の宇和島、宇和島と八幡浜、あそこに研修にやります。その中で玉東に適したところ、ここに後継者を連れて行きたい、ここに金を使いたいと思っております。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 今、町長が言われた産地というのはみかんでしょう。玉東町もみかんの産地ですから、研修の結果こういう品種を取り入れたらいいということは、またそれがおいしいみかんということならばふるさと納税につながってきますのでね、それはそれで町長の考えとして分かりました。

それではふるさと納税については終わります。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時47分

再開 午後 1 時57分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

続きまして、3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 2点伺います。

サテライト玉東からの地域環境整備協力金について。

1、令和6年度の町への売上金の0.5%の入金状況と行政区への入金状況。

2、令和7年度当初予算に計上されていない理由。

2点目、買い物券について。

1、8回目の買い物券事業は、6月からの配布で、町民の人たちの反応はいかがですか。

2、事業の予算は全額ふるさと納税と聞いたが、一般財源に余裕はないのか。

3、ふるさと納税制度の趣旨をどのように認識されておられるか。

4、納税者が寄附金を希望する次の運用用途について、令和6年度の、または直近1年間の人数または比率について。ア、町が必要とする事業、イ、保健・福祉に関する事業、ウ、環境・基盤・定住に関する事業、エ、産業に関する事業、オ、教育・文化・交流に関する事業、カ、自治・協働に関する事業について、町長に伺います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

担当課長より答えさせます。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 3番、大城戸議員の1番目の質問にお答えします。

まず、町と行政区への入金状況についてですが、町へ支払われる環境整備協力金は、1月から12月の1年間の場外車券売上額の0.5%に相当する額を、翌年の2月末日までに支払うものとなっておりますが、令和6年分は、インターネット投票と新設された熊本競輪場へお客さんが流れたことにより、来場者数が減少したこと及び物価高で車券購入額が減少し、売上が伸びず、さらに人件費の上昇で赤字の状態から脱却できないため、町に相談に來られました。

協議の結果、サテライト玉東の経営状況から、協力金の負担をお願いするのは難しいと判断し、令和6年分の環境整備協力金はいただかないという結論に至りました。また、各行政区に支払われる地域振興費については、3月12日に区長会会議が開催され、サテライト玉東から1年間の収支報告書をもとに、売上実績や経営状況及び今後の経営方針について説明がありました。地区に配分される地域振興費については、減額のお願ひがあり、前年度と同額が承諾され、3月中に支払いを終えております。

次に、予算に計上されていない理由につきましては、ここ数年環境整備協力金をいただかない年が続いたため、補正で対応することといたしましたので、今年度は予算計上を見送ったためでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、大城戸議員の二つ目の御質問にお答えします。

答弁につきましては、産業振興課が作成した部分を一部含みますが、企画財政課のほうで併せて答弁させていただきます。

まず一つ目です。8回目となる買い物券事業の町民の方々の反応についてですけれども、第8弾買い物券事業につきましては、6月10日現在の配布率が88.5%です。参考までに第7弾、最終配布率は98.8%でした。町民の皆様からは、とても心待ちにされていて、すべての町民から喜ばれているものと捉えております。

続いて二つ目です。買い物券事業の財源についての質問です。買い物券事業につきましては、コロナ禍に創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した第1弾買い物券事業に始まり、コロナ後は物価高騰対応地方創生臨時交付金を活用し、令和6年度までに7回実施してまいりました。

これまでは当該年度の交付金限度額や国の補正予算、予備費措置など、国の動向を注視しながら予算措置を行ってきましたが、終わりの見えない物価高騰にいち早く対応し、町民の皆様の生活を支援するために、今年度は当初予算で事業費を計上し、実施しております。

当初予算編成時において国の交付金措置が不明であったため、これまでと同様に交付金を当該事業の財源として計上することは適当でないと判断しました。しかしながら、国が財源措置をしないからといって、町民の皆様が物価高騰に苦しむ状況に対し、何も対策しないというわけにはいきません。

そこで買い物券事業をふるさと納税寄附金基金の運用事業について定めた、玉東町ふるさと納税寄附金基金条例施行規則第2条第6号、その他目的達成のために、町長が必要と認める事業に該当する事業と位置づけ、当該基金を財源としたところです。決して一般財源に余裕がないからではなく、寄附者が寄附を希望する用途として、町が必要とする事業という項目があり、買い物券事業が物価高騰に対応するという目的達成のために必要な事業だと判断したことによる基金活用と捉えてください。

三つ目です。ふるさと納税制度の趣旨についてです。多くの人が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等様々な行政サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っています。その結果、都会の自治体は税収を得ますが、自分が生まれ育ったふるさとの自治体には税収は入りません。そこで、今は都会に住んでいても自分を育ててくれたふるさとに、自分の意思で幾らかでも納税できる、それがふるさと納税の趣旨と理解しております。

併せて、本町におけるふるさと納税事業の位置づけとしましては、まちづくりのための貴重な財源であること、そして地元産業の育成に寄与することと捉えております。財政規模が小さい当町にとって、このふるさと納税の制度が果たす役割、もたらす恩恵は少ないものではありません。地元特産品を返礼品として取り扱うことでの地場産業の振興という面でも、重要な意味を持つ制度であると考えております。

最後に4点目です。令和6年度における寄附者が希望する用途について、運用事業の種類ごとに寄附件数とその割合をお伝えしたいと思います。いずれも令和6年度の実績となります。

まず、ア、町長が必要とする事業、寄附件数が3万6,375件です。割合として52.9%、イです。保健・福祉に関する事業、寄附件数が6,227件、9.0%、ウ、環境・基盤・定住に関する事業、寄附件数が4,587件、6.7%、エ、産業・観光に関する事業、寄附件数が5,535件、8%、オ、教育・文化・交流に関する事業、寄附件数が1万5,594件、22.6%、カ、自治・協働に関する事業、寄附件数が480件、0.7%というような結果となっております。

なお、寄附の申し出につきましては、玉東町ふるさと納税推進事業実施要項第4条第2項の規定により、寄附者において、町が指定する用途の中から自由に選択できる制度設計としております。また、玉東町ふるさと納税寄附金基金条例及び玉東町ふるさと納税寄附金基金条例施行規則の中で、基金の管理と運用を定めていることを申し添えまして、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） サテライトの売上金は前年度、令和6年度の売上金について、総務課長が答弁されましたけれども、そして協議をされていますが、これ大事なことです、入金状況は0.5%ですが、その前に業者の売上が幾らあったかということが重要でありますので、区長会のほうは3月12日と言われましたが、町のほうはいつ協議されて、先ほど答弁された内容で町は承諾されたのですか。それと最初に言いました売上金について伺います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えいたします。

町に相談に来られましたのは、今年の2月27日です。サテライトの売上金につきましては、企業の売上金でございますので、答弁は控えさせていただきます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） しかしこれはですね、議会です、質問しているんですから、今まで、前回といいますか今までは、総務課長は、予定計画が最初の皆さん知っているように10億円の売上の予定で、62%の令和5年度は売上があったということで言われておりますので、金額を1円まで、何円でまで言われんでいいですけど、最低10億円の何%の売上があった、そこまで協議の中で、向こうからそのあたりはしっかり聞かないと、こういう大事な大きな金額で、いただくように決まっているんですから、そのへんは質問していますので答弁をお願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えいたします。

サテライト側からですね、一応10億を超えたら払えるということをおっしゃっております。これまでの売上でございますが、全部10億には満たっておりません。大体パーセントにすれば90前半ということでございます。

以上です。

90%前後です。

○議長（松尾純久君） 90%前半だそうです。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 90%以上売上があって赤字ということは考えられないことですね。会社でも計画どおり70%ぐらいいくら儲かるでしょう。それでですね、90何パーセント売上があって、協議されて、はい今年も0円ですか、誰が納得いくですか。おかしい話ですよ。

あのですね、今、課長もはっきり0.5%と言われましたようにですね、今までですね、企画財政課長、総務課長、町長もその件は何回も言われています。先の今年の3月の議会です、町長はですね、サテライトとの契約は、売上が利益がでた場合の0.5%であってということ言われていますので、もう認識がですね、コロコロコロコロ変わって、本当にもらう気があるんですかということですよ。

今、総務課長もですね、0.5%についてと話されましたようにですね、企画財政課長も歴代総務課長もはっきりと言われております。これはですね、令和4年の12月に企画財政課長がですね、

令和3年4月26日に協定書を交わしている。内容は1条から7条まで契約書になっていて、その中の第5条に、環境整備協力金、売上の0.5%を町に交付、年明けた2月末までに支払う協定内容、はっきりとされているんですよ。しかし、その他については、第7条その他に、協定書に定めてない事項とかについては、必要に応じて両方で協議するとなっておりますので、協議の結果0円ですということですが、それは私は議会にしても町民が、目標の90何パーセント売上があって、協定書では0.5%を払うようになっていて、1年目も0円、2年目も0円、3年目も0円というのは、ようそういうことができますねて言いたかですよ。

それでですね、町長に聞きたいんですが、町長はですね、町長に一つ質問しますが、町長はですね、今まで設置を受け入れて、防犯カメラや防犯灯に特定財源として充てる。サテライトが続く限り売上の0.5%は町にいただくと、続く限りはいただくということを言われているんですが、そこまで町に必要なだからと今まで言われてきて、90何パーセント売上があって0円はおかしいですが、町長。

それと協議には誰と誰が出られたんですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 2月27日の協議につきましては、私と企画課長と同席しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 町長は出られたんですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問に答えますけど、同じ質問を毎回毎回、ちょっとおかしかっじゃなかですか。

（どっちがおかしかですか。）

詳しく言うのとっただけね。サテライトは民間企業が来たわけ、町が誘致した企業じゃない。売上が上がって黒字になったら払うということよ。10億あったら0.5%500万、20億あがったら1,000万と、そういう話だった。しかし、地域にはまた別で、地域には還元すると。赤字でずっと言ってきて、協議にでたとき、その中でも赤字のときだって、やっぱり地域には幾らかでも還元してくれとお願いしてる、お願いするしかない、民間ですから、行政じゃない、お願いするほかないこっちは、地域にはそれだけ還元してくれとるから、その点はあるがたいと思う。そしてまた、職場でもね、町の人を雇ってくれとるから、それだけでもありがたいと思っとる。赤字になるのはね、一応目標は10億でして90何パーセントだから黒字、そういうことはあり得ん。赤字になるのはね、いろんな要素があって赤字になっとるわけです。10億だから10億あがったから赤字にならんと、それはない。そのときのやっぱり状況があるわけ。今度みたいに燃料代が上がった、電気代が上がったというような場合、人件費も上がったと、そうなればね、売上が上がっても赤字になるわけ。90何パーセントで赤字になるのはおかしいて、あなたがおかしい、会社経営してみれば分かるわけ、そういうことです。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 町長、常識ですよ、ギャンブル企業のこの企業と契約でですね、儲かったらもらえるということは全国どこにありますか。あのですね、やはりそれは玉東町だけじゃありませんので、これは区長会のほうも一緒ですよ、儲かったらばということは、その他のところで話し合いになってきますが、最初の契約は、0.5%はですね、儲かったら払うだったら、日本全国どこの自治体が、そういう契約書に町長は契約をされたんですか。普通の子どもでもですね、そういう契約はしないですよ。普通常識的に儲かったらじゃなくて、売上ということで、歴代総務課長、企画課長もずっと言われていますので、町長だけが認識がですね、もらう気がない、そういうふうにしかとれんじゃないですか、言い方がですね、儲かったならて、ほんなこて儲かったならですかね。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員に答えますけどね、あなたと話しよったらね、こっちがくたびれる。もう少しね、理解してもらわないかん何でも。あの契約するときはね、売上の0.5%で契約しておる。しかしね、民間企業が赤字だから何とかありませんかてお願いきたらね、考えてやらないかん。いや0.5%をしゃんむりもらうぞと、売上赤字になろうがなんしようが0.5%もらうぞと、そういうことは言えません。あなただったら言えるかもわからん。私は言えない。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） さっきも言いましたように町長はですね、サテライトが続く限りは0.5%はもらい続けるてこの場で言っとらるつとですよ。間違いなく。それで今、言われるとはですね、もう普通に聞いておかしいなしか言えません。それでですね、これは町との契約で町長は、玉東町に福祉・教育とか、あるいは防犯灯とかテレビカメラとか、そういうことで町に恩恵があるということで町長が同意されて、ここにですね、町長のこの同意書にもあるんですよ。あのですね、これはサテライトの件はですね、町長の同意書と山口の偽造文書同意書で経産省は許可がでたつですよ、それでできたんですよ。それで山口のですね、偽造文書については、もうですね、これははっきりと検察庁で結果がでて不起訴になったんですけれども、しかしこれはですね、あのですね、告発された人が山口の区長さんで、亡くなられたということで、検察審査会で捜査中で、亡くなられた場合には取り下げるということが、必ず下じゃないんですけど大体そういうことで、告発者の奥さんが取り下げられて、仕方なく取り下げられて不起訴ということで決定したんですよ。しかし不起訴だけれども黒の人ははっきりと分かりました。だからその山口の同意書は偽造文書ではっきりして、誰がだしたということが分かりまして、町長のこの同意書ば見ますとですね、町長は、地域社会の調整は十分できていると判断し、本事業の実現は当町の大きな活性化になるものと期待すると。町に契約した0.5%が入る予定が3年続けて全く0なら、町に、町長が最後の同意書で町が、町長が誘致したという形、最後の町長の同意書でなっとるわけですよ。だから町長はですね、これはですね、虚偽文書ですよ、私からするなら町長のこれは虚偽の文書を経産省に出して、経産省が山口の偽造文書と町長の虚偽文書で許可をしたんですよ。だからそれがはっきりと偽造と虚偽というのが分かったので、経産省の部長と課長と課長補佐、3人詰め腹切りですよ、そういうことが起きとつとですよ。

だから、あのですね、今年は地域の区のほうはですね、次の段階で、それは次の話であって、まず町のほうの契約は契約書をですね、町長のうたい文句で誘致されて、そして90何パーセントも売上があって0円では、それはやっぱり町民の人たちは納得できませんよ。

それですね、私があんまり言うても質問をせなんけんですね、よくそこには総務課長と企画財政課長で、先ほど町長は出られたっですかね、会議には。

(会議には出とらんで言うたろ。)

(答弁は出てないという●●●。)

町長は2月27日に出ていない、よう町長が出られんで、この大事なことを総務課長と企画財政課長で、3年目も今年は0円でよく納得されましたね。

○議長(松尾純久君) 総務課長、古閑康広君。

○総務課長(古閑康広君) 3番、大城戸議員の質問にお答えいたします。

協議にかたって話を聞いたのは私と企画課長でございますが、その後その状況を町長に報告し、じゃあ今年もいただけないということで結論を出したところでございます。

以上です。

○議長(松尾純久君) 3番、大城戸廣澄君。

○3番(大城戸廣澄君) それで町のほうが0円で納得したということですので、それがですね、区のほうにですね、4分の1にのしかかってくるわけですよ。4分の1ということはですね、4年に1回しかもらえないということです。最初はですね、町民の人たちは、稲佐から原倉の上まで、自分の区は幾らもらうということははっきりとですね、何十何万何円まではっきりと計画で示してあるとですよ。それをですね、4分の1ということで、今まで各地区の区費を下げる計画あって、元に区費をまた戻している地区もあるとですよ。

だからですね、町のそういうような対応が、玉東町民の人たちには相当マイナスという、これがですね、サテライトが続く限りはということで、毎年同じことを繰り返すならですね、玉東町町民の相当な損害ですよ。ようそういうことができますねということでですね、これはですね、ちょっとびっくりしました。しかし順調に売上は、5年度は62%で、それから6年度は92%売上があったということなら、順調じゃないですか、大体100%に近いということは。それで儲からなかったとか何とか、ようそういうことで納得できたというのは不思議でなりません。

これはですね、こういうことを実際決められるということはですね、どう考えても町長と町と業者が癒着しているとしか町民からするならそれ以外考えられません。誰が考えても。

町長どうですか、そうしか思えませんよ。

○議長(松尾純久君) 町長、前田移津行君。

○町長(前田移津行君) 癒着とは何か。

(癒着ですよ、あり得んことよ0円で。)

証拠がないのにね、そういう発言はこの場ですることはできません。

(ばってんそれしか考えられませんよ。)

考えられんどもね、あなたが考えられただけであってね、町民の人たちは理解しとっただから。

そっで俺は選挙で勝ってきとっと。

(ああ、そらそうですね。)

(私語は謹んでくださいよ。)

そのことをね、ちゃんと理解せにゃん。そのことを理解しなしいろいろ批判ばかりするな。会社の経営ていうとはね、売上がどしこあがったから必ず黒字になっていうことは限らんと。会社を経営してみっと分かっと。私は経営してきた。ほっで今、玉東町の運営はね、経営感覚を持ってやっとなるわけ。ほっで合併をせんでも基金を積み立てて借金を減らす、そして駅のホームにはエレベーターをつけて、アベニール木葉も造って庁舎も造ったと、経営感覚、サテライトにおいてはね、その経営感覚がちょっと甘かったかもしれん。赤字になっとなるがね、しかし地域にね、幾らかでも還元してくれることはプラスなんだろう、全くなかったつがそれだけ入ってくるんだから、そのことを理解してやらないかん。ただね、サテライトが来たらね、青少年育成に悪いとか渋滞するとか言うてきたけど、すべてそういうのはあっていない、うまくいっとなるわけよ。稲佐はあれができたから明るくなっとなるわけ、プラスで考えないかん。町をね、暗くしたらいいかん。やっぱりこの町を我々の子や孫にどうやって残していくかというのはね、自分たちが町に誇りを持たなん。町を批判するばかりがね、脳じゃない。批判すれば批判するほどね、町は寂れていく。やっぱり明るい気持ちでね、町を盛り上げていく気持ちにならないかん。

一般質問というのはね、町の将来を考えた一般質問をせないかん。目先のことをするのが一般質問じゃない。将来玉東町がどうあったらいいかというのを一般質問で取り上げていかなん。私が議員のとき一般質問で取り上げたのは、半高山の公園の開発、オレンジタウン、道路改良、県道の改良、駅前開発、そういうのをね、一般質問で取り上げて今、実行しとなるわけ。玉東町はね、企業誘致よりも住宅政策が適しておると。で、住宅政策をやった。そういうことを一般質問で取り上げていただきたい。

○議長（松尾純久君） 追加で総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 大城戸議員の御質問ですけれども、先ほど62%と言われましたですね、売上、ですが、その62%につきましては、大体15億円に対しての62%でございます。今回は先ほどの質問では10億ということが出ましたので、10億に対して90%前半ということで申しました。ですから15億に対してでございますとまた60%ちょっとでございます。

今回の過去3年間の売上でございますが、10億に対しては90%を超えております。ただ、今回10億円以上いったらば、サテライトのほうから協力金が支払うことができるということで、そしてまた、さらに12億円以上売り上げることができたら、満額支払われるということも言われております。この令和3年は9月から始まったので少ないんですけれども、令和4年、5年、6年で3年間で見ますと、令和6年度が一番売上が低い状況となっております。

以上でございます。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 総務課長言われましたように、10億、15億、それについてはですね、最初は20億ということで聞いていたんですが、最終的には業者からはっきりと10億で聞いておりま

すので、この議会でも10億で、予測10億ということは何回も聞いておりますので、15億ということとはですね、今ちょっと初めて聞いたんですけど、今までの予測はもう議会も、私は公民館でも社長、専務から聞いて、ここでも町長、課長からも聞いて、10億に対してということで、10億で90何パーセントだったらですね、ただそこだけじゃ我々は、その業者はですね、菊陽で老人ホームもしている、保育園もしている、運送業もしている、私たちはそういう多角経営で今回初めてという、て私は信用したわけですよ、だから、もしもサテライトがうまくいなくても、個人でもですね、3年間、5年間ぐらいはですね、銀行から借ってもですね、契約書どおりにあげたり戻したりしますよ。それがですね、1年目から0円ということで、考えられないことなのでちょっと強く厳しく言うんですが、町長はですね、町民は少しもらって、住民もですね、地区もですね、4分の1減額でもらえるてかわいそうですよ。こういうことは日本全国ありますか。そういうことを払えんならもうたたくでサテライトは廃業しなさいてもう言いたかですよ。ただそういう運営ばして、町に運営ばしているということとはですね、契約書どおりそらあ払ってもらわんと困りますよ。それを払ってもらうように協議の中で交渉するとが行政、これ行政と町との契約ですから、契約どおりもらうとが当たり前のことですよ、当たり前のことが3年間0円で、はいそうですかと、考えられない話ですよ。

それでちょっと時間が次ありますので、ええとですね、もう本当に、まさか今年も0円、今年は少しはと思うんですけど0円、ただ売上に対してはまあまあじゃないですか。

そういうことですね、それではですね、この2番のですね、当初予算に計上してなかったということは、普通予算立ては、ほかの事業に対しても、今まで予算を立てとって、そしてその事業とか業者が運営をしていたら、やっぱり前年と同様にその予算については名目予算は最低0円でも入れるとに、0円ではそれはおかしかっじゃないですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えいたします。

大城戸議員の御指摘のとおりだと思っておりますので、次回からは名目計上させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 一応名目計上は当然のことですが、しかし普通だったらですね、前年度の売上はもう業者から入るんですから、2月に売上が幾らだから玉東町にていうちから、玉東町との請求して入ってくるという計画書になっているんですから、売上が分かるんですから、前年度はその売上分の0.5%を計上するとが普通ですよ。だから今言われたように、当然普通考えて前年度の売上、入金予定は分かりますので、それを計上するとが当然のことですよ。

それでは、じゃあ来年、7年度は補正予算でということ为先ほど言われましたんですけど、大体当初予算で入れるとが当然のことということで私は一般質問したわけです。

それでは2番についてですね、買い物券についてですが、この買い物券についてはですね、前回の3月議会で私ちょっと買い物券について、ふるさと納税買い物券について質疑したんですけ

ど、ここでかなり笑われましたので、改めてちょっと質問をしたんですけど、当然ですね、これは買い物券は、1万円の買い物券はそら喜ぶ人が多いだろうと思います。しかしですね、全国の世論調査がこの前ありまして、国民のですね、現金給付する案に対してですね、物価高で生活に影響しているということが84%もおられたんですが、賛成は37.5%、反対が55.3%でした。一時的な現金給付では不十分と思われる人たちが多いのではないのでしょうかということですが、しかしですね、昨日ですね、参議院選挙が前にばらまきと批判されても現金給付を実施するふうに決まったということが、昨日決まったということがニュースでも、今日の新聞でも載っておりますが、ふるさと納税の制度については、企画財政課長が先ほど言われまして、そういう趣旨のふるさと納税です。そのふるさと納税ですが、この商品券について、前回ふるさと納税半分と一般財源が半分で、今回は全額ふるさと納税ということで、それはちょっといかがなものかということでの私、質問ですが、企画財政課長。

(質問の趣旨。)

じゃあいいです。あのですね、質問の趣旨ですね、ふるさと納税については、先ほどアからカまで、納税者のふるさと納税金を田舎の玉東町の5,000人の町に、頑張ってもらいたい、応援するというふるさと納税で、どういったことに使ってもらいたいということで、それをずっとかなりの人が、私はもうちょっと高額者の●●●で、人数としてはものすごい数が応援をされとるですね。はっきりこの人数についてはですね、アからカまでの中で、応援すると、どういったことに使ってもらいたいとか、その人はその人なりの、福祉・教育とかいろんな中で、農業とかある中で思っておられる中で、そういう中で、この商品券1万円を全額この先ほど言われました、町が必要とする事業について、当てはまりはするんですけど、ほかの項目もずっといっぱいおられる中で、ふるさと納税寄附金を買い物券に全額使うとはいかがなものかという、私は思うんですが。

○議長(松尾純久君) 町長、前田移津行君。

○町長(前田移津行君) 大城戸議員の質問に答えますけどね、先ほど総務課長が答弁をいたしました。聞いとられなかったかもしれませんが、四つ目のですね、あの中に、町長が必要とする事業、寄附件数3万6,375件、52.9%、これに該当する。何も考える必要はない。

○議長(松尾純久君) 3番、大城戸廣澄君。

○3番(大城戸廣澄君) それでですね、町長言われましたように、課長も言われまして、町長が使用する、その人が一番パーセントが多かったということ、ほかにもある中で、ほかの自治体は3、4回、玉東町は今回8回目ということで、よほど玉東町は財政が裕福だなということを、町民からも町外からも本当に聞きます。もう錯覚しているわけですね。人の町よりも3倍ぐらい商品券をまた配るなら、また配るな、よく聞くわけですよ。だからですね、これをですね、今回の6月議会で近隣の町村の議会をですね、ふるさと納税で応援する自治体はですね、ちょっと見ますと荒尾市、合志市がですね、小中学校の食材の補助、玉名市LPガス使用世帯、保育園の副食費、農業者への施設費、大津町は子育て世代への商品券と、そういう形でこまめにですね、応援をされています。

それでですね、私が言いたいのはですね、町長の案で毎回毎回全町民に同一に1万円件をです

ね、そこがですね、私はちょっといかがなものかということで、よその並みで3、4回ぐらいで、貴重な財源を有効に使うといういいんですけど、私的には本当に町長の考えでばらまきのような貴重な財源をとという認識になるんですよ。

だからですね、ちょっと聞きますが、もう少しですね、各課でですね、検討して財源を有効に、本当に困っている人に使ったほうがいいんじゃないですかと私は思いますが、お聞きます。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問に答えますけど、ただあなたは私に反対したいだけだろ、それじゃいかん。やっぱり町民のためにどうすべきかということは考えないかん。私は町民のために何をすべきかということを考えて、物価高の対策として町の財政が許すからやったんだから、それが何で悪い、もう少し考えてもらいたい。あなたとは全く受け入れない。

○議長（松尾純久君） 残り時間が少なくなります。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 議長が笑われていますよ。だから町長はですね、答弁ができないと言うけれども、いつもですね、必ず「あなたとは合わない」、答弁ができないときはそれしか言いようがないとですよ。今まで何回も、今度は私は議会広報にこれを載せんばんですよ、答弁ですから、しっかりですね、ただ真剣にもう少し、あのですね、もう1万円みんなに配ると考えんでよかったですよ、簡単に。金が余っとるならよかですけど、貴重な財源をですね、まだ各課でですね、町民から意見を聞いて、予算的にされない人たちとか部門がいっぱいあるとですよ。そういうこまめにですね、必要な財源ですとが行政じゃないですか。それをですね、1万円いつも配るならですね、職員の人たちはあんまり考えんでよか、そこばですね、もうちょっと職員の人たちがですね、町長にしっかりせえよと言ってくださいよ。

あのですね、先ほど町長はですね、民間感覚とかですね、経営感覚とか言われましたがですね、えらい自信げに言われたんですけど、駅前ゆめ・ステーションは閉まったままですよ。役場の1階はガラ空きですよ。予算をですね、借金していっぱい使っていると、みいりもしない金は注ぎ込むだけで、よう経営感覚が良いと言われとるのが不思議でなりません。

もう時間であまりちょっとないんですが、本当にですね、えらい自信げに言われることと、答弁ができないときには、必ずそういう形で考えが合わない、そういう感じでいつもそうされます。ただですね、大事なことはですね、このサテライトからの金の決算と、それと商品券もですね、ひとつ最後にちょっと、私はちょっと商品券もですね、ちょっと聞きたいんですけど、最後の一つだけ町長に質問しますが、私も町長もですね、ふるさと納税の寄附金を商品券として一町民としていただくんですけど、私は少し恥ずかしいと思うんですが、町長はどういう気持ち思われますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問に答えますけど、恥ずかしい。

（私は恥ずかしいです。）

じゃあもらわなかったらいいんじゃない。しかしもらってるでしょうが。恥ずかしいということはないでしょう。恥ずかしいと言うならもらわんで、遠慮してね、私は寄附しますと言えばいい。もらったら恥ずかしいとは言えんだろう。あなたは矛盾することを言うね。私はね、ありがたいと。そして町内の事業所で使うんだから、町内の事業所が潤うように、ほって悪いとは思っていない。以上。

○議長（松尾純久君） はい、大城戸議員まとめてください。

○3番（大城戸廣澄君） 恥ずかしいというかですね、ふるさと納税者がですね、多分私よりも裕福じゃない人がですね、応援した人も全国でおられる中で、私ももらえとは、私の家族がもらえとはですね、恥ずかしい気持ちでもらっているわけですよ。町長は、俺は金ば持つとるばってんが、もらうとはうれしかて思いなるが当然のことと思われるか、それは個人個人でいいんですけど、一つですね、先ほどふるさと納税の件ですけど、これがですね、ふるさと住民制度ということが創設されるということで、まだはっきり、もう大体できます、載っていますけど、これ何かていうとですね、仕事や趣味などで継続的に移住地以外の地域にかかわる関係人口を増やすために、自治体がこうした人をふるさと住民として登録制度を創設する。ふるさと住民は、観光のリピーターやふるさと納税の寄附者やらを申請して、自治体が登録証を発行する仕組みを創設するというので、これはですね、こういうふるさと納税者が4万、5万という、玉東町に応援をされている人たちが、自分たちがふるさと納税寄附した金が、町長も議員も役場の課長もみんな均一に1万円、商品券で使っているということを、そのふるさと納税寄附者ですよ、応援した人の金を私たちが使っているからいかがかということで、私は恥ずかしいということで、そういうことをですね、町民すべてに、裕福な人もすべて1万円を配布したという、そのふるさと納税者にもし分かれば、こういう玉東町の魅力ある玉東町をという応援をされんですよ。だから少し考えてしないと、将来、今うきうきでふるさと納税が上がってきているんですけど、こういうことを明るみに、玉東町は全国で8回目商品券を配ってということがあからさまに全国に広まればですね、俺たちが寄附したのをそういうとに、商品券、現金化してということはいかなものですかという、少し町長に言っても多分わかられませんので、行政役場としてもそのへんを今後しっかりしていただきたいと思います。

それとですね、あと4分ですね、このサテライトについても商品券についても、3年間も0円とか、あるいはサテライトからの当初予算にも入れてないとか、そういうことは普通はですね、町の監査で私は指摘されると思うんですが、町長が選任された監査委員、それから議会の与党というといかんですけど、多数派のほうからの監査委員ということで、こういう指摘はないだろうと私は思いますので、玉東町の運営は国と県からの補助金を5割、6割ぐらいのことで運営をしております。そういう予算と決算、監査をですね、現状で良いのかということですね、県に私はちょっと確認に今後行きたいと、町の予算、決算、監査は適正化ということ聞きに行きたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君の質問を終わります。

ここで5分ほど休憩します。時間が押していますので5分に短縮します。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時02分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

続きまして、7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） まず質問の前に、老人クラブの特に揚区の現場の困窮状況を訴えた末に、今年度から補助金の増額を配慮していただき、まずはお礼を申し上げておきます。

質問に入ります。

高齢者団体、玉東町オレンジクラブ連合会について。各単位地区クラブへの補助金は、所属会員の人数には無関係か。以前は30人以上との制約時代もあったが、極小クラブでも対象になるのか。補助金額は人数や活動内容に関係なく一律か。会員は自己研鑽やボランティア精神旺盛な方々がほとんどだが、活動面で身体的に難儀される方も多くなって、退会者も増える一方、かたや新入会員を見つけるのは至難の業、過去の青年団や婦人会組織の解散の轍を踏まないためにも、この課題解決に対して行政サイドではどう考えておられるか。解散した組織のない地区、新たに町に転入された入会希望の方々の受け皿として、越境入会や本部、町の老人クラブ連合会ですね、所属入会などがあった場合、別途補助金でのカバー制度はいかがか。

以上、町長に答弁をお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問には、まず担当課長より答弁させます。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、清田浩義君。

○福祉課長（清田浩義君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

玉東町の単位老人クラブの状況は、5年前と比較して、令和2年度、10単位老人クラブ、会員数478人から、令和7年度、6単位老人クラブの会員数215人と年々減少しています。各単位老人クラブの会員数も同じく減少してきており、令和7年度、一番少ない単位老人クラブの会員数は22人となっております。

議員一つ目の質問につきましては、単位老人クラブの補助金は、単位老人クラブの会員数に応じて補助金を交付するのではなく、設立当時30人以上の団体に対し、基準を設け補助金の交付を行っています。国の補助基準ではおおむね30人以上とされていますので、それが議員の言われる制約時代かと思いますが、会員数が減少している中、町としては一律に30人という基準を適用するものではなく、地域の実情に応じて単位老人クラブをサポートしていく必要があると考えますので、設立当時30人以上だった団体につきましては、既に国の基準30人を満たさなくても従来どおりの交付を行っているところでございます。

2点目の補助金の内訳につきましては、1点目で説明したとおり、単位老人クラブの会員数に応じて金額が変わることはございません。活動内容に応じて補助基準額や限度額を決定しており、

教養講座、社会奉仕、健康増進に関する補助として、上限の7万8,000円、文化財清掃、公園トイレ清掃につきましては、施設ごとの積算基準に基づいて行っています。

このほかに老人クラブの活動推進事業として、上限2万円としております。各単位老人クラブに補助しております7万8,000円につきましては、国庫補助基準額の3万3,000円に町単独補助として4万5,000円を加算した額を交付している状況になります。

3点目につきまして、老人クラブは地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織として、多くの方の通いの場であり、つながりによるスポーツや文化活動、子どもや高齢者の見守りや生活支援等様々な活動を行っているものと思います。町としましては、現在の補助金の額を維持し、活動の場などを広報誌等で紹介していくことで、組織の重要性や老人会が担う地域を支える重要な役割、会員の皆様の意欲を高めることができるよう周知していくことは可能かと考えています。

しかしながら、現在は高齢者の方々の活躍の場は多様化してきています。定年年齢の引き上げ等により、多くの方が60歳を過ぎても仕事につき、スポーツ活動、文化活動など、町内に限らず活動の場が以前より増えてきており、活動の分散が会員減少の大きな理由かと思っています。

そのような中、自分たちが楽しみながら、結果的に社会のためになることをやろうという互助の姿勢をもつ団体が老人クラブという組織になるかと思っていますので、大変かとは思いますが、それぞれの組織の中で、やり甲斐につながる活動を工夫し、会員確保に努めていただきたいと思います。町としましても先に説明しましたとおり、単位老人クラブ会員数の下限人数の緩和、補助額の減額等を行わないことで、解散するクラブの減少につながるよう努めているところであります。

4点目につきまして、国は小規模地域を越える区域における組織化を認めておりますので、町の単位老人クラブが越境入会を認めるのであれば可能かと思っております。しかし、本部所属入会者につきましては、このような方ばかり増えると、町のオレンジクラブ連合会の運営に問題が生じる点もあるかと思っていますので、町としてこの加入要件についての答弁は差し控えさせていただきます。

以前、オレンジクラブ連合会からの意見として、連合会から脱退した会につきましては、町からの補助金の支出は行わないでほしい旨の意見もでておりますので、新たな組織を検討されるような事案がございましたら、個別に状況を確認し、補助金については検討を行う必要があるものと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 今、課長の答弁の中にありましたようにですね、今の時代で60歳といえどもまだまだ現役バリバリですよ。入会も難しいうえに、私が何人かに当たりました。老人会という呼び名にも抵抗感を示す方も多い。私は58歳で入会しましたが、現在入会を誘う側になった立場の私でも、老人会とこういう表現に非常に自らも抵抗あります。

先日連合会の理事会で、各クラブの75歳以下の会員は調査されましたが、各クラブといたって今、山北校区3クラブ、木葉3クラブで6クラブですね、14行政区があって6クラブ、半分も

ないということですね。先ほど人数は詳しく説明いただきましたが、その6クラブの75歳以下の会員を調査されたとき、私が所属する揚クラブは3名います。私も含めて3名です。1人もいないクラブもありました。これが現実です。

そこで、若い世代の入会や、若い世代といったって60代、70代の前半ということでしょうかね。入会や会員状況への活動への奨励金、例えば若い人が入ったら1人頭奨励金としてとかですね、増強活動をやったら、1人増えたらというような奨励金なるものや、諸々の活動促進で、事業ごとへの検討や配慮が補助金であつたらいいと思うんですが、そのへんはいかがでしょう。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、清田浩義君。

○福祉課長（清田浩義君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

現在ですね、補助金のほう、各団体にはですね、最初お話ししましたとおり7万8,000円の補助を行っております。この金額につきましてはですね、郡内でもですね、非常に高いような金額を維持して交付している状況になっております。その中でですね、若い人への奨励金というふうなことで御質問がありましたけど、町のほうとしましてはですね、特段そちらのほうを今、検討している状況ではございません。

答弁の中でも申しましたとおり、様々なですね、活動の場というのが今、増えてきております。そういった中でもですね、じゃあ若い人はどこに加入したらですね、幾ら交付するとかいった部分もですね、ほかの団体との絡みもありますので、一応今のところはそういうふうには検討していないような状況になります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） クラブのですね、会員を集めること自体が非常に困難だから、役員になり手もないんでしょうけど、何となくですね、行政のそちら側からとこちら側のですね、間に透明感がちょっとないような感じですけど、それでは一つ聞きます。町と老人クラブと一緒にやるイベントがありますか。現在ありますか。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、清田浩義君。

○福祉課長（清田浩義君） 私たちのほう、福祉課のほうですけど、何か参加しているような事業はございません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 活動のいろんな周知への取り組みが薄いのではないかと思います、シルバー人材関係者やですね、役場を退職された方々が各地域で頑張っておられる話も耳にはしますが、いま一度「老人会に入らにゃんばい」とかですね、「あとは地域貢献で頑張れよ」とか、「いつまでん元気でおれよ」というようなですね、退職時に町長の一言とかですね、非常に変わってくると思います。

実際ですね、解散をたどった方々の意見をまず言いますと、「役員のなり手がない」と言われるんですけれども、揚区もそうでした。私は要請されたこともなかったしほかの役員もしたこと

なかったんですけど、私のところに来る前に、「揚老人会はつぶるってちな」とよそから聞いたんです。何でその結論がでたのかなって不思議に思いましたけれども、それは最近ですね。

じゃあ以前こういう話もあります。「もう誰もする者なおらんごたるけんやめようか」というてサッとやめた。ところが、ちょっと当時まだ60ちょっとの人に聞いたら、「つぶれたてちなあ」と聞いたら、「なあん、すっとおっとおぼってんが言わっさんとたい」とこうなるんですね。「じゃあ手ば挙ぐつとよかでしょうが」と、「挙げるとかそういう雰囲気はなかくて」、仮に若うして挙ぐつと、いろいろ役付きだとか、あやつがとかですね、いろんな憶測をされる、そういうのが嫌でその場で手を挙げんだったから解散になったと。それを連合会の役員さんに持っていったんです。あそこにはやる人がいるんです。「もしあなたがその地区に行って、解散を、もう一回せずに済むんなら、私もついていって口説いてもいいですよ」と言ったけれども、その方も行かない。そして私にも要請はなかったから、私が出しゃばってその地区に行かなかったんです。

やっぱりですね、役員になり手がいないということではないと思うんですよね。いろんな人が伝統とか地域を守ってきたから、じわじわ待っていれば自分の番にきたからやらなきゃいけないという、少々の責務は誰でも持っているとは思う。

その役員の中でですね、特に会計のなり手がいないそうですが、そこでお尋ねします。これは町長にお尋ねします。解散の道をたどった大きな理由は、役員のなり手がいない、特に会計が敬遠される現状の訴えで、以前連合会の現フクシマ会長から相談を町長は受けられているとのことですが、その思いはいかがですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

老人会、まずは青年団がつぶれた。そして婦人会がつぶれた。今、老人会が危機的状況になってきた。消防団はまだ大丈夫だけどね、やっぱり青年団がつぶれたのも入り手がなかったのと、やっぱりみんなね、個人的に多種多様になったわけ、趣味が、青年団活動をするその余裕がなくなった。そういうところがあったんじゃないかなと。役員のなり手がなくてやっぱり解散したと。その道を婦人会もたどったと。そして今、老人会が各地区においてなくなっていくのは、その地区のまとめ役がおらんごとなった。そして会計をしたくない。

そして今、多趣味だよ、いろいろな趣味を持っています。農業をしとる人なんかは、やっぱり現役で80過ぎても仕事をやっとする。雨が降ったら老人会に行くという、そういう時代じゃないと。天気や良くても老人会の行事には参加せないかと。やっぱり重荷になってきたわけよね、そういう組織が。それでなかなか入り手がなくて役員もいなくなると。そこをね、どうしようというのはね、なかなか難しい。老人会長ともね、話すけど、今なかなか役員のなり手も参加者も難しいと。やっぱりそういう中で、自主的なことをね、促すほかはないと。もうこっちからつくってくださいつくってくださいと言ってもそれは重荷になるだけよ。やっぱり自主的にね、グループをつくっていきたいというならそれでいいんじゃないかなと。やっぱり苦にならんような組織に持っていけないかなだろうと、その組織が苦になったらやっぱりみんなかたらんから、そこをやっぱりどう探っていくかならうと思います。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあ具体的に簡単に形を変えて言います。会計になり手がないと、でも会長になる、ほかの役員にはなるという組織の中に会計がいないと聞いた場合に、役場職員がその会計だけ司るということはありませんか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

以前フクシマ会長とね、そういうことも話したことがある。しかし会計という職は金を預からないかんから、なかなか誰でもはしたがらない。そういうところがあるから、やっぱり進んでね、やりますという人が出てこんとね、「お前会計やれ」とか、なかなか私からは言えないところがあります。やっぱり普段の付き合い、親しみの中に会計を引き受けてくれる人を見つけないかんだろうと思う。反対じゃないです。そういう組織に持っていかなと将来は難しいでしょうということをお話しています。

（職員は使わんのかと。）

職員も、その職員個人でな、個人で。こっちから職員をね、あなたやりなさいということはちょっと控えたい。老人会の会長と役員の人と、やっぱり職員とコミュニケーションをとりながらね、お願いしていくほかはないだろうと。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 老人クラブのやっていることは、あなたがかねて高齢者の引きこもりをなくすということは、十分に老人クラブは果たしていると思うんですよね。その解散した方々にあとでちょっとお話しするときに、お互い会員としてですね、コミュニケーションがとれて、じゃあ旅行行こうとか、今日はカラオケ行こうとか、温泉に行こうとかですね、いろんな仲間意識がつくられていたんですね。じゃあ役場が派遣しなければですね、老人クラブ連合会の本部にそういう解散した人でやる気がある人を、本部の役員じゃなくてですね、本部を、本社、我々地区のあれを営業所と考えて説明したほうがいいかな、本社に営業部、営業所をくっ付けたように、入会させて、この人たちを人材養成をしてですね、そしてその方が例えばあそこ、例えば何年か後に揚地区が危なかけん、あそこは役員がおらんけん、あんたが行ってその役員だけを引き受けなさいと、こういったような人材派遣がですね、本部で会員を抱きかかえて養成してやることを、先日の理事会で私は一応相談したんです。そのためには、やっぱり本部入会者に対して、1人幾らぐらいの奨励金かお土産をね、持たせないと、私はもう目に見えてる、そこに老人会がつぶれるのは。だから、仮に本部に人材養成の会員をつくった場合に、1人にあて補助金を考えますか町長。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

補助金というのはよっぽど考えないかんだろうと思う。以前消防団、消防団1人幾らて団にきよったですよね。幽霊隊員が発生した。そういうことがあってはならない。やっぱり老人会のあり方というのね、今後は見直していかないかんだろうと思う。青年団もね、地区にあったいっ

ばい、それがもう少なくなつて一つの青年团组织みたいになつた。婦人会はそこまでいかに解散したということだけど、今、老人会がそういう道をたどりつつある。

その中で、やっぱり今現在ね、趣味が一緒の人と仲良く旅行でもなんでもされとるわけよね。やっぱり老人会も一つの行事に目的持ってやるのも今まではそうだったけど、今からの老人会というのはね、やっぱりそれじゃいかんとかもしれん。一つのことに對して、やっぱりそこに好きな人もおるかと思えば嫌いな人もおる、嫌々ながら入っていかないと、そしたら辞めていくもんね。やっぱり大きく考えていかないかんだらうと思う。本部に行つて1人幾らだということは考える必要があるかと、慎重にいかんといかんだらう。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） もう一つのですね、考え方を書いていましたけれども、越境入会についてですね、解散した地域のやる気のある方を、例えばですね、町区に2、3人お友達ができて、「やあ老人会はいいですね」とこういうことになったら、じゃあ揚のクラブに入会しなせという、越境で入会するようなことですね。

ところが、これも問題があるんです。これは私も分かっている。なぜかという老人会は自己負担の会費、それと県や町からの補助金、それともう一つややこしいのは、揚区からも5万円もらっているんですね。だから、例えば町区から入りたいといつても、その金を使うわけにはいかんど。会員同士は、「Aさんなら入してよかたい。Aさんも入る」、「うん」て了解得ても、今度は老人会以外の区民がですね、納得しないという部分があるから、その越境会員で入る人にお土産を持たせると、それも言葉は金々となりますけど、お土産を持たせれば町の揚区の助成金は使わんで、この人は別に年間に例えば3,000円持ってこらしたと、町が補助してくれたということが出来るんですよ。それも多分やれないという答弁でしょうね。

もう一つ確認します。清田課長、もともと30人であった老人クラブが解散したあと、例えば役員、例えば6人か7人ぐらいの役員が所属できれば、7、8人でも老人クラブに認めて助成金を出せるということになりますか。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、清田浩義君。

○福祉課長（清田浩義君） それは減つたということですかね、6、7人に。

（再編するということです。）

再編ですか、統合。

（既に解散した地域のね。）

なくなつてですね、新たにするような場合についてはですね、今のところはですね、やはり30人、ある程度の人数が集まつて活動ができるというふうな形でなっておりますので、そこにつきましてはですね、今のところ補助をするようなですね、基準等は設けておりません。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） この前グラウンドゴルフをしました。そのとき少ないチームは4名が参加しました。多いところは10何人、4人で参加できる。じゃあ7、8人揃えればいいんじゃないですか。数をまず検討してもらいたいと思いますけど。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、清田浩義君。

○福祉課長（清田浩義君） 最初にですね、答弁の中で申しましたとおり、本来であればですね、30人以上というふうなある程度基準がある中でですね、そこから減少していった部分についてはですね、特例としてですね、今、町としてはですね、補助を行っているような状況になります。ですからですね、先ほど答弁しましたとおり、今のところはですね、新たにそういうふうな形でですね、4名5名でというふうな形でですね、申し出を行われても、そちらのほうについては検討していないというふうな状況になります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 現在あるクラブはもう今日は抜きにしていいいんです。解散したところのやる気のある人たちの受け皿をどうするかということを議論したいんですよ。人材も派遣できない、助成金も増やせない、そうすると先ほどから町長は青年団とか婦人会を言われます。青年団は入学と卒業があったから、老人会は入学があっても卒業は死ぬだけの話です。だから卒業はないんです。だから増やそうと思えば無尽蔵に増やせる。元気のいい人もいる、人とコミュニケーションをとりたい人もいっぱいいますよ。私もどちらかというと、グラウンドゴルフとかペタンクとか、いろんな講習会には行こうという気はほとんどなかった。ただ、揚老人クラブは宇蘇浦官軍墓地の掃除を毎月やっていたから、地域貢献として、あ、なら入りたい、入るんじゃなくて入りたい、そういう考え方だったんですよ。だからすべてどっぷり浸かれというんじゃない。老人会に入ってお友達見つけて、趣味の同じような人を見つけて楽しんだらどうですかといううな。

冒頭に揚区の窮状、困ったとこですね、窮状を訴えたら補助金上げてくれましたという趣旨の中に、私が入った当時は官軍墓地に掃除に一番記憶に残るのが、女性11人、男性11人で、22人であそこの官軍墓地を掃除していたのが非常に記憶に残ります。でも今年になって、1月、2月はしませんが、3月に寄ったのに5人です。12月には8名、そしてつぶれると聞いたから、もう仕方なく、仕方なくと言うと失礼になりますが、受けざるを得なかったから何とかしなきゃということで、老人会に入ってくれと言ったのが3人ぐらいいます。「いや入らんばいた」て、「うん、入らんでちゃよかけん官軍墓地の掃除をしてくれ」と、もう1人は条件付きみたいなので、私がほかに入会したら、そのギブアンドテイクで、ならかせしゅうだいて、1人はもう嫌々ながらも私の頼みを聞いて老人会に入ってくれました。

一般の人に援助を頼んだんです。清掃活動でですね。29名集まりました。マンツーマンで家までいって頼めばみんな理解はしてくれる。私は老人会の会員もそうだと思うんです。だからもう少しですね、消え行く組織にバイバイいかん。何とか、そして何とか増やさなきゃ、何とか復活させなきゃと何で思わないのかと思う。

まとめます。組織の運営には金が必要です。老人クラブは高齢者でも健康で活動的な人ばかりの組織にはしてはならないと考えます。一般的に孤独や弱者という方々をほうようする場を提供する集団でなければならないと私は思います。閉じこもりをなくし、地区の公民館に集まって、みんなで昔話、自慢話、よもやま話に花を咲かせ、賑わうそんな集まりを私は求めていますと

思います。

先日の理事会で、行政の理解や協力に沿って、今日の答弁はちょっと違いましたけどね、この件について協議していくとの方針、町が快くそういう考え方であるんなら、本部も頑張って一緒にやるように1年間かけて体制を考えたりとか、そういうのをやりましょうという言葉を得て私はここに立ったんです。

一番良いのは、ここにおられるあなたたちもですね、こちらものです、役場を退職されたり議員や民生委員の方の入会を必須と考える土壌が養われることがとにかく大事です。そういった意味で、皆さんもいずれは老人、既になっている方もいらっしゃると思いますが、こちらもみんな老人にはなるんです。そういう集まりは行政とともに民間だけに任せては困る。そういった意味で町長、町長辞めたら老人会に入ってくださいね。

それではこれで終わります。

○議長（松尾純久君） これで7番、林和廣君の一般質問を終わります。

ちなみに私は老人会員です。

続きまして、2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） お疲れさまです。通告の許可をいただきましたので、次のとおり通告いたします。

まず、玉東町の小中学校の防犯対策について。学校は安心・安全な場所でなくてはならない。学校に不審者が入り込む事例がよくニュースで流れてきます。玉東町の小中学校では、どのような防犯対策を行っているのかお伺いします。

次、玉東町地域学校協働活動本部について。玉東町地域学校協働活動本部の公式LINEができ、商工会やPTAに説明があり、学校などの情報や協力のお願ひなどの説明がありましたが、一度も情報が届きませんが、どうなっているのかお伺いします。

最後に、サクラハイツの入居資格について。玉東町の町営住宅の申し込みは、母子家庭、父子家庭でも申し込めるが、サクラハイツの申し込みは、母子家庭、父子家庭は申し込みが資格がないのはなぜかお伺いいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 功刀議員の質問には、松永事務局長がお答えします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の一つ目の御質問にお答えします。

学校への不審者侵入に関する事件が全国的に報道されており、本町においてもこうした事案の未然防止が必要不可欠であると認識しております。

本町の小中学校では、児童生徒の安全を確保するため、次の防犯対策を実施しております。

1、訪問者の身分確認の実施。不審者の侵入を未然に防ぐため、訪問者の身分確認を実施しています。入校時には玄関で職員が対応し、来校記録簿への記入を実施することで、学校に出入りする人物を適切に管理しています。

2、防犯カメラの設置。校舎内外に防犯カメラを設置し、必要に応じて録画映像を確認できる体制を整えております。常時監視を目的とするものではありませんが、異常が発生した際には速やかに状況を把握し、適切な対応を講じることで、安全対策の充実を図っております。

3、不審者侵入時の対応マニュアルの整備。各学校では、不審者侵入時の対応マニュアルを作成し、緊急時に職員及び児童生徒が、迅速かつ冷静に対応できるよう努めています。そのため教職員は具体的な対応手順を確認し、共通認識を深めることで有事への備えを整えております。

4、防犯訓練の実施。児童生徒及び教職員を対象に、不審者侵入防犯訓練を定期的の実施し、危機対応力の向上に努めています。現在小学校2校では訓練を実施しておりますが、これまで未実施であった玉東中につきましても、不審者侵入防犯訓練の必要性を考慮し、本年12月に訓練の実施を計画しております。

最後に、地域警察との連携強化、町が実施する青色防犯パトロールに学校やPTAも参加し、地域社会と連携した取り組みにより、防犯意識の向上と学校の安全対策の強化を図っております。今後もこれらの取り組みを継続的に充実させ、子どもたちが安心して学べる環境づくりを推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(続けてください。)

功刀議員の二つ目の御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、地域学校協働活動は、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業など幅広い関係者が参加し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えながら、学校を核とした地域づくりを目指す活動です。

本町では、この活動を推進するために地域学校協働活動推進委員1名を委嘱し、継続的に取り組んでおります。御質問の公式LINEの活用についてですが、本年1月、情報共有、情報発信の新たなツールの一つとして、地域学校協働活動ネットワーク構想を立ち上げました。現在推進委員が町内事業所や店舗へ説明を行い、ネットワークの拡充に努めており、構築の段階にあります。ネットワークの運用方針としては、基本的に推進委員が地域の方々を直接訪問して、学校だよりなどを配布しながら、顔の見える形で情報を共有することを重視しております。

公式LINEにつきましては、地域の人材発掘を目的とし、例えば、学校から特定の技術や経験を持つ方を探してほしいといった要望や、地域住民から地域行事に子どもたちにも参加してほしいといった、ニーズに対応するためのマッチングに活用をしてみたいと考えております。今後は体制が整い次第、情報共有、発信にも力を入れ、地域全体で子どもたちの成長を支え、学校を核とした地域づくりを推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問には、まずは担当課長より答弁させます。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 2番、功刀議員の三つ目の質問にお答えします。

まず町営住宅は、町営住宅法第1条に定められているように、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で賃貸する住宅であることから、その入居資格は、法第23条並びに玉東町町営住宅管理条例第5条で規定のとおり、収入基準の制限があるものの、広く公平に住民の一般の利用に供されるべき性質のものであります。

一方、玉東町活性化住宅サクラハイツは、民間活力を導入しながら、地域の活性化を図るため、民間事業者等が建設した賃貸住宅を玉東町が借り上げ、入居者に転貸するものであり、いわゆるPFI的手法を用いた公営住宅法の適用を受けない公営住宅、言い替えれば入居資格や家賃が自由に設定できる町単独住宅として、山北地区の活性化や山北小学校の児童減少対策といったものを含め、平成19年3月に玉東町地域活性化住宅「サクラハイツ1号棟」の建設が行われ、全部で5棟、25戸の整備を行っております。

議員御質問のサクラハイツの申込資格につきましても、入居資格として条例第5条で定められているとおり、第1項第2号で、小学生以下の子どもがいる夫婦、同じく第3号で若年夫婦とし、そのどちらか一つを満たすものと条例で定められております。

以上により、サクラハイツを整備するにいたった目的を踏まえ、条例第5条の中で、夫婦という条件で入居申込者を限定していることにより、母子家庭、父子家庭などの1人親世帯からの入居申し込みにつきましては、受付は行っておりません。問い合わせがあった場合、公営住宅法の適用を受ける猪の鼻団地や稲佐団地といった町営住宅への申し込みを案内しているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） まず一つ目の玉東町の防犯対策について質問していききたいと思います。

近年小中学校を取り巻く安全環境は、決して楽観視できる状況ではありません。報道される事件や不審者の情報に触れるたびに、子どもたちを預かる立場として、また、地域社会の一員として強い危機感も覚えています。

過去を振り返りますと、学校内外での子どもたちを狙った痛ましい事件が全国であとを絶ちません。不審者の侵入、登下校中の声かけやつきまとい、SNSを通じた誘いだしなどその手口は巧妙化、多様化しています。これらの事案は子どもたちに直接的な危害を加えるだけでなく、心の傷として長く残ることも懸念されます。

最近で言いますと5月8日午前、東京の小学校のほうにですね、男2人が学校に侵入し、暴れ、教職員5人がけがをしたとニュースがありました。子ども同士のトラブルから、母親と先生で話が折り合いがあわずに、知人の男2人が暴れにきたと、このような事例は間違いなくこの玉東町でも起こり得ることだと思います。

そして、忘れてならないのが平成13年6月8日、大阪で起きました附属池田小学校での事件です。不審者が刃物を持って、8人の子どもたちが犠牲者になりました。負傷者も15名という痛ましい事件が起きました。子どもたちの安心・安全な学校生活が脅かされる中、玉東町でも保護者や地域住民から不安の声もあるため、今回防犯対策について質問にいたっています。

まず、お聞きしたいのが、玉東町では、今まで過去を振り返り、小中学校に不審者という事例はありますか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 功刀議員の御質問にお答えいたします。

それは校舎内に侵入したという、

（そうですね、校舎に侵入してきたとか学校の中に入ってきたという事例でいいです。）

それは把握しておりません。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） それでは登下校中での声かけの不審者の事例というのは、つきまとい、そういうのはありますか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 功刀議員の御質問にお答えいたします。

過去にはそういうこともあり、防犯パトロール等も強化したこともあったかと思いますが、最近でも子どもたちがそういう、中学生であったんですけども、それが実際警察に相談してみますと、それが実際につきまといかどうかだったというのが、確実に分からないことはありました。ただそのような場合には、下校指導ということで気をつけるようにというのは、学校のほうから指導はあっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 今までも振り返り玉東町の小中学校におきましては、今まで不審者が学校に入り込み、子どもたちに危害を及ぼしたということもなく、玉東町は安心・安全な町だからこそ今、防犯に対する意識を強めるときだと思います。

学校に子どもたちに、保護者に地域の人、そして行政にと五者連携で防犯に対する意識を強めべきだと思っております。防犯カメラも小中学校に取り付けてあるとおっしゃられましたが、まず木葉小学校、山北小学校、中学校にはそれぞれ何台ずつぐらいの設置をされておりますか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 功刀議員の御質問にお答えいたします。

現在防犯カメラの設置台数につきましては、山北小が18台、木葉小が10台、玉東中が13台の設置となっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 玉東町はですね、それほどやっぱり各学校に、今、初めて防犯カメラの数を知ったんですけども、私がですね、学校に設置してある防犯カメラの数を、とてもすごく設置してあるなという印象を受けて、これは玉東中学校の教頭先生と話したんですけども、こんなに学校に設置してあるところはないと、本当に驚かれておりました。しっかりと設置してあることが分かり、本当に安心しました。

玉東町は今、防犯カメラはもちろん学校にですね、たくさん設置してあるとおっしゃいましたが、通学路のカメラとかですね、通学路の防犯カメラ等とかは、そういうのはですね、教育委員会からのほうからは設置しないんでしょうか。設置しないというか、設置の予定、今後ありますか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 功刀議員の御質問にお答えいたします。

教育委員会としまして、通学路への防犯灯の設置は行ってはおりませんが、町としましてですね、町内に防犯カメラのほうは、役場総務課のほうで実施をされております。確認しましたところ、令和3年度8か所9台、令和6年度に4台追加されており、令和7年度の当初予算にも3台追加するという事で聞いております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 確かに現状で防犯カメラのほうはですね、玉東町全体でかなり設置が進んでいるというところで聞いたんですが、これは総務課のほうで担当で町全体のことはやっているというところで今、お聞きしたんですが、これに関しては教育委員会はいっさい意見ということはいませんか。教育委員会がちょっとここに、今回はちょっとこっちの通学路ちょっと危ないので設置できないとかという意見という、共有ですね、お互い町と教育委員会の強化、そういうことはやっておられないんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

この防犯カメラにつきましては、学校等との協議は行っておりますが、ただ、現在12か所の13基ございますが、主要道路をメインに設置をさせていただいております。ですから主要道路、つまり通学路も含まれている部分も多数あると思いますので、今後もそういった主要道路を基にですね、設置を続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。もしですね、よければ教育委員会のほうからこういう通学路なんかをですね、ちょっと点検しながら、もしもちょっとここが危険な場所だとか、ここに付いていたほうがいいなという場所がもしも箇所があればですね、是非とも町として、教育委員会としてですね、一緒に手を組んでいただき、増設に向けてやっていきたいなというお願いをします。

先日ですね、山北小学校と木葉小学校にですね、校長先生に時間をつくっていただき、お話しさせていただくことができました。中学校におきましてはちょっと時間の折り合いがあわず、教頭先生との電話での対応をさせていただきましたが、まずですね、山北小、木葉小、玉東中学校にですね、まず防犯対策としての刺股ですね、がですね、まず何本ずつ各学校には常時してあるのか、ちょっとお願いします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 功刀議員の御質問にお答えいたします。

刺股につきましては、各学校2本ずつ整備を行っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 今ですね、局長のほうから、2本ずつ学校にはあるということで分かったんですが、というのはですね、山北小学校さんに、木葉小学校さんに、刺股は学校に何本ありますかと尋ねたんですよ、私、そしたら「うーん、何本だったかなあ」という感じでございました。玉東中学校の教頭先生に電話の対応でしたが尋ねたところ、多分2本じゃなかったかなということでしたので、全部の学校は2本ずつというところで今、分かりました。

山北小学校さんにですね、小学校さんは防犯訓練を行っているですね、にもかかわらず悩まれたのにちょっと心配な部分が私の中でちょっと持ったところでございます。山北小学校に木葉小学校さんにおいてはですね、防犯訓練のやり方は様々でありました。山北小学校はですね、先生たち子どもたちで、先生たちが不審者役をつくり、自分たちで訓練しますとのことでした。木葉小学校におきましては、警察にきていただき、警察の指導のもと行うということでした。もちろんですね、山北小学校の校長先生も警察の指導を受けて今後はやっていきたいとおっしゃっておられた次第でございます。

刺股がですね、各学校に2本ずつあるのは分かったんですが、ちょっと今の時代ですね、少ないのではないのかなという印象をちょっと持っております。刃物を持った不審者の動きを封じ、周囲の人が逃げる時間確保したり、警察が到着するまでの護身道具であるのですが、不審者が入ってきたときに、1人に対して刺股というのは最低今、言われたように2本は絶対要るんです。この上半身を押さえる人、やっぱり下を押さえる人、これを女性の方が刺股をこうしても、犯人はこうやってゆさぶったら女性の人はこうなってだめていうことですね、あったので、というところですね、言われて、もっと増やす必要があるのかなとちょっと思った次第とですね、もっと学校に防犯グッズ的な強化をする必要があるんじゃないかなとちょっと私、思ってますね、校長先生と話すと見えてくるところがあったんですね。まずですね、刺股も1本、2本でね、あと各学校に増やすべきだと思いますし、山北小学校の校長先生がですね、前の学校のときは警察の指導のもと防犯訓練をしてたんですよ。警察の指導のね、警察からの指導の中で、一番はやっぱりこの催涙スプレーでですね、言われても、催涙スプレーは飛距離がですね、そんな値段は高いけど飛距離はないんですよ。飛距離的には2メートルぐらいの飛距離で、犯人とこんなに近づかないといけないんですがですね、何かていうたらですね、ハチスプレーがあったほうがいいというようなことだったんですよ。ハチスプレーで分かりますか、ジェットスプレーで、今ですね、11メートル、12メートルまで飛んで行くんですね。だから、ここから言うならば上田課長まではビューっていくぐらいのスプレーがある、今これはあるんですね、それがあったほうがいいですよという指導をね、受けられたとおっしゃいました。そしたらですね、これは誰でも使えて、不審者もですね、目に痛みを感じる、動きを防げてですね、不審者も死ぬわけじゃないんで

すよ、死なないんですね、本当にこれが一番なんですよということをですね、警察の方から指導されたということで、これはもちろん木葉小学校の校長先生もそうやって、こういうグッズがあったらいいなということ言われており、もちろん山北小学校の校長先生はですね、事前に前から言われていたので、玄関の事務室にですね、1本置いているんですよ、スプレーを置いているんですよというところでした。

これからね、防犯の意識を強化するにはね、新たなグッズの備えが必要と思いますが、どうでしょうか、もうちょっとグッズの強化をお願いしたいと思いますが。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問に答えします。

私もそういうスプレーがあるのは気づかんだ。刺股が2本というのは少ないと思います。3本は要るだろうと、そしてどこにあるか分からんというのが気掛かりだな。みんながね、職員が目につくところ、教員室か、そこに置いとかないかと、そういうことは言っていかなんと。刺股はあと1本ずつ増やして、スプレーはやっぱり各学校にね、2本ずつは置いとかないかと。窓口と職員室、校長のところに、やっぱり校長がいつでも持っていられるごとせないかんと。思うから、その点は消耗品費それを使ってでも即やりたい。

ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 大変うれしいお言葉、本当ありがとうございます。早急に是非ともスプレー購入していただきたいなと思っております。

小中学校でですね、様々な訓練をされています。防犯訓練、避難訓練、引き渡し訓練と安全教室いろいろあるわけですが、地域住民の方々がですね、こういう訓練を知っているのかなと私は思うんですよ。私のね、私の中ではね、学校と地域の住民の方々は、最近ちょっと距離がね、ちょっと遠のいているんじゃないかなという気持ちで私は見ておりまして、感じるわけで、もちろんですね、地域住民の方にですね、前は学校から回覧板だったりとかでなんかお知らせをしてあげたとか、そういうふうなことがあったりするんですがですね、学校がですね、今現時点で何の訓練をやってるんだ、今日は何をやってるんだということをですね、地域の住民にお知らせをね、したがいいんじゃないかなと僕は思うんですよ。

というのが、引き渡し訓練というのがあったときには車が渋滞するわけですよ、その地区に一気に時間にこう来るときなんか、これ言い忘れたら地区に言い忘れたら、もう相当学校に苦情がくると。学校の先生たちもやっぱりピリピリする中でですね、こういう学校でですね、行っている訓練等の周知というのもですね、僕は町の公式のLINEでですね、流すべきじゃないのかなと思うんですけど、情報を、どうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 功刀議員の御質問にお答えいたします。

議員が申されました引き渡し訓練、5月に行いましたけれども、その周知状況につきまして、山北小、玉東中については地域には行ってはいないと、木葉小につきましては、近隣の地域

の区長さんを通して案内をしてもらったと。ただ、車を流す方向、導線の確保がですね、はっきりと保護者への周知がうまくっておらず、渋滞等を引き起こしたというのはですね、学校から報告がっておりますので、その点につきましては、そういう訓練の、こういう訓練を継続していくには、地域の方々の御理解が重要になってくると思いますので、そういう訓練の見直しであったり周知についてはですね、今後方法を検討していきたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

是非ともですね、町民の皆様と距離を近づくためにですね、協力をしてもらうためにはですね、こういう情報の発信というのがですね、やっぱり必要になってるんじゃないかなと思っておりますので、是非ともですね、できるのであればやっていただきたいと思っております。

そしてですね、私はですね、この玉東町ではですね、子どもたちにはですね、やっぱり小学校は登校班があります。これは絶対なくてはならない一番の防犯対策です。校長先生方もですね、本当にこの登校班については毎日ですね、毎日防犯に対しての口うるさくしっかりと伝えていると言っております。でですね、1人で帰らない、知らない人には付いていかない。

木葉小学校でもですね、ひとつ木葉小学校の事例を挙げますとですね、先生と校長先生とのやり取りの中でですね、木葉小校区で地区の方が子どもたちにね、やっぱりそういうふうに「うるさい」とか暴言を吐く、そういう事例もね、一時期起きていたというところで、警察の人にそこで見守ってもらったりとか、そういうこともね、一時期あったということをね、ちょっと聞いております。

そしてこの登校班ですけれども、登校班が帰るときとかにですね、今までですね、僕は子ども110番の家がですね、あったと思うんですよ、昔は看板がよく、今はあんまり見なくなったんですけれども、そこはどがんふうに今なっているのか、ちょっと状況を教えてもらえたらと思います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

今、子ども110番の家ということで御質問がありました。これは子どものですね、緊急避難場所として位置づけております。現在ですね、木葉地区では43か所、それから山北校区では35か所の子ども110番の家がございます。ただこれが任期が5年でございます。今年はですね、山北校区のほうのまた見直しを行いたいと思いますので、今後件数とか場所とかが変わる可能性はございます。

それから、子ども110番の看板があつとですね、その看板についてもですね、配布のほうも行う予定でございますが、今回は山北小学校の見直しということでございますので、木葉につきましてはですね、まだ保管されている子ども110番のカードがあるということでございますので、そちらのほうの配布のほうも併せて行いたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 子ども110番の家というのがですね、しっかりと残っていた。町長がね、しっかりと子ども110番の家の看板を付けていると言っていたので、本当に安心しております。

子どもたちが小学校にですね、入学したときにですね、防犯ブザーをですね、Qネットさんからお祝いでもらうと思います。1、2年生まではですね、よくランドセルに付けている子はいるんですよ。3年生ぐらいからですね、付けない子どもたちが多くなってきます。聞くと壊れた、ちぎれたなどなどです。防犯ブザーは大事な防犯グッズの一つだと思います。校長先生に聞いても防犯ブザーを皆さんに付けなさいとまでは指導はされていませんでした。防犯ブザーにおきましても個人個人の判断で保護者にお任せだと思いますが、防犯の意識がね、本当に薄れているのは現実です。これをですね、教育委員会のほうからですね、各小学校にですね、防犯ブザーの着用をですね、促していただいだけでもちょっと違うのかなと思うんですけれども、強制してこうというわけじゃないんですけれども、ちょっと指導的なことをね、言っていただけたらどうかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 功刀議員の御質問にお答えいたします。

議員が申されましたように、小学校の入学時に企業さんのほうより防犯ブザーの提供はございまして、おっしゃいましたように低学年、1、2年生ぐらいまでが使用しており、その後高学年になると着用がなくなっているというのが現状と思います。

現在防犯ブザーの使用につきましては、申しましたように学校から特別な指導も行っており、各家庭の判断に委ねているところです。議員から申し出がありましたような教育委員会からの指導につきましては、現在特に考えておらず、御意見として承らせていただきます。

以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 前年度使途もですね、やっぱり防犯ブザーは一番子どもたちが学校に通うときに、不審者にやっぱり遭遇したときにですね、やっぱり鳴らせる大事な防犯グッズの一つの護身用だと思いますのでですね、そこは是非ともですね、ちょっと検討を考えていただいて、言っていただけるだけで、学校でちょっと言っていただいだけでいいんです。強制でしているわけではございませんので、そうやって促していただければいいかなと思っております。

朝からですね、保護者の方々が見守りに、指導隊に駐在所さんに、町の青パトさん、月に2回ほどですね、見守りをですね、朝からやっております。昔はですね、やっぱり老人会のクラブさんですね、今、オレンジクラブさん、そういう地区にやっぱりおられたんですね、帰りの見守りとかもあっておりましたが、やっぱり老人会の方々も解散されているところも多くですね、見守りの協力がなくなっているのが現状で、私はもっとですね、地域の方々にお願いして協力してもらったほうがいいんじゃないかなと思うし、学校と地域は常につながっておかないといけないと思います。まず地域全体でですね、学校、安全・安心、そして防犯の意識を高められたら

なと思うところでございます。私たちの学校はもちろん田舎でございますので、木葉も山北も中学校もどこからでも学校に侵入できるのが現実です。だからこそ防犯の訓練が本当対策必要なんです。これからですね、今は年に1回訓練していますがですね、これをあと1回半年にですね、もう一度訓練をした方がいいと私は思うんですよ。やっぱり訓練は2回行うべきじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 功刀議員の御質問にお答えいたします。

議員が申されますように、訓練の回数は多いほど効果は上がると思います。ただ、それ以外の災害に対する訓練等も実施しており、いろいろ訓練の種類も年間計画として考えて学校は実施されておりますので、こちらにつきましても、功刀議員よりこういう意見を承ったということでさせていただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 是非ともですね、学校のほうに一度促していただき、いろいろと学校もスケジュールがパンパンで忙しいと思いますので、なかなか取り組みができればいいかもしれませんが、是非ともね、やっぱり訓練しか、犯人が来たら訓練しかないと思うんですよ、それしか本当はないと思いますので、是非とも言っていただきたいと思います。

そして今回ですね、このことについては本当に山北小学校さん、木葉小学校さんばかりの話ばかりで、中学校さんの取り組みは伝えませんでしたかね、局長のほうから、確かに中学校はですね、今までそういう避難訓練はしても防犯訓練のほうはちょっとしてなかったけれども、今回は12月でしたかね、訓練をしますということでですね、しっかり言われておりましたのでですね、中学校のほうもしっかりと防犯訓練のほうをしていくんじゃないかと思います。

もうここについてはちょっと終わってまとめていきたいと思います。最初にですね、まず述べた大阪で起きました池田小学校児童殺傷事件からですね、先月で、6月8日で24年が経ちました。児童がですね、8人犠牲になり、子どもが13人、そして教師の先生が2人けがをした、犠牲になられましたお子さんのですね、保護者の方々、犠牲になられた保護者の方々は、未だにですね、心の傷は癒されることはありません。

この犯人がですね、この犯人がですよ、最初にでた取り調べで、何で学校に入ったかと出た言葉が何だと思いますか。正門が開いていたからです。正門が閉まっていたら登ってまでは入らなかったと言っております。私たちの学校はですね、正門を閉めてもね、どこからでも不審者は入ってこれるのが現実です。不審者が入ってきたらですね、日頃の訓練で身に付けた、子どもたちが犠牲にならないようにですね、不審者をつかまえるしかないわけです。だから訓練はね、最低でも2回する必要があるんじゃないかなと思います。子どもたちの安全を守ることは私たち大人の責務であり、何よりも優先されるべき課題です。

防犯カメラの増設や通学路の見守りも十分大事ですが、それだけではありません。地域全体で子どもたちを見守る体制を構築することが不可欠です。学校、保護者、地域住民、警察に行政が

きちんと緊密に連携し、情報共有や協力体制を強化することで、初めて真に安全な環境が実現できると考えます。また、子どもたち自身が危険と察知し、回避する能力も身に付けるための教育も必要だと思います。防犯教室やワークショップなどを通じて、子どもたちが主体的に安全を確保できる支援していく必要があります。子どもたちの笑顔を守り、未来に育むために、今こそ私たち大人が一致団結し、具体的な行動を起こすべきだと思いますし、迅速にかつ効果的な対策を講じていただくことを強くお願いします。私たち議員も子どもたちを安全に守るために全力で取り組んでいくことをね、お約束し、この質問を終わりたいと思います。

次にですね、入ります。玉東町地域学校協働活動本部について伺います。

新たにですね、玉東町地域協働活動というですね、教育委員会のほうから公式LINEができ、私もですね、団体として商工会だったりとか、PTAでのこの説明のほうを受けておりますがですね、まだね、今、作られているところから情報がまだいっさい入ってきていないのが現実ですので、今一度ここにね、みんながおられるのでですね、一度こういうのがあるんだよということを経験して共有して勉強したいなとちょっと思っております。

まずですね、これは町行政があり、そしてその下にまた学校教育があり、そして玉東町が、いっぱい各団体があります。PTAにオレンジクラブさん、区長会、商工会に民生児童委員さん、ボランティアの団体、文化協会など、いっぱいのたくさんがある中でですね、もうこれで地域一丸となってですね、でつくられている公式LINEだと思うんですが、学校側からですね、例えば中学校であれば、先ほど局長が言いなされた、職場体験等とか、商工会、事業者さんをお願いしたりとかそういうこと、それで小学校でいけば、やっぱり1、2年生に行われているわくわく教室、こども教室ですかね、そういう地域の人のですね、方々の力を借りて、地域の方々が得意とする分野を子どもたちに支援してあげたり、町全体が一つになり、地域全体で学校を支援できる体制づくりと、玉東町で育った子どもたちが地域を知り、地域への誇りを持ち、地域への活性化のために力を発揮できることを願って協力していきたいと思います。

私たちですね、議員一団もですね、子どもたちのためにですね、やっぱり町全体を盛り上げていきたいと思っている。それでですね、これは私たちにもですね、この情報をですね、みんなのところにですね、集まる機会はよくありますので、教えて来ていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 功刀議員の御質問にお答えいたします。

この地域学校協働活動の推進委員が、議員さんのほうに御説明に伺ってもよろしいかというようなことでよろしかったですかね。はい、それは議員様のほうに説明の機会を与えていただけるなら、推進委員のほうを伺わせて御説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） そしてですね、先ほどちょっと話が一緒になるんですが、せっかくこういうですね、公式LINEが新しくできたということであれば、さっきの学校の情報等なんか

もですね、こちらにも共有してあげることができるんじゃないかなと思うんですけども、そこはどうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 功刀議員の御質問にお答えいたします。

冒頭の答弁で御説明いたしましたとおり、公式LINEにつきましては、当初の目的としましては、人材発掘というところで運用していきたいというところでしたけれども、今後ですね、議員からも提案ありましたように、このLINEの中で学校の活動等の情報を流したらどうかということですので、その流す内容につきましてはですね、ちょっと今後運用の状況を踏まえながら、発信する情報については精査していきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 本当とても素晴らしい公式LINEができたそうですね、私は非常に感じているわけでございます。是非ともですね、本当はね、本当はこの各団体ばかりじゃなくして、本当はですね、個人個人さんにもですね、こういうLINEのアプリという情報はですね、知らせたほうがいいんじゃないのかなとちょっと個人的に思いますのでですね、またこれからこの公式LINEがですね、しっかりと運営していき、地域全体が一つになることをね、願っております。ちょっとこの質問もこれで終わります。

最後、サクラハイツ地域活性化住宅の入居資格についてですが、まずですね、先ほど課長のほうからもありましたけど、まずははっきりしておきたいのが、ここはですね、稲佐団地や猪の鼻団地は公営住宅法に基づいていると、サクラハイツは玉東町独自での条例で行っているということだけは、これだけは間違いないですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 功刀議員の質問にお答えします。

功刀議員がおっしゃるとおり、そのとおり町独自の条例となっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） サクラハイツはですね、もうできて20年ぐらい経っているのかなと思います。サクラハイツができたおかげでですね、本当に地域の活性化にもつながりですね、何より山北小の児童数も増えたですね、本当に100人を超えておりました。サクラハイツの一番の魅力はですね、本当町独自ですので所得制限がないですね、いろいろちょっと見たところ、末っ子、一番下のこともが小学生までは3万5,000円、みんな一緒です。下の子が中学生を卒業したら4万円、その下の子が高校生を卒業するまでは4万5,000円とありますが、本当にですね、すごい地域活性化住宅だなと本当に思うところなんです。

でですね、一つちょっと疑問に思ったのがですね、それ以外の家庭は5万円であるんですよね、家賃の中に、それ以外の人は5万円というのは、その子どもさんが高校から卒業した場合の人を指しているんですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 質問にお答えします。

先ほど功刀議員がおっしゃったとおり、小学生までが、子どもがいる場合が3万5,000円、中学生の子どもがいる場合が4万円、高校生が4万5,000円です。ですのでそれ以上になりますと、皆さん一律で5万円ということになります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ですので、この活性化住宅はですね、だから子育て政策の支援、子どもたちがおられる人たちが最初の入居募集で入ってこれると思うんですが、出ることはしなくていいんですよね。だけん今の●●●高校生が出たからといって、夫婦2人になってもいいということですよ、今の話では、違うんですか5万円となっているのは。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 一応高校生までですね、入るようにはできているんですけども、もう高校生を卒業しましたら一応明け渡ししてもらうようにこちらからお願いしています。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） はい、分かりました。じゃあ高校生が卒業した時点で、その家族さんは出てくださいという方式になるということですね。はい、分かりました。

まずですね、まず入居資格はですね、子育て世帯と限定されています。なぜね、今回サクラハイツの入居資格について質問しているかといいますとですね、お母さんたちからですね、相談でした。そのお母さんはですね、玉東町でですね、結婚されて嫁いでこられて、旦那さんと一緒に子ども2人を育てているお母さん、そのお母さんのお友だちがですね、多分大津のほうだと思うんですよね、それがね、子ども2人、小学3年生と年長さん、この玉東町に来たいと。山北小学校に行きたいんだと。そしてね、だからサクラハイツが空いていたのが申し込みをね、したいと、しにきたのか電話なのか分かりませんそこは、そういう相談、何でだめだ、断られたということなんですね、今回ね。何でだめなんですかと疑問の声、断られたお母さんはですね、多分だいぶショックを受けたかね、思いますよ。でね、何で母子家庭と父子家庭がですね、まず現時点で今回そういう条例になっているのかというのを、ちょっと私もですね、今回疑問を持っているところで質問しているんですが、先ほど課長の答弁の中にですね、山北小学校の児童数の増減というのも含まれておったですよ。何で母子家庭さんだったら子ども2人もちっちゃい子がいるのに、これ本当に山北小学校の児童増につながるですね、と思ったんですけども、そしてね、今のこの時代にですよ、母子家庭、父子家庭をですね、最初に断らなきゃいけないというですね、ところというのはですね、僕的にはその子に対してもですね、玉東町も今度人権侵害を受けたとですね、思ったりもするんじゃないかなと思うところも一つあるんですよ。

そしてですね、山北小学校の児童数がですよ、今ですよ100人を切ってきているところですよ、もう切りました100人をですね。これからもだんだん減っていくと思います。町長、子どもは宝ですよ。今日はね、ちょっとお母様方たちがですね、ちょっと後ろから見に来てくれていると思い

ますけれども、玉東町が好きですね、子育てをしているんですよ、玉東町が大好きなお母さんたち、そしてこのね、そして玉東町がこれからますます子育てが発展していく、町長が子育てに力を入れているおかげなんですよ、もう本当にお母さんたちがね、大好きなんです玉東町を、本当に町長で、今の時代にですね、本当変えてほしい、だから僕はこのサクラハイツの条例のね、一部改正を町長求めたいと思います。本当お願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問に答えます。

疑問に思われるでしょう。しかし当初、当初の一つの約束事、これをやっぱね、条例で決めるから、なかなかね、変えるのも今の段階で難しい。母子家庭さんが入りたいと思えば、山北小学校のほうに入りたいならば空き家、空き家対策ね、坂村議員から質問があった空き家対策があるから、そっちのほうを一応勧めると。それから木葉地区は公営住宅、これには入れると。サクラハイツは当初造ったときの経緯があります。まず理解してもらいたいなと。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 町長の最初当初からつくられた条例ということでね、町長が言われるのもすごく理解しています。分かります。でもですね、私自身ですね、やっぱりどうなのかなあて、これからですよ、僕は受け入れても大丈夫じゃないのかなと僕は思うんですよ。若い夫婦は大丈夫なんですよ、子どもさんいなくても、これからはもしね、生まれていくという可能性もあります。この若い夫婦さんといえはですよ、じゃあ何歳までが若いと認めているんですか、ということにもなるわけですよ。40歳までの人ですか、50歳でもいいんですか、夫婦で入れば、子どもを産んでくれるとか、それもちっと僕個人的にはちっとそういうのも矛盾しているかと感じることもあるし、そしてですよ、もしもじゃあ夫婦結婚して子どもと一緒に入ったときに、離婚したときはそれは自動的に出てくださideいいんですかね。もしも離婚した事例があるんであれば。

もう入ってしまったらそれは町長も出ていってくださいとは言いませんね。そこはじゃあいいですね。

（今は離婚の場合のことを聞いている。）

そうです離婚のことですね。離婚の場合はそれは条例には載せてないということですね、分かりました。

町長本当ね、今日ね、町長からかっこのいい言葉をね、いただきたく、本当検討しますという言葉が本当ね、本当これ町長是非ともですね、本当これもう山北小学校の増につながっていくし、町長もそこに愛があるわけだから絶対できると思いますので、是非ともね、検討はお願いしたいと思います。

それとですね、今回ですね、最後、本当すみません最後、山北小学校に今回は行きたいというお母さんの声だったですよ。だから一つだけちょっと確認しときたいところがあって、小学校の区別、割り当て、僕も勘違いしてきてるところがよくあるので、玉東町は木葉区は木葉小学校、山北は山北校区でわかるけど、駅周辺とかがちょっとばらけよるけど、その条件というのは何か

ある、決まりごとというのだけをちょっと教えていただくと助かります。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 功刀議員の質問にお答えいたします。

一応小学校の通学区域を定める規則というのが設けられておりますので、そちらで通学区域をそれぞれ山北、木葉小校区決めております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2 番、功刀圭一君。

○2 番（功刀圭一君） これからですね、そうやって決まっているのは分かります。ただね、アベニールはどっちの対象になりますか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 功刀議員の御質問にお答えいたします。

木葉校区になります。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2 番、功刀議員の質問にお答えします。

功刀議員の熱い思いの中で理解しました。しかし、空き家対策これを優先して、サクラハイツのほうは当初規定したとおりしばらくは続けていきたいと、空き家対策のほうを先に進めていきたい。

以上、答弁します。

○議長（松尾純久君） 2 番、功刀圭一君。

○2 番（功刀圭一君） ならですね、長くなりましたけれども、その空き家対策のほうでいってほしいというところですね、それもですね、これは町長はこれから考えも変わるかもしれんし、今の私の熱い思いでですね、町民の皆様方がね、思いで言っているんで、是非とも検討を願いたいと思います。

それと木葉小もそうだけど、山北小学校もこれから先、児童のあれができてくるわけで、多少の玉東町は小さな町でございますから、木葉からでも山北に行きたいという子どもがおれば、そういうのもですね、特例としてね、認められるようなね、改正をできたらなと思っております。

以上です。これで終わります。

○議長（松尾純久君） 2 番、功刀圭一君の一般質問を終わります。

ここで5分間休憩します。

先ほど言いましたように時間が押していますので、すぐ済ませてください。

休憩 午後4時36分

再開 午後4時43分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

続きまして、6 番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） こんにちは、お疲れさまです。

1点だけ御質問いたします。

猛暑の子どもたちの遊び場の確保は。つどいの広場で子育て中のお母さんたちから、玉東町にも夏の暑い日に熱中症の心配がいらぬクーラーの効いた遊び場がほしいとの声があります。オレンジはあとクラブや町の空き施設を使って、週末に遊び場の提供ができれば、子どもたちも元気にのびのびと育つと思いますが、町の考え方を伺います。

よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問には、担当よりまず答えさせます。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

近年地球温暖化の影響により、夏の厳しい暑さが年々深刻化しており、特に高齢者や小さなお子さまを持つ御家庭では、熱中症への不安が高まっています。また、最高気温35℃以上、猛暑日が続くことにより、子どもたちの野外活動が制限されることで、健康や成長への影響も懸念されます。

そこで現状として対応できる中央公民館の図書室や、役場庁舎のあるまちスペースは、暑熱避難施設として利活用できる有効な施設であると考えられます。しかし、中央公民館図書室は学びの場として位置づけられているため、自由な遊び場としての活用は目的が異なりますが、暑さを回避しながら子どもたちが本とふれあい、知識を広げ、好奇心や思考力を育む場として有効に活用していただきたいと思います。庁舎のあるまちスペースは、誰でも自由に集える場所で、2階は授乳室やキッズスペースを設け、飲食も可能であり、お子さま連れで利用しやすい空間となっております。

また、御提案いただいたオレンジはあとクラブの活用についてですが、本クラブは多世代が文化活動やスポーツを通じて学び、交流する場として運営しており、学びの場として会費の徴収も行っております。

御質問のありました遊び場としての提供については、本クラブの趣旨とは合致しないと考えます。しかしながら、本クラブでは子どもも参加できる種目も実施しており、学びと交流の場として活用していただくことは可能であります。

暑さ対策としての他の公共施設の利活用においては、つどいの広場事業や健康づくり事業においてニーズ把握を行い、子どもの遊び場だけに限らず、居場所の提供を含め、施設の空き状況や安全性、運営体制などを踏まえ検討していきたいと考えております。まずは土日の利用ができる施設等の情報提供を行い、暑さ対策として可能な限り活用いただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 小島課長からですね、非常に理解されるというふうに思いますが、やはり今ですね、小さな子どもたちはあるまちとかですね、中央公民館の図書室で遊べると思うんで

すよ。もう少し大きな子どもになるとですね、やはり走り回りますので、もう少し広いスペース、例えば今、中学校あたりのクーラーの効いた体育館、役場下の広いところがありますね、店舗の、ああいうところもですね、ただ空き状態にしとくよりも子どもたちをですね、のびのびと遊ばせる、そういうですね、利用方法もあるというふうに思います。

以前ですね、私が中学校あたりのエアコンをですね、どうですかと言われたとき、町長は非常に前向きで、あのころが32～33℃だったです。今ですね、課長が言われたように35℃以上が連日です。木葉の四つ角の時計と温度計、39℃から40℃になりますね。この中でですね、やはり子どもはなかなかじっとしとりませんので、やはり外で遊ぶ機会も多いですので、ちょっとそのへんについてはいかがですかね。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

議員が申されましたように、玉東中体育館には、昨年度避難所の環境改善というところでエアコンを付けたところです。学校授業等においては利用をしております。議員の御質問にありましたように、中学校体育館を子どもの遊び場として開放することにつきましてですが、安全管理面や維持費など、施設運営上課題が多くあると認識しております。また特定の利用者のみに開放することは、公平性の観点から慎重に検討をすべきものと考えております。

これらの理由から中学校の体育館を遊び場として提供することは、困難というふうに判断しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） ある施設はですね、有効に使ったほうがいいと思いますので、体育館をですね、全部使うじゃなくて半分ぐらいを使うと、あと半分で何か違うスポーツをやってもらとか、いろんな活用方法があると思いますので、せっかくですね、大きな金額をかけて造ったならばですね、活用をですね、是非やってもらいたい。

そしてですね、小島課長も先ほど子育て支援の中でですね、他の自治体に負けない子育て支援こういう言葉がでてきました。町長もですね、前向きの考え、これには賛同するようなことを言われました。やはり今ですね、玉東町に來たい、定住したい、そういう人がいっぱいいます。その人たちのですね、ニーズの中にもこの問題はあります。今、暑さをしのぐためによその金を使わなければならないところに行ってですね、出費をですね、わあーこら高つかなあて思うたってですね、やはり子どもたちをですね、のびのびと遊ばせるためにですね、そういうところに行かれております。やはり子育て支援をするならですね、そのくらいですね、思い切ったことをやらなければいけないと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問に答えます。

課長が答弁したとおりであります。あるまちモール、役場の1階、あそこは銀行のATMは開いていますから、あの場では遊んでいいわけです。あるまちモールと1、2、3階、これは町民

の憩いの場でありますから、ほって体育館を貸すということはですね、管理上問題があるということで、ではドームを造れということになってくるわけですね、子どもの遊び場と、そこまでの余裕はありません。やっぱり工夫をしてもらいたい。何でもかんでもね、言えバできるという考えじゃなくて、あるものを利用していただきたい。学校の施設は学校の管理上問題があるから貸せないということだから、町の施設は使っていいから、そこで遊んでももらいたい。雨の日も、よく学校が終わってから1階のスペースで高校生あたりが勉強しよる、そういう利用もしていいわけですから。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 町長、銀行の前に広いところがまだ、店舗を入れるところの広いところがありますね、予定のところ、あそこまで含めての考え方ですかね。じゃああの広いところならいいということですかね。じゃあ今の町の広いところといえば、あそこの店舗を入れるところの広いところと、ふれあいの丘の多目的ホールですか、多目的ホールていうか。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） お答えいたします。

ふれあいの丘の保健センターの多目的室については、保健センターが土日、祝日はまず休館ということになっております。したがって、平日利用がないときには利用可能かと思いますが、土日、祝日に関してはそもそもが閉館しておりますので、今のところは利用不可能ということになります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） ということはだんだん絞られてきまして、あそこの役場庁舎の下のほうですね、あの広いところならできるということですね。

そしてですね、小島課長も先ほどですね、誰かの質問のときに、やはり発達障がいの経過観察が80名ほどを超えるというように言われましたが、やっぱりそういう人たちもですね、やっぱりのびのびと遊ばせて人と交流する中でですね、いろんな経過措置というか、あれも観察できますし、やはり人との交流がですね、一番の発達障がいの人たちは特にですね、今、人との交流がなかなかできない人が多いです。そういうことも含めてですね、やはり子どもたちは子どもたちで走り回って、のびのびと遊ぶ、こういうことが非常に大事だというふうに思いますので、じゃあ小島課長、よかったらですね、役場下の広いところ、こういうところをですね、今度から遊び場として提供することをですね、周知してもらいたいですがいかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員に答えますけど、先ほど申しましたように自由に使っていていいということです。器物損壊になった場合は親の責任と、そのことは守っていただきたい。

以上です。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） お答えいたします。

今、町長のほうから答弁もありましたように、一つ施設として利用できるということでありました。私のほうからは一つだけ、議員さんも御存じのとおり、町内には施設数は、施設や規模、そういったところには限りがあります。すべての家庭のニーズに十分にこたえられないという課題もあります。物理的に限られた施設を有効活用していただくようお願いしたいとともに、近隣市町村、近隣自治体の施設をですね、利活用できるために、これは玉名圏域定住自立圏とか、熊本連携中枢都市圏構想という、そういった会議が連携する場所がございます。お互いに各自治体の連携を深めて、行政の垣根を越えた施設の利用あたりも検討していけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 非常にですね、前向きな意見ありがとうございました。今度ですね、また新しい住宅もできてきますので、やっぱりそういう人たちはですね、夫婦2人で子どもを育てて行かれる家庭が非常に多いと思います。やはりじいちゃんばあちゃんがおりところはですね、じいちゃんばあちゃんにでもですね、少し見てもらえば楽と思いますが、本当に2人だけで子育てをされるところは本当に大変ということは私も分かります。町長もですね、孫さんもいらっしやって、多分子どもをですね、ちょっと見とってくれんかいと言われたらですね、非常に子育ての大変さが分かれると思いますので、是非ですね、そういうニーズもですね、受け止めながら、小島課長よろしく頑張ってください。お願いします。

これで終わります。

○議長（松尾純久君） これで6番、坂本和也君の一般質問を終わります。

続きまして、8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 1点ほど、1点といいましても中身ちょっといくつかあるんですけども、質問させていただきます。

農業政策の中長期振興計画はどう進めていかれているのか。

農業従事者の急激な減少、当然後継者の減少が予想され、また高齢化も進み、それに伴い耕作放棄地の増加も懸念されております。これらは全国的な問題でもあり、自治体で取り組んでも解消することではないという面もありますが、小さい町だからこそ取り組めることもあると考えます。

一つの方法として、町単独、独自で国内外からの農業研修生、技能研修生の受け入れ、育成の制度を検討し、導入できないか。人手不足と耕作放棄地解消にもつながる方法の一つでもあるかと思われます。これはですね、以前にも質問したことではありますけども、その当時ですといろんな諸般の状況で、ハードルも高かったりあったかと思いますが、年数も経ちましたし、これらのハードルが少しは下がっているのかなとも思い、検討の余地もあるかと思いましたので、それについても質問します。

また、現在進められている中長期振興計画、先進地の施策等、後継者育成や人手不足の解消策について、現在進行の状況と今後の計画も併せて説明をしていただければと思いますので、よろ

しくをお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 8番、清田議員の質問には、まず担当課長が取り組んでおりますので、ここから答えさせます。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 8番、清田議員の御質問にお答えします。

町の農業経営者は農林業センサスのデータから、2010年353経営体から2020年288経営体の、10年間で2割程度減少するとともに、60歳以上、全体で646人のうち407人の者がその63%を占めており、新規就農者や後継者といった担い手の育成、確保が急務であり、特に果樹農業において、10年後、20年後は生産者の減少と高齢化、後継者不足が深刻となり、管理が行き届かない園地が増加すると捉えています。そのことから、今年度みかんの産地、愛媛、和歌山、静岡で、後継者育成調査を実施しており、今後の町の後継者育成について計画していくところであります。

また、農業に取り組みやすい環境の整備としまして、昨年度より認定農業者や新規認定農業者への町単費での農業機械への補助、スマート農業への補助をしているところでもあります。

また、以前にも質問されている外国人農業研修生、技能実習生の受け入れにおきましては、以前からは条件が緩和されて、農業分野での移動はできるようになったものの、異業種間での移動は条件が厳しく、現状難しいかと思われます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 今ですね、現在の状況と、いろんなところにですね、研修とか視察に行かれているということではあるんですけども、確かに先ほどおっしゃったように、農業後継者の育成、それと人手不足が急務というふうなニュアンスのことを答弁いただいたかと思いますけれども、私も、これはね、私どもだけじゃなくて、みんなが当然急務に思っていることかというふうに思っております。

このことに関してですね、もう少し具体的なやつがですね、計画といいますか、研修に行ったところでこういうことがあった、それをできるかできないか、うちの町で合うか合わないかというのが、まだこれから先、検討される必要があるかと思うんですけども、もしそういうことがあれば聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 今ですね、調査に行ったところが和歌山と静岡の2県に行ってきたところで、今後愛媛県のほうには調査に行くところであります。静岡のほうではですね、基盤整備をされて、4反ぐらいの大きさを基盤整備をして集積をされて、機械の入るように整備をされている、SSがですね、入るように整備をされているところであります。

あと和歌山もですね、静岡もブランド化ができていますのでですね、単価が高いというところで、新規就農者の数も親と就農されている農家さんが多くて、現状ですね、新規就農者には困っていない状況であったので、やっぱりここはですね、町としてもですね、玉東町のブランド化をやっぱ

り進めていかなければいけないのかなというふうに捉えているところでもあります。

あと、都市、和歌山においては大阪に近い、静岡にとっては愛知とか東京とかにも近いというところですね、そこでもアルバイトに来る方も募集をかければ来るというような状況でありました。新規就農者のですね、あと受け入れ協議会というのをですね、どちらも立ち上げていらっしゃるって、新規就農者のですね、研修の、農家さんで研修を受けて、座学についてはですね、農協とか振興局とかですね、農業についての勉強を受けるというような研修のですね、受け入れの協議会を立ち上げていらっしゃるってのが2県で感じたところでもあります。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） それでは、現在ですね、研修に行かれたばかりでもありますし、それが今後うちの町でどう計画できるのかというのがまだ分からないところではあるかと思いますが、先ほどちょうどおっしゃった中で、研修、視察とか行かれたならば、静岡・和歌山・愛媛といったら、やはり先ほどおっしゃったように、ブランド化が進んで、後継者には不自由してないというようなことをおっしゃったんですけど、私がたまたま知り合い、そのあたりにはですね、うちもみかんしていますし、ちょっと研修にいったときの仲間たちもその地域から来ている人たちもいらっしゃるって、高齢化と後継者不足はやっぱりあると。ただ、うちの町と違って逼迫感というか、それほど逼迫しているような感じの話はですね、もう何年か前の話ではありますけれども、そういう話をしたことがあったので、今、視察に行かれたということは事前にですね、ほかの機会に説明を聞いたことがあったので、どんな研修してきたのかなと思ったのでちょっと聞いてみたということでありました。

ちょっと余談にはなりますけれども、熊本の場合だけに限った言い方ではなかったと思いますが、そうですね、50年近く前、その当時、私は農業高校の学生でしたけれども、その当時、どこでどういう話だったのかはちょっとはっきり覚えていませんけど、三ちゃん農業、熊本はもう三ちゃん農業だよねというふうな言い方、要するにじいちゃん、ばあちゃん、それと母ちゃん、で農業をしている、家族経営の農家が多いという意味も含めてそういう表現だったのかなと思います。

戦後はですね、それに父ちゃんが入ってて4人でされていたのかなとは思いますが、その後日本の高度経済成長期に入りまして、父ちゃんは違う仕事に行っちゃって、結局先ほど言った3人で農家をされているというふうな状況であったのかなと。それがね、今は母ちゃんもいなくなってじいちゃんとばあちゃん、もう父ちゃん、母ちゃんはほかの仕事に就いているという感じで、それでね、先ほどおっしゃったように、うちの町の農業従事者の方、年齢層、平均がどれくらいだったのかはちょっと先ほどの答弁で分かりませんが、どちらにしても60なんぼか70とか、平均年齢はそれくらいいってると感じかなというふうに思います。

それですね、そういう話はいいですけど、50年前、そのときの学生のときの先生が、「これからの百姓はやり方によってはおもしろいぞ、儲かる百姓ができるぞ」というふうなことを言って、だいぶ進められた記憶があります。ただ、残念ながら私は農業関係の学校には行きましたが、そのあと就職も農業関係だったんですけども、農業従事していなかったというふうなことも、そういう経緯があったんですけども、50年経った今ですね、私は、私の孫世代といいますか、私の

子どもの世代なんですけど、ほかの方にとっては孫という年代の子どもたちいるんですけども、その子たちに、「これからの農業はおもしろいぞ」と、「やり方によっては儲かる農業ができるんだ」というふうな話をさせていただいているということになります。ただそれはね、私の願望も入った予想であって、この先どんな農業の時代になるかは実際分かりません。ただ、次の世代の農業従事者を目指す後継者に、現在の農地を、現在の農場をどう引き継いでいってもらえるのか、少しでも良い状態でつなげていきたいと。それがですね、現在農業に従事している私たちじいちゃん、ばあちゃんの役割の一つかなと、そんな気もしております。

ただ、自分でね、これからのやり方によってはおもしろい農業ができるぞという言葉聞いて、自分ではそれをやれなくてですね、次の世代に丸投げするような表現の仕方になって、非常に情けなく、そして申し訳なく思っているところではあるんですけども、現状として私たちが今できるのは、今の状態を長くもたせて、次の世代の人たちに違った形の農業ができるんじゃないかという気がしているんですね、是非ともですね、いろんなところ、今、3か所とおっしゃいましたけど、ほかのところにもたくさんですね、視察、研修等に行ってください、うちのこの玉東町に一番合った、合うと思われるような後継者の育成と人手不足の解消というのを、是非やっていただきたいなというふうに思っております。

ただここで一つちょっと懸念されるのが、今現在確かにいろんなところに行かれて、いろんなことをこれからも学んでこられて、そして持ち帰って、それをうちの町の政策につなげていくというふうなことになるかとは思いますが、先ほども若干言ったように、人口動向と一緒に、生まれてくる方よりも亡くなる方が多い、熊本といいますか、うちの町の農業の場合、農業後継者、新規にされる方というのは、若い人、ある程度の年代の方も含めていらっしゃると思うんですけどそれほど多くはない、今の現状ですね。ただ、年齢が上がって、意欲はあってもやはり身体がついていかないで廃業されるというか、リタイアされるという方が断然多いというのがもう目に見えているのかな。というと、今の進み具合といいますか、計画で、後継者不足と人手不足、これを、そして次の方たちの農業につなげていくために、いろいろ政策、勉強してこられて計画を立てられても、次につなぐときにはその基盤がもうなくなっているよと、スピードアップしていただかないと、玉東町の農業といいますか、農家はもう減ってしまっ、次にバトンタッチするときには、もうやる方がいないよということにもなりかねない、というふうな予想がされます。

けど、今、計画されているのは、やっぱりそれなりの、それを大丈夫だというぐらいの意欲と意気込み、そして何よりも危機感を持ってやって行っていたかなくてはいけないかなと思いますけども、ちょっと漠然とした言い方にはなりますけど、そういう気持ちはちゃんと持ってこの事業に取り組んでいただいているかということをお答えいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 今、2か所研修を行った中ではですね、早急に取り組めるかなと思うのは、新規就農者のですね、受け入れ協議会とかはですね、取り組めるのではないかなと

いうふうに感じているところです。協議会を立ち上げて、その中で2年間、農家での技術の研修とか受けてもらって、座学についてを農協とか振興局で学んでもらって、農家に研修に行っている間にですね、廃業されるので土地を貸したいという人があればですね、その研修生が、もし農家で研修受けている中で、とても人が良い人だったら御紹介ができるかと思うんですね、そういった中で新規就農者の受け入れをしていけたらなというふうに今、2か所まわっている中ではそういうふうに感じています。だからそういった研修で学んできたことをですね、今後の計画の中に落とし込んで計画を立てていきたいというふうに思っています。

あとですね、今年度ですね、3月に地域計画を立てる中でですね、県の事業を活用して、その計画、集約化に向けてですね、話し合いを進めていきますので、農家さんと一緒にですね、集約に向けてもですね、話をしながら、面積を増やせるところはですね、今の農家さんに増やしていただきたいなというふうに思っているところであります。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 今までですね、答弁聞かせていただいて、なかなか新規の就農者の方を育てる、育成するというのは、研修で行った先でも、これから先も進めていこうというふうな話を聞かせていただいたんですけども、それと一緒に、要するに現在の人手不足というのもあって、これ以上、今現状の農業を広げられないというか、維持できないとかいう方が町内にはたくさんいらっしゃるというふうに聞いているんですけども、そういう面においては何か計画等はなされてないでしょうか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 今のところですね、その取り組みについては、現在はやってないところであります。今後ですね、農家の手伝いに来たいとかいう方がおられて、農家の中で人手が足りてないということがありましたら、そういったマッチングの場ができないかなというふうには今、思っているところであります。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 非常に申し訳ないというか、失礼ないい方になるかもしれませんが、それだと今まで聞いた答弁のような感じで、これからの計画を進めていっていただくということであれば、先ほど私が言っていた辞める方のほうが多くて、今の農地といいますか、維持できない、もう10年したときには農業をやってらっしゃる方は本当少なくなってしまうという危惧される中で、今のようなスピード感しなくて計画を立てていっても間に合うのかと、そういうふうな心配が非常にあるんですけども、もう少しですね、スピード感を持った、危機感を持ったですね、気持ちを持ってやっていただかないと、なかなかですね、物ごとは進まないんじゃないかという心配があるんですけども、町長そのへんについてはどういうふうな考えか持っていていらっしゃるでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 8番、清田議員の質問にお答えします。

私の農業に対する思いを話しておきます。今の農業体制では、玉東町の農業も半分は10年後に

はもう山になっていくと。やっぱりそこからスタートしたわけですね。昨年の懇談会の中でそういうことを話してきました。それについて反論はなかったんですね。やっぱり農家の人もそのように思ってるということだったんじゃないかなと。

そこで、果樹農家を中心に10年後にはどうするといいか、和歌山、静岡、愛媛、この視察の研修を考えたわけです。先進地がどういう取り組みをやっているのかと。後継者には困っていないと。関東、中京地方、そして大阪に近いということで、単価もキロ800円ぐらいすると、玉東の場合は300円ぐらいで向こうは800円もする、そしたらね、やっぱり農業をやりたいと思う。我々が若いころ、サラリーマンするよりも農業、みかん作りやったほうがいいと思ったんだから、やっぱりそういう思いの中でね、後継者は育たないと思う中でいかにと後継者は育たない。

坂村議員も一緒だけどね、やっぱり我々が若いころは、サラリーマンよりもね、農業をやりたいという若い者が多かった、それが青年団活動を通していったわけよね。集団経営その道をね、探らんとかんたろうと。1人でしよる農業は1人分、2人でする農業は2人じゃなくて3人分できるわけよね。3人おれば5人ぐらいの生産量が増えてくると。やっぱり集団経営、和歌山、和歌山はテレビでも取り上げられとったけど、集団でやっとするわけよね。静岡は圃場整備をやっていると。愛媛は宇和島と八幡浜、これ急傾斜、河内みたいなところ、だからここの農業はどういうやり方をやっているのか、そこをね、視察して、一番ね、玉東に合うところを後継者を連れて行けと、そして個人経営じゃなくて集団でやるような道を考えていったほうがいいぞと。玉東でもそういうやり方をやってる人がおるわけだから、やっぱそこを見てみると分かると思う。

それと水田地帯、水田はね、わりと拡張ができるわけよね。アグリファームとか、二俣のね、共同経営をやっとなると、水田は1年作だからわりとそういうのが早めにできるんじゃないかなと。しかしみかんは永年作物だから、俺んところのはあれがつとは違うぞと、そういう思いが違うと思う。なかなか難しいところはあるけど、3年すればね、大体似通ってくるんじゃないかなと。やっぱり将来後継者をつくるためにはね、集団経営、この道を探らんと私は玉東で農業は無理だろうと思う。もう熊本の農業は、河内も天水も一緒、やっぱり個人経営というのはね、家族多い間はいいけど、やっぱりなかなか難しい。今、70代に近い人、10年後はおそらくどうするか分からんよ、そういうみかん畑がでてくると。梨もしかり桃もしかり、やっぱりね、個人でやりよったらいかなたろうと思う。後継者を育てるためにもね、集団経営ということを目指してもらいたいなということで視察にやっているわけです。その中にヒントがあるんじゃないかなと思っております。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 町長もですね、そういう強い気持ち持っていらっしゃるということで、今日質問したのはですね、具体的なところまでですね、こういう形がある、どういう形がある、どうやらなくてはいけないというふうな、そういうふうな質問するつもりはございませんでしたけれども、ただ集団がいいかどうかというのは、私は何ともどうかなというふうなところがありますけれども、今いろいろ行ってらっしゃって、3か所、これはたまたま果樹のことですけども、正直和歌山にはあんまりそれほど親しい知り合いの方はいないですけど、静岡、大体静岡は

私の知っている範囲、学生ときは三上というところに農業研修行って、その当時は100何年とかそういう木がいっぱいある産地ではあった。もちろん昔から古い、有名なというかブランド、その当時からブランド化されている産地でしたので、ただ、今はそういうところはほぼないという話はしなかったですけど、あまりにもそういう産地はなくて、改植が進んでいるという話ではあったんですけども、ただ浜名湖周辺、大体あの辺りのが一番多い、どちらかと平らに近いのはあの辺りですね、ちょっとそこから離れるとすごい傾斜地で、今そういうところは、残念ながらかなり減ってしまってるというふうなことで、場所によっては、先ほど町長おっしゃったように、後継者にもあんまり心配してないというふうなことがあって、ブランド化があつてうまくいってる。でも方や、やはり条件の悪いところはやっぱりなかなか苦戦をしているというふうなことで、そういう話を聞いたことは確かにあります。

それと愛媛、八幡浜、それと何半島だったか忘れた、伊方町というところなんかが、大体一番メインのみかんの産地かと思いますけど、あそこの場合はどうしても、八幡浜周辺はまだいいけど、伊方町というかそっちのほうに行くと傾斜がすごくて、今でもただ結構同じような感じでやってらっしゃって、後継者はやっぱりだんだん減っているの、それを止めなくちゃいけないというのはあるみたいですけどね、非常に羨ましいなというふうな話をしたことがあったんですけども、是非ですね、そういうところと、ほかにもですね、みかんだけでなく、条件が良いところのはずなんだけど、やはりなかなか後継者が育ってない、というところもですね、いろんな形で視察なり勉強なりしていただいて、できるだけ早く計画を具体的な計画に乗せていただきたいなというふうに思います。

それとですね、もう一つといいますか、これから先、後継者を育成するためと人手不足の解消のため、特にこれはね、早急に、特に人手不足の解消のことに限っては、違った形で各農家も考えてはいるんですけども、なかなか農家だけじゃなくて、人手が足りないというのが実情なんですね、それがあるんで、価格は最近少しは良くなったとはいえるものの、労働力不足というのは、どうしても人がいないとなかなか難しいというのでですね、そちらのほうは農家も早くしなくちゃいけないことですけども、行政のほうもですね、それも含めて計画を早く立てていただきたい。スピード感を持って進めていただきたいというふうなこともあります。

それと、もう一つと言ったのは、要するにどんどんどん農業従事者の数が減ってくる。これは先ほどの労働力不足もありますけども、年齢的なこともあつて仕方ないことといえば仕方ないことなんですけども、それを少しでも伸ばす必要はあるかなと、そちらのほうも後継者育成とか人材不足をどうするかという問題と一緒にのくらい必要な、行政が携わらなくてはいけない面もあるのではないかなというふうな気がして、その中にですね、今、町単独の事業で、農業機械等整備事業だったですかね、あれをやっていただいているというふうに思うんですけども、あれは確かに非常にあれがあるおかげで、私もその恩恵にあずかっているようなところもありますけども、なんか対象になるものというのがやっぱりどうしても少ないかな、必要な機械というのは人それぞれ違うので、あれをもう少し広げて使えるといいですか、何にでも申請をすれば、申請して、それを検討していただいてのことになるんでしょうけども、この農家にはこれが確かに必

要だということであれば、補助していただくということが、そういうもう少し範囲を広げていただけないか。または撤廃していただいて、農家の人が必要なやつを申請すれば、それによってそれを検査して補助をしていただくと、あくまでもちょっと小さく一つ一つのことについてのことではないんですけど、ざっとしたいいい方になるんですけれども、同じ町単独のやつでも、やっぱり100万から超えるような機械もあれば、10万、20万という機械もある、必要、その方にとっては必要と思われるやつかね、そういうのには、特に高齢者の方や女性の方が、こういうのがあれば労働力の軽減になって省力化できるというふうな機械が、というのがたくさんあるんですね。私が単純にみかん農家の目線からだけ言わせていただければ、電動の剪定ばさみだったり、重量を持ち上げるスーツといいますか、みたいなやつですね、アシストスーツとかいうようなやつとか、あと、このフォークリフトの小さいバージョンのやつで、そういう重量物の移動リフトであったり、草を刈るためのハンマーナイフとかいう代物であったり、あとチェンソーや草刈り機、簡易選果機、言い続ければですね、キリがないくらい多くの農機具あると思うんですけれども、そういうふうなことまで含めて、高齢者の方、女性の方の労力軽減と省力化等にもつなげる、それが農業の従事者の方を長くやっていただくというのにもつながってくるかなと思うので、そういうふうなことの見直しというのは考えられないでしょうか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） この機械の補助につきましては、認定農業者、新規就農者に限定させていただいております。これが誰でもいいというふうになると、予算がどれだけでも使っていかなければいけない状況になりますので、認定農家と新規就農者に限らせていただいております。

機械の種類についてなんですけど、こちらについては、昨年度種類を限定していて、ある程度こちらのほうでも補助の限度額というところは示さなければいけないので、そこについても設定をさせていただいております。昨年度機械の補助を出したところですね、こういった農業機械はこの中に入れてもらえないだろうかという意見が多くあったものについてはですね、こちらのほうで検討して、今年度追加している機械もございますので、そこについてはですね、認定農家さんの役員の皆様で話してもらって、要望とかしていただければですね、検討できるかと思います。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 要望が多ければと、要望すれば検討していただくというようなことではあるんですけれども、ただですね、どういうやつを申請できるのかというふうなことを、認定農業者の会議とかに行けばもちろん資料としてあるんでしょうけれども、認定農業者でない方というのは、そういう補助あること自体を知らない。ホームページとか確かに載っている部分はあるので、それを見ないほうが悪いと言われたらそれまでなんですけども、そのへんでもう少し農家の方々にもこういう制度があつてというPR、もう少しそういう必要があるのではないかなと。

それと認定農業者だけ、もちろんある程度の予算とかあるのでそういうふうなくくりも必要かとは思いますが、いろんな自治体によっては、もちろん認定農家さんのほうが補助率は高く

して、そうでない方は低くしているとか、いろんなやり方をされている自治体とか、町単独でやられている事業なんかは、それができるはずだと思うので、そういうやり方もありなのかな。

当然認定農家になろうと思えば、もしその機械がほしければ、少しでも多くの補助がほしければ、あれ認定農家申請手続すれば年齢制限とかはなかったのかなとは思いますが、それもひとつあとから答弁していただきたいんですけど、ちょっと私の勘違いの面もあるかもしれないんですけど、今、当初で見たときに500万という予算を組んであったと思うんですけども、こういう対象にさせていただく機種を増やしてもらいたいというふうになったときには、予算それでも足りないのかなと、多分超えてしまうんじゃないかなという、そういうふうな気もしたんですね、そのへんの見直しと、重ねて答弁いただきたいのは、補助率、先ほど途中言っていた高いやつと、金額が高いやつとそうでもないやつとか、どれでどういう決めるというのはまた行政のほうで決めていただければ十分かと思えますけど、その補助率もできるだけちょっとアップしていただくというふうなことが可能なかどうかということをお答えしていただきたいと思うんですけど、そのへんは町長の答弁になるのかなと思えますけど、その前のやつがあったらお願いします。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 認定農家の年齢については特に年齢はありません。5年後の計画を立てていただければ、それに基づいてですね、県のほうで審査を、町と県のほうでですね、審査をして、認定農家に認定をされるようになります。

あと予算についての500万ですけど、こちらのほうがですね、毎年度町でつけていけられる補助金をですね、つけられる金額としてですね、毎年度とっていききたいなというふうに考えている金額であります。今年度ですね、これはですね、補助金については、申請の順番で500万に達したら来年度、補助金を設けますので来年度よろしく申し上げますというふうに御案内をしているところであります。

補助率についてもあんまり上げてしまうとですね、1人の人に多くいってしまうので、補助率のほうはですね、今の補助率でいかせていただきたいというふうに考えております。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 今現在の金額でというふうなことであるんですけども、ホームページ見たときにですね、当初予算500万だけど、私が見た町のホームページで見たやつは、上限が1,000万になり次第終了というふうなやつ、これただ6年度やった、ホームページに載ってたのがですね、だったので、多分6年度と7年度では違ってたのかなと思うんですけど、事業自体がもう4年度から始まっているのであれば、その金額等も違うし、いろんな希望があればいろんな対応はできるかもしれませんというふうな、そういう文言なんですね。ただ、対応機種については、掲載のものに限るというふうな文言が入っていたというふうなことは思うんですけども、そういう文言が入っていると、ほかの機種を、これは対象になりますかとは、誰も聞いてはくれないかなという気がするんですけども、そのへんもあるので、やっぱり少しでも長く農家の人に、今現在の人にやっていただくためには、そのへんの補助率のアップと対象機種の緩和というのは、絶対必要なことではないかなとは思いますが、それは全然考えられないことでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 8番、清田議員の質問に答えます。

考えられないことはない、しかし、状況判断が必要だと。産業振興課が住民の皆さんと話し合いをしながら、そのところはしっかりと把握して決めていってくれると思います。

以上、答弁します。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） この機械の補助につきましては、昨年度から始めてまして、ホームページに載っているのがですね、昨年度のお知らせが載っていて、今年度についてがちょっと更新ができてなかった状況で、そこについてはお詫び申し上げます。

機械の対象機種についてもですね、昨年度要望のあったやつについてですね、今年度反映している状況でありますので、そこについてはですね、柔軟に対応させていただきたいと思います。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） いや、もちろん柔軟に対応していただけるとは思うんだけど、やはり説明する資料に「掲載の機種だけ」とか、そういうふうに書いてあると、ほかの先ほど何度も繰り返しになりますけども、高齢者の方だったり女性の方というのは、バリバリの専従者の方と比べると、先ほど言ったような小農機具といいますか、そういうふうなのがあれば非常に効率もいいし、省力化もできるし、楽に仕事もできる、てなると、それだけ要するに新規就農者だったり、労働力不足を解消する事業もするのにも急いでやっていただかないと困るというやつだし、ただ、先ほどのやつを聞いていると、どうもそうそう簡単にはそっちのほうの事業は本当に立ち上がるのかなという心配もあったので、それだったら少しでも長く、言葉がいいのかどうか分かんけど、延命措置じゃないですけども、そういうふうな幅広い方にも補助をして、農業の従事者を減らさないという方策も必要かなと思います。

まずもって十分対応しますとおっしゃってるんですけど、そこに対応機種は掲載のとおりですって書いてあったら、誰もそれ以外の、以上のことを申請するという人がいるんだろうかと思いますが、そのへんどういうふうになりますか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 昨年度については、ホームページに載っている対応機種になっていまして、そこから認定農家さんのですね、要望があったものについて、すぐに必要であるところのほうで判断できたものについてはですね、多くの農家さん、1人の農家さんじゃなくて多くの農家さんからですね、要望があったものについては、機械の種類を増やして今年度対応しているところであります。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 私が言っているのは、それを、その情報を知るためにホームページを見た人、または今年の資料がどういうやつかは正直な話分からないけど、それに対象になる機種は掲載されているものだけですよというふうなことを書いてあったら、それ以外のことはいくらね、担当のほうでそれは対応しますよ、認定農業者の方たちにはそれで対応しますよといったって、

そうじゃない方もいらっしゃる。

そしてまた必要とされているのは、先ほど何度も言うんですけども、大きな機械が必要な方もいる、それで非常に助かる方もいる、そうじゃない農業に従事していただく方を少しでも減らさないような方策にする、ほかに方法があれば別にそっちのほうでカバーしますから、今の制度でかまわないというふうな返事をいただければそれでかまわないかと思いますけども、普通に考えたときに、これしか対象になりませんっていったら、いや、言ってもらったらそれ考えますと言われても、なかなか多くの方が、自分の要望をおっしゃるとは思えないんですけども、そのへんはどういう、もう今のまんまで必要ないというふうにお考えですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 8番、清田議員の質問に答えます。

清田議員が思うようにやっていきたいと思います。それでいいですか。とにかくさっき私が答えたように、産業振興課で必要なことを農業者に尋ねると、そして多かったところからそれを載せていくということです。それで理解してもらいたいと。

○議長（松尾純久君） ホームページに載せる前にニーズ調査をするということです。

8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 今年度のやつがどのような形で載るかは、それを楽しみにしたいなというふうには思いますが、最後に言わせていただくと、スピード感を持って、危機感を持って進めていただかないと困るし、減らさないような方策というの、同じような考えでやっていただかなくては、町長が先ほどこういう形でこの玉東町の農家を守りたい、農家を続けていきたいというふうなことが多分できなくなる、できる前にその母体となるやる人が本当半減してしまうということにもなりかねないので、是非ですね、そのへんの危機感を持って、スピード感と危機感を持ってやって頂きたい。

それと最後にもう一つ、ホームページの件ですけども、どうしてもこだわって、掲載している対象になるのはこの機種だけだと、その文言だけはもう一度検討してやっていただかないと、ほかの方にはそれは通用しないんじゃないかと思うことを言って終わりたいと思います。

○議長（松尾純久君） これで8番、清田高広君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後5時50分

再開 午後5時57分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

続きまして、1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 1番、前田です。通告に従いまして1点質問いたします。

まず申し上げておきたいのは、私は本来一般質問において、このような内容を取り上げることを望んで議員になったわけではありません。しかしながら、町民の皆様から不安や疑問の声が多

く寄せられている以上、避けて通るわけには行きません。不本意ではありますが、町民の皆様の声を受けて質問させていただきます。

町職員による内部情報の外部漏洩事案について、報道等で明らかになった玉東町職員による内部情報の外部漏洩事案について、町民の皆さんの間ではどのような情報が漏れたのか、なぜ漏洩が起きたのか、処分は適切だったのかなど、多くの疑問や不安の声があがっています。

本件は、例え漏洩された情報が個人情報ではなかったとしても、行政の信頼や情報管理体制に対する重大な問題であることに変わりはありません。町として把握している事実関係、対応の経緯、職員処分の判断根拠、再発防止策、町民への説明責任のあり方について明らかにし、信頼回復に向けた町の姿勢を伺います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1番、前田議員の質問には、まず担当課長より経緯について答弁させていただきます。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 1番、前田議員の御質問にお答えします。

まず、今回の事案について、町民の皆様や関係者の皆様に御心配をおかけしましたことについては、大変申し訳なく思っております。

さて、今回の事案につきましては、令和2年度の木葉駅前PFI住宅整備事業及び令和4年度新庁舎建設事業に係る公募型プロポーザルによる事業者選定において、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反の疑いにより、令和4年11月から警察の捜査を受け、職員6名が取り調べを受けました。捜査の結果、何の罪にもとらわれず、令和5年2月に捜査は終了しました。が、事情聴取の中で、事業の担当をしていた職員が取り調べを受けた際、警察側は、職場内の事務分掌の書類を持っていたことや新庁舎建設事業の公募型プロポーザルの審査結果を公表前に知っていたこと、及び町長の発言内容、職員の行動履歴等の内部情報を知っていたことで、事業担当職員が、職場内に内通者が存在するのではと疑惑を持ち、やがてその存在が明らかになったものです。

その後、令和6年2月に内通者の職員は、地方公務員法第34条第1項の守秘義務違反で、玉東町職員分限懲戒審査委員会に諮問され、内通者の職員と事業担当者の職員に、計3回の聞き取りの調査を経て、令和7年4月の町長に対する審査委員会による報告書では、内通者の職員は、警察に協力したものの、前述した守秘義務違反の事実確認と認証ができなかったと答申しましたが、最終的には任命権者である町長の判断により、内通者の職員が警察に協力したことで、漏洩したことは間違いないとの判断し、懲戒処分となったものでございます。再発防止策及び信頼回復につきましては、二度とこういうことが起きないように法令順守の徹底に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

ではですね、そもそも町として、この漏洩によってどのような不利益や損害を実際に被ったの

か、伺います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 実際町としての被った被害でございますが、まず、職員間の信頼関係、それから職務に遅延というようなことが起こったのかなと考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） このたびの情報漏洩の事案というのは、最終的に懲戒処分、減給10分の1、1 か月という判断にいたっておると聞いております。この処分を決める分限懲戒審査委員会に町長御自身は出席されましたか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） この分限審査会につきましては、町長の出席はございません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ありがとうございます。

出席されていないのであれば、町長としてこの処分に関与したタイミングはどのタイミングでしょうか。最終的にこの懲戒処分が町として妥当であると判断された背景に、町長御自身の御意見や御意向が反映された部分があったのかどうか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1 番、前田議員の質問にお答えします。

分限委員会に私の意見が反映されたということはないと思います。分限委員会としては、処分を受けた本人が、「分かりません」とか「忘れました」とかいうもので、判断ができないということだったんです。

しかし、当初、最初ですね、漏洩した職員が判明したときに、事情聴取を受けた職員が面会して話を聞いたときにはですね、自分がやったということを認めておったわけです。分限委員会の中ではそれを否定して、「忘れました」とか「分かりません」とか言ったので、どっちが本当かということで、しかし、職場内に混乱を招いたことは事実だということで、私としては、そういうことは二度とあってはならないということで、1 か月、10分の1 か、これは軽いほうだと思います。その処分をやったわけです。それは守秘義務違反、これに該当するということで、妥当な判断だと思っております。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ありがとうございます。

先ほどですね、総務課長の答弁の中での通報の部分ですね、一応報道では、去年第三者からの通報でというふうに記事に載っていたんですけども、じゃあそうではなかったということでしょうか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 報道では第三者からとなっておったかもしれませんが、先ほど説明

したとおりでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） では、その最初に判明してから数年もの間、その関係職員は通常どおり業務に従事していたとすれば、情報管理上のリスクは放置されていたのではないかと思います、その点を伺います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1 番、前田議員の質問にお答えします。

漏洩をやった職員は、県に出向しておりました。これ2年間人事交流で、そういうことで、そのあとは2年間の中では、職員はここにはおりませんでしたから、漏洩はなかったと。その心配も要らなかったということです。

まず一番最初の発端は、プロポーザルでやった駅前PFIアベニール木葉、これとこの庁舎、新庁舎の建設、これをプロポーザルでやったのに警察が疑いをもったと、それが発端です。警察も一般競争入札とか指名競争入札とか、そういうやり方の中での疑いを持ったんだろうと思います。しかしプロポーザルはそういうことではない。設計から金額の提案、提案型の競争であります。これはどうしようもないと。そこに参加した業者が競争をして、外部からですね、どうこう言うことはいっさいできないと、そういうことをですね、警察がまだ把握してなかったんだろうと思います。そこでこの問題が起きたと。

その前に、やっぱり選挙絡みのこともあるだろうと。どうしても体制を変えたいという中での通報があったんじゃないかなと。そこに警察もおどらされたんじゃないかなと。結果的には何もなかったと。警察の中でも2日ばかり経ったときには、この問題は勇み足だという情報が流れておったということです。内部情報を漏らした職員は処分をしないと、二度とこういうことがあったら、職場内で疑心暗鬼が起きてしまうということで処分をわけであります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ありがとうございます。

その内部通報された職員さんというのは、その通報によって得られるメリット、動機というのは、先ほどのような感じで捉えていらっしゃるということでよろしいでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1 番、前田議員の質問にお答えしますが、本人にとってデメリットはあったとしてもメリットはなかったと思います。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ありがとうございます。

そしたらですね、次の再発防止策についてです。以前の不祥事の際、信頼回復には綱紀粛正と透明性が重要と述べられていました。しかし今回の説明のないまま報道で発覚しております。前回の反省は本当に生かされていたのかお伺いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1番、前田議員の質問にお答えします。

前回の事件についての反省は完璧にできたと思います。しかし今回のことはですね、また違った形でできたわけですね。今回の事案については、警察が働いたということでね、これはどうしようもないということでもあります。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

今回の件につきましては、町からは町民に対していっさいの説明がなされておらず、報道によって初めて明らかになったという経緯があります。私がこうして一般質問を行わなければ、町としてこの問題について積極的に説明する姿勢はなかったのではないかと考えております。

実際町民の方からは、なぜ公表しなかったのか、なぜ隠していたのかといった不信の声があがっていることも事実であります。さらに、報道では実害の有無も分からないままで懲戒処分が下されたことに加え、その情報の取り扱いや通報の背景についても、町からの説明が不十分であるため、町民の間には様々な憶測や疑念が生まれている状況です。特に一部の町民からは、今回の処分は、別の問題や責任を覆いかくすためではないか、町長自身が関与する何らかの利害関係が背景にあるのではないかとといった厳しい声も寄せられております。

町として、また町長御自身として、こうした疑念や不信の声をどのように受け止め、町民への説明責任を今後どのように果たすおつもりか、改めて考えをお伺いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1番、前田議員の質問にお答えします。

新聞報道で処分をしたということで、町民の方は疑念を持たれたと思います。以前2件ほどあったもんでね。何があったんだと。しかし、そういうことがあったからプロポーザルという方式をとったわけです。絶対関与できないようにね、町民の方に報道をしなかったのは、町が何ら違反をしてないと、そういうことです。勇み足でやったことだもんで、我々が町民に対していいわけをすることも何もありません。そういうことで町民にはあえて詳細については触れなかったわけです。今日はあなたが質問したからここで答えているわけです。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

では最後にします。今回の情報漏洩事案につきまして、町民の皆様にとっては、自分たちの知らないところで何が起きていたのかという強い不信感と不安を招いた重大な問題であると受け止めております。そしてその不安は事案そのものの内容にとどまらず、なぜ町から説明がなかったのか、なぜ今になって発覚したのか、今後また同じようなことが起きるのではないかとといった、町の対応そのもののあり方に対しても向けられているのが実情であります。

行政の信頼は一度失えば簡単には取り戻すことができません。だからこそ今、町として事実関係をていねいに説明し、なぜ起きたのかをしっかりと検証し、そして何よりも再発防止に向けた本気の姿勢を町民の皆様にお示しいただくことが、何よりも重要であると考えます。

私は、これまでの非常にすばらしいまちづくり、これを実現して来られたのはほかならぬ前田町政であったからこそだと高く評価しております。人口減少や財政の制約といった厳しい状況の中で、町民に寄り添った数々の施策を推進されてきたその手腕と実行力には深く敬意を抱いております。しかしながら、どれほど良いまちづくりを進めていたとしても、1人の職員が不祥事を起こせば町民の目は、やはり組織のトップに対して責任を問うものです。だからこそ今回の問題を単なる処分や謝罪で終わらせるのではなく、町の組織風土や情報管理体制そのものをみなすきっかけとして、行政全体で真摯に受け止め、信頼回復に努めていただきたい、そのことを町民の皆様の声としてここで改めて強く申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（松尾純久君） これで前田大樹君の質問を終わります。

一般質問をこれで終わります。

日程第4 報告第1号 令和6年度玉東町繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（松尾純久君） 日程第4、報告第1号「令和6年度玉東町繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

本案について報告を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、報告第1号について報告申し上げます。

令和6年度玉東町繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第1項の規定により、別紙のとおり歳出予算の経費を繰り越したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。令和7年6月11日提出、玉東町長です。

補足になります。令和6年度玉東町繰越明許費繰越計算書につきましては、先の令和7年3月議会定例会におきまして、令和6年度一般会計補正予算（第9号）の中で、事業名、限度額等を定めた「第2表 繰越明許費」を御承認いただいております。

本報告議案につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度へ繰り越して使用しようとする歳出予算の経費が確定しましたので、議会に御報告するものでございます。

報告書の2枚目をご覧ください。繰越計算書の一般会計分でございます。

4列目の金額の欄が、3月の議会の中で御承認をいただいている限度額でございます。その右は翌年度繰越額の欄でございます。最終的に確定を行い、令和7年度に繰り越す歳出予算の金額でございます。左の財源内訳の欄は、事業実施に必要な歳出予算に充当する財源の内訳となります。

こちらの別添資料1枚目は一般会計分でありまして、2款、総務費のLPガス使用世帯支援事業をはじめとする11の事業で、合計1億7,305万8,000円を令和7年度に繰り越して使用することとしております。

次に3枚目をご覧ください。

3枚目が宅地開発特別会計分でありまして、1款、宅地開発費の分譲地測量設計事業、合計2,030

万4,000円を7年度に繰り越して使用することとしております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（松尾純久君） 報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。

以上で、「令和6年度玉東町繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第5 休会の件

○議長（松尾純久君） 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日6月12日は、議案調査のため休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、明日6月12日は、休会とすることに決定しました。

お諮りします。本日の会議はこれで散会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本日は散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

明後日6月13日は、午前10時に開会します。

起立、お疲れさまでした。

散会 午後6時19分